

午前 10 時 34 分 開議

議長（島原正嗣君） 皆さんおはようございます。ただいまから平成 8 年第 1 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により議長において 6 番 北出寧啓君、7 番 奥和田好吉君の両君を指名いたします。

なお、12 番 重里 勉議員からは欠席の届け出が、また 26 番 真砂満議員からは遅刻の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

次に、日程第 2、議案第 7 号 泉南市土地改良事業分担金条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたします。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔 議 案 書 朗 読 〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第 7 号、泉南市土地改良事業分担金条例の制定につきまして、簡単に御説明申し上げます。

本議案は、土地改良事業に要する費用に充てるための分担金の徴収に関して必要な事項を条例で定めるため提案するものでございます。

条例を制定する必要性でございますが、従来は条例整備がなかったため、事業費の分担は寄附金として受け入れておりましたが、割り当てる寄附金を禁止する地方財政法第 4 条の 5 の規定もあり、法律的に不安定な状況にあること、また条例がなければ農林漁業金融公庫の融資も受けられず、受益者に不都合を来すことも予想されるため、今回条例の制定に踏み切るものでございます。

内容といたしましては、第 1 条で趣旨、第 2 条で土地改良事業の定義を規定し、第 3 条で分担金徴収の納付者を定め、第 4 条では具体的な分担金の額、第 5 条でその納期を、第 6 条で分担金を納付しない場合の延滞金を、第 7 条で分担金の減免及び徴収猶予を定めるものであります。

施行は平成8年4月1日で、平成8年度以降に施行する土地改良事業に係る分担金について適用するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） 新しい条例の制定なんですけど、もう少し詳しくお願いをしたいんですが、先ほどこの条例をつくらないと補助金等が受けられないという表現があったんですが、そうすると今まではこの条例がないために市民に不利益があったのではないかなという、説明からはそういうふうにかがえるんですが、具体的にはどういう補助金で、どれぐらいになるのか、少し具体的に御説明をいただきたい。

それから、このペナルティ的なもので1.6%というものがあるんですが、金利が大変変動しておる状況の中で、この率というのは変動する必要があるのかどうかですね。少しの変動であればいいんですが、大変銀行の体をなしておらないというようなことも言われておる中で、この1.6%という数字の根拠みたいなことも含めて御説明をいただきたい。

それから、土地改良事業、泉南の方は今後どれぐらい見込まれておるのかですね。ちょっとその辺の全体的なことを御説明いただきたい。

以上です。

議長（島原正嗣君） 松川産業経済課参事。

事業部産業経済課参事（松川哲也君） ただいまの小山議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の補助金が受けられないと受けとめられましたけども、今助役の方から申しましたのは、補助金は受けられるんですけども、その地元負担金の受益者について、農林漁業金融公庫の融資が受けられないと。融資の条件の1つとしまして、条例が添付になっておりますので、それを受けられないというのが1点です。

2点目の金利につきまして申し上げますと、金利につきましては、地方自治法の231条の3第2項の規定によりまして、条例で定めるところにより延滞金を徴収できるということになっております。なお、この延滞率につきましては、地方税法の規定による税の延滞金の額等との均衡を失し

ないよう処置することが適当であるとの行政事例に従いまして、泉南市の市税賦課徴収条例と同率にしております。

3点目の今後の土地改良事業の動向の御質問でございましたけれども、今現在、実施しておりますのは、府営の地域オアシス整備事業と一般の老朽ため池事業、それと市営のため池等整備事業です。

以上です。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） そうすると、今まで寄附という形で受益者負担、地元負担をしておったのが、この条例をつくることによって融資が受けられる、そういう御説明であったかと思うのですが、そうすると、今まで条例がなかったからこういう融資が受けられなかったと思うんですね、状況的には。そういう点では、この条例の制定が今ごろ出てくるのはちょっとおかしいなという感じがするんですが、こういう融資を受けれるという1つの権利が発生することによって、例えば今やっておられる4つぐらいの事業で、大体地元というのはどれぐらいの負担をしておって、それが融資を受けるというそういう制度を利用する状況にあるのかどうか。その辺の金額と、どれぐらい地元負担しとるかですね。融資を受けるとしたら、みんなお金があるわけじゃないですから、なるべく有利な融資を受けて事業をした方がいいと思うんですが、そういうものの具体的なことを少し説明をしておいていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 西本産業経済課長。

事業部産業経済課長（西本 治君） 小山議員の質問にお答えします。

地元の負担金はどれぐらいかという質問ですけども、事業によって違います。まず、土地改良総合整備事業では、地元の負担金が1 2%、ため池等整備事業につきましては 4%、農地災害復旧事業については5 0%以内、府営施工事業でため池整備事業では7%。

それから金融公庫の融資ですが、全額受けられます。現在、 5%で融資を受けることができます。

以上です。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 全部一遍に聞いたことを説明してもらったら、私、立っていいんですがね。その率はわかったんで、どれぐらいの金額を、今

のやっとなる事業では地元が負担することになっておるのか。ちょっと我々が知りたいことを察知して答弁をいただきたいんですね。今の説明でやっとなりましてけども、全額こういう有利な融資が受けられるわけですから、大いにいろんな土地改良にしてもため池にしても災害にしても、個人の責任というよりも、やっぱり社会的に負担をしていかないといけない部分ですからね、そういうことでもう少し市民の関心のあることについてきちっと答えてくださいよ。どれぐらいの金額を具体的にある事業では今まで市民が負担をされておるのか、受益者がですね。これは全額ですから、そうするとやっぱりそういう制度を使うような状況にあるのか、その辺をもう1回の答弁で終わるようにちょっと答弁していただきます。

議長（島原正嗣君） 松川産業経済課参事。

事業部産業経済課参事（松川哲也君） 具体事例でお答え申し上げます。

平成8年度の当初予算書の中で、118ページの農林水産業費寄附金ということで上げておりますけれども、この寄附金はため池改修事業の寄附金と土地改良総合整備事業の寄附金、それと農業施設災害復旧費の寄附金、ここに上げております1,335万7,000円につきまして、農家さんの希望があれば全額融資が受けられるということでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） そうすると、8年度予算ではこれの対象になるのが1,300万何がしかと、こういう理解でいいんですね。それが希望されれば全額公的な融資が受けられると、こういう理解でいいんですね。

事業部産業経済課参事（松川哲也君） はい。

8番（小山広明君） わかりました。実際はどれぐらい使う状況があるのかもほんとは説明してほしかったんですが、もう何回もいいですわ。

責任者の方、今までこれができずに、そういう融資が受けられなかったということについては、一定の行政としての見解というんか、私からいえばおわびですけども、しておいていただきたいと思うんですが、これは議会でもいろいろ議論があって、そしてこの条例が出てきたと思うので、これも議会の方から指摘があってこういう条例が出てきたという経過を踏まえれば、私は行政の責任は大変大きいと思うんですよ。ほかのいろんなことでも、こういうような行政がちゃんとしたことをやれば、市民の負担が軽く済むというようなことは、もう一遍全部洗い直す必要も私はあると思

うんですね。これだけではないと思うので、その辺も含めてひとつちゃんとした条例整備、制度の整備をしていただきたいと思うんですが、総括してちょっとお答えしておいていただければ結構です。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 今回の条例制定につきましては、従前からいろいろ御指摘をいただいております、そういう意味では少し遅く現在に至ってしまったということについては、我々の方もいろいろ諸事情はあったにいたしましても、反省しなければならない点はあったかというふうに思っております。こういうような市民にとって非常に有益な条例制定であれば、やはりできるだけ早期にしていく必要があると思いますので、この条例にかかわらずそれ以外の条例も含めまして、そういった御指摘の点がないかどうか、その点については十分チェックしてまいりたいと考えております。

議長（島原正嗣君） ほかに。———和気君。

2番（和気 豊君） 私もこの分担金の問題については、それまでが寄附であって、地財法等のあり方からいえばおかしいんじゃないかと、こういうことで委員会でもかなり厳しい論議がなされました。予算委員会か決算委員会かは忘れましたが、そのことは置いて、そのことを受けられて今回のこういう提案になった、こういうことについては了としたいというように思います。

それを前提にして、他市では既に早くから先行しているというふうなこともあの場では出されたように思うんですが、おくれたことによって一定の金融公庫等の融資の条件が具備されないということで、それが受けられなかった、こういうこともあるわけですから、他市でもう既に先行しているところですね、これの状況はどうなっているのか、少しお示しいただけたらと思うんですが。

議長（島原正嗣君） 西本産業経済課長。

事業部産業経済課長（西本 治君） 他市の状況について、まず制定年度から申し上げます。堺市では昭和57年に制定されております。岸和田市では昭和44年に制定されております。和泉市では昭和47年に制定されております。貝塚市は昭和31年、泉佐野市が平成元年です。

それから、率につきましてはですけども、総合的な比較はできませんが、ため池等整備事業を例にとって申し上げますと、堺市が地元負担金が15

%、岸和田も15%、和泉市も15%、貝塚市が10%、泉南市が4%となります。

以上です。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） 泉南市はこういう農業政策については、一定他市に比べておけている。例えば園芸団地ですね、これなんかの整備についても、大阪府の補助、トンネルだけで処理している。5割負担ですね。ところが、他市ではこれに一定市としても上積みをして農業振興に対応している、こういうことで、こういう施策があるということで、農家にとっても有利な施策は速やかに担当課でもよく勉強されて対応されたい。そのための体制は、当然市長が保障されるべきだというふうに思うんですが、その辺はいつも問題になるところでありますので、あえて答弁は聞きませんが、私としては一定見解を申し述べておきたい、こういうふうに思います。

それから、ちょっと突っ込んでお聞きをしたいんですが、土地改良総合整備事業、こういうことで1つにくくって、それからため池等整備事業になっているわけですが、土地改良事業というのはいろいろ種類がありますね。総合というふうにはなっているわけですが、他市でもそうでしょうか。

議長（島原正嗣君） 西本産経課長。

事業部産業経済課長（西本 治君） 土地改良総合整備事業の説明からさせていただきます。

これは区画整理、農業排水施設、農道、暗渠排水、客土事業等を総合的に整備する事業でございます。この事業名でございますけども、大阪府の補助要綱の名前をとっております。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） 圃場整備ですね。これは泉南市の農地なんかでもかなりやせた農地なんかもあって、圃場整備なんかを実施してほしい、そういう要望なんかも常々聞いておるわけですが、圃場整備などもこの土地改良事業に入ると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

もう一遍にやってしまいますが、それと圃場整備等については、他市は1けたからせいぜい10%ぐらいだというふうに聞いておるんですが、うちの場合は総合的には14ということで、例えば農道整備なんかでは他市よりも低いわけですが、圃場整備はちょっと高過ぎるんじゃない

いかなというふうに思うんですが、その辺は何か特別な理由みたいなものがあるわけですか。非常に待たれておって、余り圃場整備というのは——例えば別所で最近1件ですか、例の近道の隧道工事に伴って実施をされたわけですが、そこから出た出土ですね、これを利用して圃場整備をやられた、こういう例しか私は記憶にはないんですが、そういう点では圃場整備が待たれているわけですが、そういう点で他市よりも少し高くなっている、こういう点はどう理解をしていいのか、お示しをいただきたい、こういうふうに思います。

議長（島原正嗣君） 松川産業経済課参事。

事業部産業経済課参事（松川哲也君） まず、1点目の圃場整備は土地改良事業かという問題ですけれども、圃場整備は土地改良法の第2条2項に規定しております第2号に当たりまして、土地改良事業でございます。

それと、率についてですけれども、先ほど議員から御指摘ありましたように、泉南市におきましては別所地区だけでしか実施しておりません。それは公団でやられた残土処分を利用して圃場を区画しておりますので、その事業につきましては、地元負担分はございません。

今後予定される圃場整備につきましては、農用地整備公団が行う予定になっております農用地総合整備事業ですか、これの附帯として圃場整備を3地区ほど予定しておりますけれども、近日その負担割合が来まして、計算してみますと、泉南市の場合、7%と低くなります。よろしく願います。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） だから、他市でいろいろ実施をした事例というのでも私調べてみたんですが、大体1けたパーセントからせいぜい高くても10%というふうになっているわけですね。それで、うちは土地総合整備事業という縛りの中で1.2ということで、2%高くなっていると。それは特別な理由があるのかと。平たく言えば、安くならないかと、こういうことです。

それともう1つ、今回も7月3日、4日の災害復旧でかなりの農用地が災害の対象になった、こういうことでこの関係も先行している岸和田等であれば100分の40と、こういうことになっているわけですが、うちの場合は100分の50、激甚災害なんかになればもっとパーセントが安く

なるわけですから——激甚災害の適用を受けることができればですね。そういう点では、この点も少し配慮できるのではないかというふうに思うんですが、その点もあわせてお示しをいただけたらと思います。

議長（島原正嗣君） 松川産経課参事。

事業部産業経済課参事（松川哲也君） まず、1点目の土地改良総合整備事業につきましては、本市で今現在行っております事業の中で、メニューの中に圃場整備はございません。今後、圃場整備を組み入れた土地改良総合整備事業ということでまいりますと、そのときの率合でまた検討していきたいと考えております。

2点目の災害復旧事業についてでございますけれども、100分の50ということで、これは基準どおりの数値をとって条例として掲げさせていただいておりますけれども、激甚法の適用がある場合は、またそれに準じて地元負担は低くなるというように検討してまいりたいと考えております。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） その都度その都度検討するのではなくて、条例を受けた規則でこの際、他の分野では泉南市も一定——これはいわゆる湛水防除とかいろいろほかにもありますけれど、こういう点は余り事業化されていないですね。よく事業化されるのはため池、それから泉南市では比較的少ないわけですが、稀有な事業になっているわけですが、圃場整備、それから農道、それから災害復旧、こういうことになってくるわけで、やはり頻度の点からいえば、よく受益者の方が利用される部分は、おしなべて高くなっているように思うんですが、本当にその都度配慮できるのであれば、できればもう条例を受けた規則の方でこの際縛っておいてほしいなど、こういうふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 今回条例として提案させていただいておりますのは、従来から寄附金として受けていたものをいろんな問題があって条例化させていただくということの中で、従来やっておりました負担率、その率をそのまま条例化したという形でございます。今回も従来やっていた形のままをそのままを踏襲した形で条例化したものでございますので、しばらくこの形で運用を我々としてはしてみたいというふうに考えております。

今、和気議員が言われましたように、岸和田では災害の場合は40%と

いう御指摘もございましたけれども、そういうことにつきましても今後十分調査研究をさせていただきますけれども、従来50%以内ということで負担を地域の農業者の方々に説明しておりましたので、それがそのまま条例化したということでございますので、今回はこういう形で御理解をお願いしたいというように思います。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 最後にいたします。私はたまたま近隣をということの比較で岸和田の例を出しましたけれども、大阪府下でも農業が積極的にやられている地域、行政もタイアップして農業振興の実を上げているわけですが、そういうところでは30%というところもありますし、最近千葉の方では非常に都心部に近い、東京の都心に近いということで農業のしにくい環境にある、こういう中でもやっぱり非常に頑張って農家の皆さんが一生懸命に取り組んでおられる。圃場整備などにも必死に取り組んでおられる。そういうところでは、25%というところもあるわけですね。そういう点では、今事業部長が言われた点、一定の期間を試行的にこれでやっていきたい、そして具体には検討課題にもしていきたい、こういうことを言われましたので、それを了としたいと思いますが、余りこういう条例、先行しているところの積極的な事例も学んで制度化を期していただきたい、こういうふうをお願いをして、意見を申し述べ、質問にかえます。

議長（島原正嗣君） 堀口君。

11番（堀口武視君） ちょっと1点だけ基本的なお話を聞かせていただきたいんですけども、第7条ですね。これはいつもこの条例にはこういうものがつきものなんですけども、これの減免あるいは徴収猶予の基本的な――これは規則の方にまた定められると思うんですけども、減免あるいは徴収猶予の基本的な考え方をちょっとお聞かせを願いたいと思うんです。

議長（島原正嗣君） 西本産経課長。

事業部産業経済課長（西本 治君） 堀口議員の第7条、市長が公益上その他の理由により特に必要と認めたときについて若干説明させていただきます。

市の施策として、市の総合計画や他の個別計画等で定められたもので、かつ公共性の高い事業の一環として整備されるため池や水路の整備につきましても、受益者が市民全体に及び、特定の者から負担金を徴収すること

は事業の性質上なじまないものと考えておりますことから、ここで規定する公益上その他の理由により特に必要と認めるときは、以上のような場合を想定しておりますが、実際に適用するに当たっては、公平、公正を期するため十分に精査、検討していく必要があると考えております。

議長（島原正嗣君） 堀口君。

1 1 番（堀口武視君） なかなか今読まれただけでは僕もちょっとずっと理解はしにくいんですけども、特に昨年の7月の災害については、事業部が大変頑張っていて、僕は一般質問でも感謝をしといたんですけども、特に山間部の場合ですね、なかなか受益者負担を出してまで事業をやらなないと。そういう値打ちのない土地、畑なんかは特にそうなんですけども、それによって二次災害を引き起こす可能性があるもの、あるいはまた以前にも僕はよく指摘しといたんですけど、堤体はよくため池整備事業でやられるんですけども、浸食された部分について、なかなか大規模な工事になるもんで受益者負担が大きくなると。それでやりたくてもやれない、自分の財産を守りたくても守れないというところが、かなり泉南市のため池の中にはあるわけですね。

そういう部分については、特にため池については、僕は、財産区的財産を設定している部分については、水利とのトラブルもありますし、難しい面がそういう浸食の部分についてはあると思うんですね。その辺についてはどのような考え方を市の方は持ってられるんか。これには減免の対象として事業をやられるつもりはないのかどうか、ひとつお示しを願いたいと思います。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 今回条例として上げさしていただいておりますのは、池の改修事業等でも、国庫補助事業の採択に乗った分ということで負担金条例を適用して採択していくという形でございます。今言われた浸食してる部分とかその辺の改修云々の話ですけれども、それはその池の関係者とも協議して、ここが悪いから改修していくというような形の協議は当然していかないかんですけれども、その中で国費が乗るかどうかという問題もございます。

ですから、単独でやる場合もあるわけでございますけど、単独の場合は負担金を取らないという形になっておりますので、その辺は個々これから

の事例として話し合いをしていかなきゃならない問題だというふうに思っております。

ただ、ここで具体的に取る、取らないの話はなかなか難しい状況でございますので、そういう形の中で地元の権利者、池の関係者等も協議した中で、それと補助金がつくつかつかないかという形の中で決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（島原正嗣君） 堀口君。

11番（堀口武視君） 特に、ため池の浸食については、なかなか国庫に乗らないでしょう。そういう面については、先ほども言いましたように、オウム返しのようにになりますけれども、なかなか個人の力では改修できないんですね。以前にたしか和田総務部長の時代だったと思うんですけども、そういう財産区を組んでるところについてはやりますというあれがあるんですが、今の事業部長の話からすれば、かなり後退した話だと僕は思うんですけども、どうなんでしょうかね。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 前任の総務部長の話が出てまいりましたけど、ちょっとその辺は調べさせていただきますけども、当然私、先ほど申しましたように、改修については関係者と協議するということでございますけれども、当然池の原因といたしますか、そういう形であれば池の方がやらなきゃならないというなにかあると思います。

ですから、それは個々の中で具体的にどちらがやるかという話はしていかないかんし、宅地造成という形になれば、原因者がやらないかんという状況になると思いますので、特に池の方が浸食をしてることになれば、池の方で事業として起こしていくという考え方を持っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（島原正嗣君） 堀口君。

11番（堀口武視君） それともう1点なんですけども、初めにも聞かしていただきましたけども、やること、例えば受益者負担を出してやれたらやりたいんですけども、それだけの値打ちがない、あるいはそういう余裕がないと。それでほったらかされて二次災害を引き起こすと。こういうものについては、どのように考えてますかね、そういう可能性のあるものについ

ては。

議長（島原正嗣君） 西本産経課長。

事業部産業経済課長（西本 治君） 堀口議員の質問にお答えします。

二次災害が起こるような場所につきましては、地元区長と相談させていただいて、市の方で応急処置等を施していきたいと考えております。

以上です。

11番（堀口武視君） 結構です。

議長（島原正嗣君） ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第3、議案第8号 泉南市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第8号、泉南市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての概要を御説明申し上げます。

この議案は、災害対策基本法、昭和36年法律第223号の一部が改正された中で、同法第23条中、災害対策本部に関する条例制定を規定する項の番号が第6項から第7項に移動があったため、これに伴う改正を行うとともに、あわせて字句の整理を行ったものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——和気君。

2番（和気 豊君） 今回の議案のほかに、字句の改正がほとんどなんですが、災害基本法の改正に伴うという、その点が具体的にこの条例の中に反映されていないように思うんです。どんだけ読んでも、句読点をちょんとつけたり、委任という文言が挿入されたりして、ほとんどこれでは災害基本法のどこがどういうふうになって、それをどういうふうにしたのかというようなことがもうひとつ定かにならない、こういうことで、どの辺が変わって、どういうふうにならぬに即応した条例改正になったのか、その辺を明らかにしていただきたいというふうに思うんですが。

議長（島原正嗣君） 大前市長公室参事。

市長公室参事兼企画広報課長（大前輝俊君） 災害対策基本法の変った点でございますが、第6項までございまして、そのうち第4項の次に、災害対策本部に、災害地において災害が起こった場合は、現地災害対策本部を置くことができる、という項目が5項に変わりました。したがって、5項、6項がそれぞれ6、7というようになりまして、7項につきまして、その他の事項については条例で定めるというようになっておりますので、今回提案させていただいたような次第でございます。よろしく願います。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） もう一度お聞きをしたいと思うんですが、災害対策基本法のこの関係の23条ですね、これにはもう既に改正前から災害対策本部を設置することができるという、むしろ設置しなければならない。そして、市町村にあっては長がその任に当たると、こういうはっきりした明記がありますが、災害対策本部を置くことができるのが改正点ですか。

議長（島原正嗣君） 大前市長公室参事。

市長公室参事兼企画広報課長（大前輝俊君） 今回の提案させていただきしたのは、災害対策基本法の第23条の4項の次に、場合によっては現地災害対策本部を置くことができるという項目が5項として入りました。したがって、5項が6項になりまして、6項が7項になったというようなわけでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） だから、それを受けて泉南市ではどこがどういうふうになったんですかと。泉南市の条例で変わったのは、読点とか字句の改正の点しか私はうかがい知ることができない、この提案されている中身からいえばね。そうでしょう。それを受けてどこがどういうふうになったんですか。

議長（島原正嗣君） 大前市長公室参事。

市長公室参事兼企画広報課長（大前輝俊君） どうも失礼いたしました。

災害対策基本法の第23条の6項が7項になりまして、その規定に基づきまして、泉南市の災害対策本部に関して必要な事項を定めるというふうになったわけでございます。

以上です。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） いやいや、だから置くことができるで、従来から泉南市には泉南市災害対策本部条例というのはありましたでしょう。だから、置くことができるんじゃないかと、従来から条例に規定して置いてたわけでしょう。別に変わったことないじゃないですか。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 基本的には、泉南市の対策本部条例が変わってるわけではございませんで、旧の条例の目的の中に、災害対策基本法の第23条の第6項の規定に基づきましてこの本部条例を設置していたわけでございますが、そのもととなる災害対策基本法の6項の規定というのは、今参事が申しましたように、もとの基本法が、本市では関係ないわけですけども、現地対策本部を設置することができるというふうな法の改正があったことに伴いまして、それが5項に加筆されたということで、もとの6項が7項に、本市に設置する基本となる条項が7項に移ったということに基づきまして、ただ本市の条例の第23条、旧のやつが6項を7項の規定というふうに訂正したという基本的なものだけでございます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） だから、6項が7項という文言の解釈と、それからちょっと字句が、文言が読点で切った方がいいということで読点をつけたり、それから「所部の職員」を「所属職員」に改める。そのほかに今回

の例の阪神・淡路大震災のあの災害を受けて、災害基本法も変わったでしょう。ほかに重要なポイントがありますでしょう。それは今回の泉南市の既にある泉南市災害対策本部条例、これをいらわなくてもいいんでしょうか、あるいは泉南市の地域防災会議、この関係等には一切かかわらないのか。その点もお示し願いたい。

議長（島原正嗣君） 大前市長公室参事。

市長公室参事兼企画広報課長（大前輝俊君） 今回は、条例の直接かかわる部分につきまして提案さしていただきまして、現地对策本部を置くことができるという項目も加わったわけですが、それにつきましては泉南市の災害対策本部の4条中に、このほかの事項につきましては市長が特に定めるというふうになっておりましたので、その中で今検討いたしております地域防災計画の修正の中でも、現地对策本部について設置することができるというような項目を入れるように検討しているところでございます。

以上です。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） 私、冒頭に今回の災害対策基本法の改正、これに伴って基本的な点はかなり変わっているわけですが、泉南市ではその変わった点を受けてこれだけなのかと、こういうことを聞いたわけですね。大きく変わった点は、条例改正をしなくてもいいのかどうか、その辺も聞いたつもりなんです、今も聞いたんですが、その辺はないんでしょうか。なければないと、こう言うてください。

私、不勉強ですから、できれば今回の基本法の改正点をつまびらかにして、これは法でうたうだけで条例化しなくてもいいんだと、大丈夫だと、法の準用だけで十分だと、こういうことであれば、それもお示しをいただきたいと思うんです。かなり変わってると思うんです。

こういう資料が机の上に乗ってますから、乗ってたら気になるかな。改正、追加された部分ということで、わざわざ資料をいただいているわけですよ、机の上。関係ないなら、こんなん出してくれんでもええと思うんですが。

議長（島原正嗣君） 大前公室参事。

市長公室参事兼企画広報課長（大前輝俊君） 今回、災害対策基本法の一部改正、昨年12月1日に成立したわけですが、その中で主なものとしまし

ては、地方公共団体の相互応援協定、自主防災組織の育成、現地対策本部の設置、あるいは自衛隊に対する派遣要請といろいろありますが、それらにつきましては、地域防災計画の中で検討させていただきまして、今回は泉南市の災害対策本部条例にかかわる部分についてのみ提案させていただいたというような理由でございます。よろしく願いいたします。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第4、議案第9号 泉南市消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第9号、泉南市消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例の制定について簡単に説明申し上げます。

国の消防表彰規定の一部が平成7年4月14日に改正されたことを受けまして、消防賞じゅつ金給付団体でございます財団法人大阪府消防賞じゅつ金共済会の寄附行為施行細則の一部が平成7年12月1日に改正されたことに伴い、泉南市消防賞じゅつ金支給条例の給付額を引き上げるものでございます。

内容といたしましては、議案書の37ページから38ページに記載をいたしておりますが、殉職者特別賞じゅつ金2,500万円を3,000万円に、

殉職者賞じゅつ金最高額2,250万円を2,700万円に、障害者賞じゅつ金最高額2,250万円を2,700万円にそれぞれ増額するほか、功労の程度、障害の程度に応じて支給されます各段階の賞じゅつ金も合わせて改正を行うものでございます。

なお、適用日は、財団法人大阪府消防賞じゅつ金共済会寄附行為施行細則の改正に合わせて平成7年12月1日としております。

以上、まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第10号 泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第10号、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について簡単に説明を申し上げます。

災害対策基本法の一部改正により、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官に一定の権限が規定されまして、自衛官の従事命令により住民等を応急措置の業務に従事させることができるようになったことから、その業務に従事させた者が負傷等した場合におきまして、市町村がその損害補償を行う必要が生じたもので、泉南市消防団員等公務災害補償条例第2条を改正

するものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） 阪神の大震災もあって、自衛隊のこういう災害時の派遣というのがいろいろ議論をされとるわけなんですけど、自衛隊についてはいろんな評価があって、私は憲法違反だと思っとるんですけど、そういう点でこういう民間の災害に出てくれば、やっぱり自衛隊に対する評価にも大きく影響してくる問題があるんじゃないかなと思うんです。日本はそういう災害時に救援をするそういう組織というのがないことも大きな問題だと思うんですけど、そういう市民感情からいって、泉南市もそういう災害が起こった場合に、市長が自衛隊の出動を要請することになるのかなと思うんですけど、各市町村によっては、一定自衛隊のそういうことについての派遣を積極的に要請しない部分も私はあると思うんです。そういう点でこの災害救助に、名前は自衛隊ですけど、ある意味で軍隊ですわね。そういうものが出てくることについて、市長はどのように——実際そういう部分が出てくると思うんですけど、どうお考えになっておるのか。

それから、自衛隊の従事命令で民間人がということがあるんですけど、これは実際どういうようなことが想定されとるのか、その辺をひとつ御説明をいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 自衛隊の災害派遣の問題でございますが、これは顕著にいろんな市民の間で議論されることになったのは、去年の1月17日の阪神・淡路大震災かというふうに思っておりますが、そのほかでも随分ありましたけれども、ごく最近ではそれが一番大きな事実でございましたし、また、そのときの評価というものも、一定市民の間でもあったのではないかというふうに思っておりますけれども、御承知のように自衛隊には、もちろん災害時のその対策についても義務づけがされておるわけでございますけれども、その要請については、当然一義的には都道府県知事ということでございますけれども、市町村長も場合によっては可能というふうに考えております。

ただ、それらの派遣をお願いする判断というのは、その程度をやはり的確に行政の長として判断する必要があるというふうに思っておりますので、特に阪神・淡路でも初期のそういう情報の的確な把握というものが一番大切ではなかったかというふうに思っておりますので、あの事例も十分私も謙虚に受けとめて、いろいろな情報の把握、あるいは分析等が行えるように常々心しておかなければならないというふうに考えてるところでございます。

ただ、阪神・淡路の例を見ますと、市民の評価としましては、やはりもう少し早く自衛隊の派遣を要請すべきであったのではないかという議論もあるわけでございますが、私はそういう意味ではやはりあれだけ大きな地震でございますから、あらゆる手段を使って人命を救助するということが第一義に考えて判断をすべきだというふうに思っております。

ですから、今後本市におきましても、もしそういうような大きな災害等が発生すれば、当然みずからの対策本部で機能できる部分、あるいは関係の行政への支援はもちろんでございますが、場合によっては自衛隊にも救出活動をお願いするということが、当然考えるべきであるというふうに思っているところでございます。

〔小山広明君「具体的な」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） お答え申し上げます。

自衛官が出動いたしまして、災害現場において今回の特例を与えられる具体的な例でございますけれども、従来災害対策基本法の中には、災害現場に派遣されました警察官あるいは海上保安官等は、当該市町村の長あるいはその権限を有する、職権を行うことができる者がその場にいない場合は、警察官、海上保安官も立ち入り制限あるいは警戒区域を設定するという権限が付与されております。ただし、今回の自衛官の場合は、この権限がなかったということでございます。

したがって、こういった緊急を要する事態があったときには、自衛官がこの従事命令を発することができる、あるいは立ち入りできると、こういったことでございます。もちろん、その後直ちに市町村長にこの旨を通告しなければならないということが決められております。また、その後市町村長あるいは職権を有する者が現場に復帰いたしました場合はその者

の命令下に入ると、こういうことでございます。

以上です。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 私、1つの提案をしたんですが、やはりこういう大規模な災害を想定して、そういう専門の救援部隊、組織というのをやはりつくっておかないといけないのに、それが無いわけですから、いきなりいろんな議論のある、自衛隊というのは憲法上もはっきりしてないわけですから、そういうものが出てくるといことがいろいろ問題を持つんじゃないかというのを指摘さしてもらって、災害はあるわけですから、早く災害専門の救援をする組織を私は早急につくる必要があるんじゃないか、市長はそのことにどう思われますかと、そう言ったわけですから、いきなり自衛隊を要請したいなんてことを——憲法からいってもそうすっきりしたもんじゃないわけでしょう。子供が読んだら、だれでもあれはおかしいと思う問題ですから、そういうものをこういう緊急の、待たなしのときに出てくるといことが、やっぱりいろんな意味で問題なんですよ。

そういう点では、繰り返しますが、そういう専門の者が社会的にはぜひ必要なんじゃないですか。そういうことを市長も思っておられるのであれば、市長という立場でいろいろ働きかけていかないと、やっぱり市民はいつ、何があるかわからんわけですからね。そういうことを提案したわけですから、市長、そういうことは全然必要ないと。自衛隊があるからええやないかと。私は自衛隊に来てもらうよと、そういう感覚なんですか。そこだけ最後に答えといてください。大変微妙な問題ですからね。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 現在ではそういう制度といいますか、ございませんかね。ですから、今の法律なり規定されてる範囲内で、そういう有事の際に最大の効果が出るような対応をするというのが責務だというふうに考えております。したがって、当然自衛隊法の中にもそういう災害に対応するというのが決められてるわけでございますから、根拠はやはりきちっとあるというふうに考えております。

御指摘いただいたようなそういう組織ということについては、これは国レベルで今後どう対応すべきかというのは検討されるべきだというふうに思いますが、私といたしましては、現在の制度の中で最大限の努力をする

ということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） いや、そういうことも必要で、あらゆる角度で努力したいといえば私は終わったんですけどね、今の現在の中でやることにいろいろ問題があるんでないですかと、私指摘したわけですから。で、そういう部隊もないのは事実でしょう、救援部隊が。この間のことでも、フランスやカナダやいろんなところから来とるわけですから。そら早急に、あなたが一番市民の近くにおる市長としては、やっぱり国が何かつくるときには、きちっと自信を持ってこうするべきだと。私たちも胸を張っていつでも来てほしいというような部隊が欲しいと。市民の中にも自衛隊となれば、そらもうこねくり回しているいろいろやってきたわけでしょう。だから、それはちゃんと現状認識と未来に希望のある1つの発言もしてほしいと思えますよ。それはできないんですか。そういうものをつくる必要は、早急に今ないと思っとるんですか、その救援隊。専門のですよ、そういう災害のね。

自衛隊というたら軍隊ですから、人を殺しに行く仕事ですよ、あれ。そうでしょう。武力じゃないですか。平和を武力によって守ろうとしとるわけでしょうがな。日本国憲法のどこにそれが書いてあるんですか。だから、そういう救援専門の部隊をつくらないかんとするのは、ある意味の世論ですよ、これ。だから、市長は自信を持って、国がやるでしょうけども、国に対してそういう発言をしていくべきだと私は思うんですが、していくつもりはないのですか、市長は。ありますと言うたら、僕はそれでいいんですけどね。ないんですか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 現在のところ考えておりません。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 災害対策基本法を受けた改正だというふうに思うわけですが、地震は防げなくても、その次に起こる災害、二次災害については、これはあらゆる万能の体制をつくって処理していかなければならない。そういう点では、今可能な周知を集め尽くすと、こういうことは、これはぜひ必要だろうというふうに思います。ただ、今回のこの自衛隊の権限、いわゆる災害対策基本法の63条以降ですね、これで明記されている自衛隊の権限というのは、先ほど警戒区域の制定とか、そこに立ち入らないよ

うないわゆる被災者の制限とか、こういうことを言われたんですが、そのほかにまだ幾つかありますでしょう。

議長（島原正嗣君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） 先ほどお答え申し上げました以外に、被災者の救助、それから応急的に建物を倒壊させるとか除去させると、こういった非常に強い権利を持ったことが緊急的には可能であるということでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 自衛隊、自衛官の権限というのがかなり拡大された。ただ、それに対応できるような日ごろの訓練等がやられておいたらいいんですが、先ほど市長は、そういう仕事も自衛官の仕事なんだと、これは自衛隊法に明記されてると言われたですけれども、これは後で詳しくお聞きをしたいと思うんですが、私はその辺よう見つけなかったんで、小山議員の質問の中にもありましたように、例えば被災建物からその下敷きになっている被災者の方を助けるという仕事、これにはほとんど自衛隊は、自衛官は用をなさなかった。これはテレビを見ておっても、カナダからのだいたい色の服を着た特別なレスキュー隊を200人ほど動員してそういう対応をさせたと。これはもうはっきりと私鮮明に記憶にあるわけです。

消防吏員の方は消防吏員として、まさにそれが仕事なんですから、そういう仕事をやっておられた。しかし、それだけでは間に合わなかったんで、そういう新たな外国からボランティア的な要請もあってこれを受けたわけですけれども、この方たちがそういう救助犬なんかも連れて、非常に活動、活躍をされたと、こういうふうに思うんですが、それぞれ分野、分野があるわけですね。

日ごろ戦時の訓練というのは、これはやっておられるわけですが、そういう被災者の救助とか、あるいは被災構築物の除去、撤去、そこから被災者を救済すると、こういうことになってきますと、これはむしろ門外漢ではないだろうかというふうに私自身は思うわけですね。むしろこういうことに、一定これは今の現状ではやむを得ないけれども、これはあくまでも今の現状上やむを得ないということであって、基本的にはそういう専門の訓練を経た、被災地に即応体制をとれるような消防吏員をもっとふや

していく。泉南市でも4.7%ですが、そういう状況をもっとかさ上げしていくと。そういうことを国に要請していくと、こういう必要はあるというふうに思うんですよ。私、今の現状ではあえて否定はしませんけれども、基本的なあり方といえ、そういうことになってくるんだろうというふうに思うんです。

そういう点では、国の措置費、補助体制の確立等も具体的にやっぱり国に要請していく。市町村だけではなかなか荷が重いと、こういうことですから、これはもう自明のことですから、そういう要請は消防署長も機会あるごとにやっていかれると同時に、これは基本的ないわゆる行財政の問題にかかわっても、市長は具体的な要請が必要ではないかというふうに思うんです、基本的なあり方をね。

その点、市長には2つお答えをいただきたい。それで、寺田消防長にもお伺いをしたい。

議長（島原正嗣君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） お答えいたします。ただいま組織の点で御指摘をいただいております件、お答え申し上げます。

我々消防機関といたしましても、全国的な規模で今回の過般のあの阪神・淡路大震災の教訓を得まして、既に国際的には消防の救援隊というものが組織されるようになっております。さらに、国内のこういった震災とか大きな災害を想定いたしまして、広域消防応援体制というものができたわけでございます。したがって、その部隊が即運用できるような手はずは、消防内部では整っておるところでございます。

さらに、消防力の向上につきましては、我々全国消防長会という組織がございますけれども、国に対して装備あるいは消防力の向上について具申をいたしておるところは事実でございます。さらに頑張っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 消防力の強化という問題につきましては、今消防長がお答えしましたように、人の問題あるいはいろんな装備の問題を含めて、やはり充実をしていく必要があるというふうに考えておりますし、またそれらに対するいろんな助成策といえますか、そういうことも国の方に強く要請していく必要があるというふうに考えているところでございます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） 私は、今回のこの基本法の改正に伴う対応については、決して否定するものではありませんけれども、やはりああいう即レスキューに携わるような体制としては、自衛隊は第二次、第三次的ないわゆる救援体制とか、いわゆる救助業務とか、こういうものであれば、大きな力を発揮していただけますけれど、消防隊員と同じような、あるいはレスキュー隊と同じような対応というのは、日ごろからそういう訓練をされていないわけですから、そういうことに間に合わせるといのは、余りにもお粗末ではないかと。

だから、その点はやっぱり今回の法改正の1つの隘路ですから、市長としても具体的にそういう点も含めた消防力の強化、増勢、体制の強化というのを国の方に働きかけていただきたい、こういうことを言ってるわけですから、一般的な話として言うてるのではなくて、今回の改正に伴ってぜひとも強く要請をしていただきたい、そういうふうをお願いをしているわけですが、どうですか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 確かに、消防が行う内容と自衛隊派遣によってやっていただく内容というのは、おのずから質的に違うというのは、御指摘のとおりだというふうに思います。ですから、いわゆる高度なといいますか、救助とかそういう面でもいろんなやり方があるかと思いますが、特殊なそういう訓練を受けた者でないとできない部分が相当あるというふうに思いますので、それはやはり自治体消防が日ごろから訓練、鍛練をして、有事に対応するというのが必要だというふうに思いますので、先ほど申し上げましたように、そういう観点から消防力強化という面について今後とも要請をしまいたいというふうに思います。（和気 豊君「結構です」と呼ぶ）

議長（島原正嗣君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時10分 再開

議長（島原正嗣君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、議案第11号 平成7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

議案書を朗読いたします。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第11号、平成7年度大阪府泉南市一般会計補正予算第7号につきまして御説明申し上げます。

43ページをお開き願います。歳入歳出の総額からそれぞれ8億2,550万1,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ234億7,507万9,000円とするものでございます。

主な内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

56ページをお開き願います。総合福祉・文化センター建設事業費12億7,544万1,000円の減額でありますが、主に入札による差金及び7年度執行予定額の減によるものでございます。

次のページの民生費のうち、老人保健費の繰出金2,909万7,000円の増額、及び58ページの国民健康保険費の繰出金1億9,883万8,000円の増額につきましては、それぞれの特別会計の決算見込みにより増加したものでございます。

次に、59ページの清掃総務費の負担金補助及び交付金818万1,000円の増額でありますが、合併処理浄化槽の設置基数が増加したことにより設置補助金に不足が生ずるため、補正をするものでございます。

次に、60ページの農業公園整備事業費の公有財産購入費6,500万円につきましては、進入路等を買収するためのものでございます。

次に、62ページの公債費の利子1,067万3,000円の減額につつま

しては、市債の平成6年度発行分の利子の確定による不用額でございます。

お手数でございますが、49ページにお戻り願います。債務負担行為の補正で、総合福祉文化センター建設事業の限度額の変更をお願いしております。

歳入につきましては53ページから55ページにかけて記載をいたしておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——松本君。

20番（松本雪美君） まず、総合福祉文化センターの建設事業ですが、この減額についてお答えください。

それから、61ページですけれど、生活路線運行維持対策補助金、それからその下にある住居表示整備事業委託料、この3点についてお答えください。

議長（島原正嗣君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長（大田 宏君） それでは、私の方から56ページの総合福祉文化センター建設事業費の減額の理由について御説明申し上げます。

減額の理由でございますが、当初予算の作成の時点では、平成7年8月に工事着工の予定というような形で予算は組んでおりましたが、諸般の事情によりまして工事の着手が3カ月程度おくれたということが1つの理由でございます。

それと、工事の前払金の件でございますが、当初予算のときには工事請負代金の20%以内ということで、20%を前払金ということで予算化を予定しておったところ、最終的には建築工事で2億円の前払い、電気設備工事でおおのが1億円の前払いというようなことになったことによりまして、前払金の予定が4億円になったということが1つの理由でございます。

それと、工事発注方法につきまして、一括発注の契約という形で進める予定をしておりましたところ、分離発注というような形になりまして、そのような理由によりまして、当初計画というんですか、予算のベースで支払いができなくなったというようなことによりまして減額をお願いす

るということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 油谷環境整備課長。

市民生活部次長兼環境整備課長（油谷宗春君） これは赤字のバス路線の補助金でございます。樽井駅前から葛畑まで運行しております金熊寺線、樽井駅前から一丘団地までの鳴滝線、一丘団地から泉佐野駅前までの一丘団地線、3路線に対します赤字の補てん額の補助金でございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 住居表示の委託料の関係でございますけれども、平成7年度は雄信地区を対象にした住居表示の整備を行いましたけれども、その委託費につきまして、当初2,790万2,000円予算計上いたしておりましたけれども、入札の結果、契約額が2,575万円になったということで、残額215万2,000円につきまして減額補正を計上させていただいてるものでございます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 総合福祉文化センターの説明を聞かしていただいたんですけど、工事の着工が3カ月おくれたと、こういうことは現実問題としてよくわかるんですけど、当然前払金として20%以内で支払いをせねばならないということが業者との合意の中でも当たり前になっているところが、そういう状況にはならなくて減額をしたということですけども、その辺減額せざるを得なくなったという事情というのが説明がありませんね。

それから、分離発注の方法についても、どういう形でこの分離発注が決まったのか。その辺についてお答えください。

それから、南海バスの赤字ですね。この問題は、赤字は今から毎年こういう形で最後の年度末のときには赤字の額を決定して補正をするという形になってはいますが、私の覚えてる限りでは、1,000万円以上のことがずっと続いてきたように思うんですね。昨年、ここ1年、2年、近畿大学の生物理工学部ができてから後、たくさんの人の利用ということもあって赤字が減ったのかなとか、そんなふうにも思ってるんですけど、その辺がよくわかりませんが、ちょっと答えていただきたい。

こういう形で赤字というのが少なくなってきたというのは、とてもいいことですから喜んでいるところですがけれども、以前にも提案さしていただいたように、以前は1,000万円以上も払っていたこともあるわけですから、こういう形で利用が多くなったことを1つの好転の機会にして、65歳以上のお年寄りのバス路線については、乗車の無料パス券を発行するかというような形で、これからゴールドプランも実施せねばならないこういう時期のもとに、お年寄りのサービスということで本当にお医者さんに行くにも大変バスの回数も少ない、通行の回数も少ない中で、せっかくできたこういう市内の南海バスの利用をもっとみんなにしてもらえらるような状況づくりというのを、そのために力を尽くしていただきたいなと思うので、無料パスの発行についてもどう考えておられるのか、お聞かせください。

それから、住居表示の整備事業委託料ですけれども、住民とのコンセンサスが十分とれていなかったということで、地域、区域の境界のことでいろいろもめた経過もありましたけれども、来年度の予算を見ても、来年度の中には住居表示を進めていくための予算化がされていないという一面もありますから、その辺について今後の対応についてどうされていくのか、聞かしてください。

議長（島原正嗣君） 馬野都市計画課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） 住居表示の対応につきまして御説明申し上げます。

現在まで、平成3年から平成7年までは西信達地区、鳴滝、樽井、平成7年度につきましては雄信地区の住居表示を実施したわけです。平成8年度におきましては岡中地区、牧野地区ということで、非常に幅の広いエリアになっておりまして、また市街地の形成のところもあります。また、飛び地とか入り込み等が相当ありますので、その辺を十分関係の地区、関係自治会等と説明会等を行いまして、新町名、町割り案等を十分協議いたしまして、スムーズな実施に向けて我々の方も、やはりこの地区においての住居表示の認識を図りたいということで考えております。

議長（島原正嗣君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） 地方バス路線についてお答えいたします。

営業収益が若干、微々たるものですが、乗客がふえた分と、それと営業外収益、いわゆる駐車場とか自動販売機とか広告等の営業外収益もふえ

たということのうち補助金が減ったと、こういうことでございますので、よろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 福祉センターの関係の前払金のことについて御説明を申し上げます。

前払いにつきましては、前払いの支払いの要綱の中には20%以内というように決めております。ただ、今回の工事につきましては大きな額、20%ということになれば、50億の工事なら10億の資金が要するというところからすれば、やはりいろいろの関係から、その部分については以内ということでございますので、この契約につきましては、現場説明の段階で本体工事については2億円、そして設備ないし電気工事については額1億円ということで現場説明をし、業者の方にもその旨を伝えて入札に応じていただいているということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 福祉センターの方の分離発注の関係ですけれども、どういう形で決まったのかという御質問でございますが、従来から泉南市の工事については一括発注をとってきたわけでございますが、今回特に泉南市の目玉ということの中で、工期的なもんもございませけれども、施工場所もかなりあるという中で、市の内部でいろいろ調整いたしまして、技術者的には我々建築の技術者ばかりでございますけれども、電気とか設備関係の技術者がおられないわけでございますけれども、管理事務所とも十分連携をとれるという判断の中で、今回分離発注という形で昨年発注したという状況でございます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） そうしますと、福祉センターの入札の部分での20%の範囲内での支払いということですがけれども、今後来年度に向けても当然支払いの方法については、来年度全部完成してしまうわけですが、業者への支払い方法みたいなのは、その都度その都度の支払い方法というのは、どういう形で進められていくのか。

それから、この決まった額4億円は、業者は何%の支払いになっているのかということで聞かしてください。

それから、生活路線の運行の問題ですけど、65歳以上のお年寄り、数

千人いると思うんですけど、その人たちに無料発行のバスの券を渡したとして、無料バス券を渡したとしても、この人たちが、渡した人たちがどれくらい乗るかわからないけれども、例えば根来寺の桜を見に行きたいということで、それを利用して乗ったとしても、ここに出てくる赤字そのもの自体は1年間通して変わらないわけですから、その赤字は泉南市が穴埋めするわけですからね。たまたま無料バス券を持った人が乗ったとしても、この赤字の額そのものは——乗っていたとしてもですよ。無料バス券を持った人が乗っていたとしても、ことしこの赤字そのものの額は変わらなかったと思うんですよ。南海のこのバス路線の運営が好転してたくさんの方が乗ってくれるようになったから、それからまた、今収益の問題でいえば、ほかのものの収益もあったと、そういうふうに今説明しはりましたわね。

だから、そういう収益があって、たまたま出た赤字の額そのものはこれだけの額やということであるなら、お年寄りが無料で乗れるようにしてあげたって同じことやと私は思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

それから、住居表示の問題でいえば、泉南市の住居表示を進められてとして何年目になりますか、3～4年になりますか。その中で今後、今までやってきた経過の中でのいろんな起こってきた問題点、そういう問題点、同じようなことを二度と繰り返すことのないように慎重な対応をしていたきたいと。特に、岡中と牧野の隣接部分というのは、本当に入りまじっていて線引きがとても難しい状況になるだろうと、私もそういうふうに想像できます。その点、本当に住民の皆さんに迷惑をかけないように慎重にお願いをしたいと思います。

住居表示の問題は、要望にしときます。あと、教えてください。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 福祉センターの支払いの関係ですけれども、契約では前払いと部分払いが1回できるというふうに契約をいたしております。その後、残りは8年度一括最終支払いでございます。平成7年度末で支払うのが、前払いを含めて6億6,800万程度ということで予定をいたしております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えします。

生活バス路線のことをごさいますけれども、65歳以上の方の無料優待券と申しますか、それをもし仮に出した場合に、南海に対して同じように乗車というんか、それを払わないかんと思うんですわ。そうなってくると、結局バス路線の乗車人員が増えてきますんで、補助金が減るということには変わりはないと思うんですけどもね。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 総合福祉センターの前払金の本体工事、電気工事、機械工事に係る割合につきまして御説明申し上げます。

本体工事、建設工事につきましては、前払金の額が全体の工事額の6%でございます。あと電気設備、機械設備につきましては、おのおの1%でございます。

以上でございます。

〔和気 豊君「11%やろ」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） （続）11%でございます。電気、機械につきましては11%でございます。申しわけございません。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） バス路線の、無料パス券で乗れば、もちろん乗車料を払わないかんということとはよくわかりました。ただ、こういう提案をさせていただいたのも、お年寄りの方たちが毎日野外に出ていい空気を吸って楽しく老後を送ってほしいと、そういう願いからであります。バスの無料優待券の発行については、今後ぜひとも取り組んでいただきたいと思えます。当然、65歳以上の人が多いというのであれば、もうちょっと年齢を上げて75歳からとか70歳からとか、そういう工夫はやっていただければいいと思うんですが、高齢者への施策の1つとして、こういう問題をこれから前進させていただくようお願いをします。

終わります。

議長（島原正嗣君） ほかに。———小山君。

8番（小山広明君） そしたら、先ほど質問あったことにはダブらない形でいきたいと思うんですが、前払金の少なくなった分の説明をポイントだけ

ちょっと御説明しといてください。予算書を見ますと、一般会計からのお金の出は大変少ないわけですね。市債が大変、率的にはほとんど市債ですが、この市債との関係でどうなのか。来年度に大きく市債を繰り越す——実質的には繰り越すわけなんですけども、その辺の関係でもう少し詳しく御説明いただきたい。

それから、国民健康保険の方で、予算委員会でも一般会計からの繰り出しと、国が国保の経費を見る分が一般会計を通過して出ていく分と、必ずしもきちっと明確でないように思うので、その辺の数字の割合をきちっと御説明をしておいていただきたい。

それから、合併処理浄化槽の、きょうこれもう年度末二、三日間という状態なんですけど、今ここで補正が上がるというのは、事業執行との関係でどうなっておるのか。その辺もお示しをいただきたい。

それから、ちょっと戻りますが、57ページでございますが、要するに返還金ですね、市税を誤って払って返還というような説明があるんですが、この面の御説明をちょっとお願いをしたい。

それから、説明書の中で起債が200億円を超えて、今回福祉センターの方では確かに10億ほどは減るとるんですが、これがかなり一般会計予算総額に近づいてきとるわけなんですけど、この辺の問題点をどのようにとらえて、どういうように数字を持っていこうととるのか、もしそういう計画があればお示しを願いたいと思います。

それから、繰り入れの方で樽井財産区の方から公共施設整備基金の方に1億1,100万ほど基金として繰り入れておるんですが、これは地域の財産ですね。それが一般会計へ入ってきとるんですが、これに一般的な公共施設整備基金の方に入った場合には、もう全く自由に泉南市全域に使えるのかどうか。その辺の説明をしておいていただきたい。

以上です。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 前払金の関係でございますが、これはかなりの額だということで、その資金繰りの中で借入れが必要になってくるということからすれば、申しわけないけども、業者の方にこれは以内ということでのことでございますので、事前にその旨を報告し、その点で入札に応札をしていただいたということでございます。

また、財産区の繰入金の関係でございますが、以前から財産区の関係につきましても、その処分した金額の2分の1が一般会計の方へ繰り入れるというようなことで慣例でやっております。その中で、一般会計の中へ繰り入れた分については、すべて基金へ積み立てて、それで公共施設の整備に充当していくということで以前からやっておりますので、その基金につきましても公共施設整備基金からの充当につきましても、これについては制限をいたしておりません。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 油谷環境整備課長。

市民生活部次長兼環境整備課長（油谷宗春君） 小型合併浄化槽の件についてお答えいたします。

12月1日から発足いたしました小型合併浄化槽の補助金の制度でございますが、その12月の議会で8基の補正をいただきまして、今回14基の補正を上げさせていただいております。現在、その14基が申請中ということでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 赤井参事。

総務部参事（赤井弘幸君） 57ページの市税過誤納還付金及び還付加算金関係でございますけれども、これは過年度の還付金でございます。大きくは市民税関係につきましても、納税者の方々が申告をする際に、扶養控除、また医療費控除、寄附金控除、生命保険料控除などをお忘れになられまして、改めて更正の申告をされたケースが主なものでございます。

また、固定資産税関係につきましても、納税者の方の申告等によりまして地目の相違、家屋の取り壊し等による税額の変更が主なものでございます。また、法人市民税につきましても、予定申告と決算の相違による還付でございます。

今回は、それらの件数の増加に対しまして不足分を補正するものでございます。よろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） 松本財政課長。

総務部財政課長（松本寿高君） 福祉センターの市債の減額についてですが、平成7年度の事業費の減に伴って市債が減額になると。それがまた、8年度で事業費に見合う分市債を発行するというものでございます。

以上です。

議長（島原正嗣君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長（大田 宏君） 国民健康保険の関係でございますが、繰入金の総額が5億6,117万5,000円ということでございまして、そのうち交付税措置をされておるのが1億4,017万5,000円でございます。そして、国庫負担金、府負担金につきましては5,299万9,000円ということで、一般財源分に当たりますものは3億6,080万1,000円ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 総務部長の御説明で借り入れが必要になったという表現があったんですが、市債でしょう。もう年度末でしょう。市債というのは、一時的には国のどこか金融機関から市の会計に入ってくると思うんですがね、それはスムーズに入ってくれば、借り入れをどこかでせんでいいんじゃないですか。その借り入れというのは、市債のことじゃないでしょう。一時何か借り入れる借り入れのことでしょう。

市債というのは、この事業というのはほとんどが市債ですわね。そしたら、資金が不足することが生じないように私は思うんですけどね。なぜ今回この補正予算でこう上がってくるのか。もう入ってきたら、それを払ったらいいんじゃないですか。そら、市の一般会計やったら、ちょっと足らんからということはあるかもわからないんだけども、市債の場合というのは、もうこの年度末になったらお金は要るだけ入ってきとんじゃないかなと思うんですが、その辺の説明はちょっと丁寧にしていきたい。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 福祉センターだけに限らず、事業につきましては、全部終了した後、事業の支払いが起こった後ですね、それで起債等が借り入れられるということでございますので、事前に借り入れられないと。ところが、事業をやるについては、契約する時点で前払いとして支払いが必要になってくると。そういうことにすれば、少なくとも工事の期間内につきましては、その前払いした金についての資金というのが必要になってくるわけでございます。

それで、例えばこの場合でしたら、先ほども健康福祉部長が説明しておりましたが、8月に工事を考えていたということでございますので、当然

8月に契約をすれば、8月に前払いが必要だと。ところが、年度の事業が終了するのが3月末日にならんと工事ができ上がらないと。借り入れにつきましては、それから以後に起債として借り入れを起こしますので、少なくともその期間というのは資金を運用する必要が出てくる。それは一時借入金で対応せないかんということでございますので、その分については、一時借入金の利子というのは、これは一般財源の中で処理していかないかんということからすれば、それについての便宜的な方法を考える必要があるということで、今回はこの措置をとらしていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） そうすると、この市債というのは総額でこの年度43億ぐらい予算を組んでいらっしゃるわけですね。すべて支払った後でないと、少し時間が遅れて入ってくるんでしょうけど、その間は一時借入れをしないとイケない。

そうすると、それで市が負担になるのはいわゆる金利負担、その間のですね。そうすると、そういう金利負担がちょっと資金繰り上難しかったから一時借入れができなくて、特別に条例があるにもかかわらず4億円の前払金しかできなかつた。（巴里英一君「条例はない」と呼ぶ）いや、条例あるんですよ。

だから、ちょっと説明がそれだけでは納得できないですね。それだったらちゃんと一時借入れをして、おくれたんだから、むしろお金は少し執行するより余っとるんじゃないかなと思うんですが、そういう点でやっぱり前払いぐらいはやっておいた方が、やっぱり仕事する方も、どっちみちもらう金、当然もらうべき金をもらうわけですし、一番最後の完成まで待たないともらえないということになれば、大変企業としても資金繰りが大変なんじゃないかなと。どっちみち払わないかん金ですし、一般会計から払う金でもないの、その辺が少し理由がわからないんですがね。そういうことをちょっと疑問に思いますので、最後に御説明をしておいてください。

それから、小型合併浄化槽は22基ということで、当初の思いよりは少し関心があって事業化されとることは、私は大変いいと思うんですが、量的にはまだまだたくさんあるので、大体傾向としては、新しい家を建てる

ときにやってる部分と、それから古い家でも改造してこういう申請をして
おる、そういうものがもしわかっておれば、どのような比率になつと
るか。

それから、あわせて山間部の当然公共下水道の計画区域外が大変重要な
問題だと思ふんですが、そういうところの工事は、市長が市長になる前に
集落型の処理をやっていきたいということも答弁しとるから、その辺の絡
みとあって個人的にそこに入れられるのかどうかわかりませんが、そうい
う計画区域外の山間部の実施状況はどうなってるのか。先ほどの集落全体
でやるということとの絡みで、そちらがあってもそっちを進めとるからち
よっと待ってもらつとるのか、そういうところがあれば御説明をしておい
ていただきたい。

それから、国保の問題で3億6,000万円を一般会計から入れておると
いうだけの説明で終わっておるんですが、そうすると我々がずっと言って
きた1億2,000万円の一般会計からの財政投入がいろいろ議論があるわ
けなんですけれども、かなり金額の幅がありますんで、私はこの中にもま
だ実質的には国がこの部分に直接お金を補てんしておる部分が入つとるん
ではないかなと思ふんですが、間違いなしにこの一般会計、純粋な一般会
計から3億6,000万が入っておるのかどうか。そうであれば、当然なぜ
それだけのお金を入れるかという趣旨説明みたいなものは、きちっと僕は
あってしかるべきだと思ふのですが、そこを御説明をしておいていただ
きたい。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 前払いの関係でございますが、これは条例
ではなしに、一応前払い、支払い要綱の中で20%以内ということで決め
ておりますので、必ず20%支払うということではありません。その以内
ということですので、その以内の中で措置さしていただいているということ
でございますので、その点を御理解をいただきたいと思ひます。

議長（島原正嗣君） 岩本国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（岩本正美君） 国民健康保険特別会計は、本来で
したら特別会計内で当然資金運用等をいたさんといけません、低所得者
層の方が非常にたくさん入っておられまして、保険税負担等の財源が非常
に少ない部分がございます、引き上げがなかなか難しい面もございませ

そういう保険負担を緩和するために繰り入れしていただいております。

一般財源分につきましては、3億6,800万で間違いございません。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） すみません。先ほどの答弁の中で、私の答弁が一部間違っておりましたので、訂正させていただきます。

先ほど要綱と申し上げましたが、泉南市公共工事の前払いに関する規則でございますので、よろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えいたします。

合併浄化槽の新築と改築ということでございますけども、22件中、今回の場合は新築ばかりでございます。

それから、特定地域の生活排水処理事業という形での御質問ですけども、合併浄化槽というのはことし12月から発足さしていただいたところでございますので、特定地域については今後検討いたしたいと、かように思いますので、よろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 最後にしときますが、検討しますという——特定地域というのは、いわゆる下水道計画区域外のことを言っとるんでしょう。そういうことですか。だから、そういうところはいろんな面でも大変急がれるところですね、上の方から汚れは流れてくるわけですから。しかも、やっぱり水道の問題とか、くみ取り業務そのものにしても大変ですからね。だから、そういうなのは、やっぱりこれから検討じゃなしに、もうこれは検討は前にもう何回も言っとるわけですから、これはやっぱり合併処理浄化槽の問題と絡めて、向こうから申請で出てくる可能性も十分あり得るわけでしょう。その場合に、そういう計画がもともとあれば、それはストップになるわけですから、あわせてやっぱり議事録もきちっと読み返していただいて、早く実施できるようにしていただきたいと思えますね。

あとは結構ですが、3億6,000万円が純粋な、今の課長が言ってるような政策的な出費であるという説明だったんですが、それでいいんですかね。そんな簡単に1億2,000万が3億6,000万になるはずはないんですけどね、そういう市だけの政策決定で。やっぱりこれは何らかのそういうことをせざるを得ないような外的要因があったんじゃないですか。それ

だったら余り問題はないと思うんですが、やっぱり1億2,000万という一般会計からの出資の問題が大変この本会議場でも議論がなされて、今3億6,000万というようなお答えがあったわけなんですけど、もう少しこのようになった経過みたいなこともきちっと言っただけでいいんですけど。

議長（島原正嗣君） 岩本国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（岩本正美君） すみません。一般会計繰入金の5億6,100...（小山広明君「3億6,000万だけでいい。あとは要らない」と呼ぶ）総枠で算出しておりますので、5億6,117万5,000円につきまして、中身を保険基盤安定繰入金といたしまして...（小山広明君「それは先ほど聞きましたかな」と呼ぶ）政令軽減、低所得者の軽減の部分でございますが、それが平成7年度の実績で1億3,852万7,000円になりました。

それと、職員給与費等繰入金ということで、平成6年度の決算で総務費といたしまして9,527万7,000円、それから国庫事務費負担金150万を差し引きまして、9,377万7,000円の職員給与費等繰入金として繰り入れていただいております。助産費繰入金といたしまして、平成6年度決算で230件、6,282万円の3分の2を繰り入れていただいております。4,188万円になります。

財政安定化支援事業といたしまして、政令軽減の部分でございますが、1億3,852万7,000円の3分の2、それに政令軽減の世帯の割合を乗じまして1億2,190万4,000円、それにその他の一般会計繰入金といたしましては、赤字補てんといたしまして1億3,000万、同和減免分といたしまして3,508万7,000円。以上の額が確定いたしましたので、補正をお願いしたものでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 今細かく数字を上げていただいたんですが、そのことを聞いとるんじゃなしに、3億6,000万円一般会計からいわゆる低所得者とかなかなか引き上げられないというところで政策的に補てんをとると、繰り出しとるという説明があったから、それは従来からいろいろ議論のあったところで、1億2,000万円を出すということでの決定があったと思うんですが、その後、今その金額が3億6,000万になったんだとい

う説明ですからね。なぜそんな急にふえたのかというその理由を聞いとるんですよ。

あなたが今ずっと言ったのは、当然補てんされるべきものでしょう。政策的に出したのは何ぼかと、この中でですね。これがちょっと知りたいから聞いとるわけですから。3億6,000万が、従来1億2,000万を出すという議論の中身と同じ内容がこの3億6,000万かどうかということを知りたい。予算委員会では何か国の方から強い指導があってふやしたみたいな表現もありましたからね、そこらも踏まえてちょっと答弁をしていただきたい。

議長（島原正嗣君） 岩本国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（岩本正美君） 従来から申しております1億2,000万に対応するものは1億3,000万、その他の繰入金として繰り入れていただいています。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） いや、それでよくわかったんです。だから、1億3,000万が政策的に、全く泉南市の政策として出しとるわけでしょう。そのほかの方は、義務的に出しとるわけですね。

その1億3,000万円と3億6,000万円のその差額はどうしたという説明を同時にやってもらわないと、従来議論したのは1億3,000万ですと。あとの差額というのは、あなたが今ずっと並べたその金額の合計がそれなんですか、そしたら。

健康福祉部国保年金課長（岩本正美君） 総額です。

8番（小山広明君） 総額でしょう。総額というのはもっと大きな金額ですから。じゃなしに、当初部長の方から一般会計より補てんしとる分が3億6,000万円ですよという話があったから議論しとるんで、それが今やっと初めて、それに当たる金額は1億3,000万円ですよと言うから、よくわかったんですよ。そしたら、その差額についても何らかのそういう性格なんでしょう。違うんですか。

議長（島原正嗣君） 岩本国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（岩本正美君） 先ほど部長が申しました一般財源分として3億6,800万と申しました金額に、もちろんこの1億3,000万が含まれております。

それと、なぜ3億6,800万かと申しますと... (小山広明君「80万な」と呼ぶ) いや、3億6,800万です。(小山広明君「そしたら間違ってるな、さっき」と呼ぶ) それは保険基盤安定繰入金といたしまして繰り入れていただいております1億3,852万7,000円のうち、国庫負担、府費負担合わせて5,299万円が負担金として入れられております。

それから、財政安定化支援事業繰入金の1億2,190万4,000円につきましては、これは交付税措置されている部分がございます、その差額につきましては一般財源で負担していただいているということでございます。

それと、職員給与費と助産費繰入金につきましても、同様に繰入金の額以外に交付税措置されている部分がございます、その差額が一般会計の財源負担をしていただいている分でございます。

議長(島原正嗣君) 小山君。

8番(小山広明君) だんだんわからんようになってきてるんですけどね、私はね。1億3,000万円というのが全く政策的な出費だと。これははっきりしたんですよ、今の議論の中で。それ以外に予算委員会の中で、国の方から何か一般的な財源から出しなさいというような指導があって、ふやしましたという答弁があったんですが、その確認を今僕したいんですよ。

そしたら、予算委員会で言われとったのは、またちょっと答弁不足だったかね。舌足らずというんか、僕はそういうふうに理解したんですよ。だから、いつの間にか3億6,000万円に一般会計からの純粋な、出しても出さんでもいい金ですわね、これはある意味で。それを出してるのが3億6,000万だと、こういうように受け取っていいのかどうかですわ。

この3億6,000万の中には、泉南市が裁量できないものが入ってるんですか、そしたら。それは部長もそれだけ最後に答えてもうたら、僕はもう結構ですわ。要するに1億3,000万と今答弁されたわけですからね。1億3,000万は確かに泉南市の全く100%判断で出しとるお金だと。それ以外の3億6,000万円との差額の中には、そういう金額はないんですか、あるんですかと。あるのであれば、それは大体これぐらいだと。これだけの答弁でいいんですわ。難しいことは問うてないつもりなんですけどね。

議長(島原正嗣君) 岩本国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長(岩本正美君) 保険基盤安定化繰入金へ財政安定

化支援事業繰入金、職員給与費等繰入金、助産費繰入金等につきましては、国の補助金の要するに地方財源化に伴う義務的な経費の部分でございます。ですから、3億6,800万マイナス1億3,000万が義務的に負担していただいている分でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） やっとわかりました。いわゆる政策的に出してるのは1億3,000万だ、そういうことですね。あとは泉南市が裁量できない金ですわね、いっとるやつがね。その辺をやっぱり予算説明の中ではきちっとそこが知りたいというんか、泉南市の自由裁量でどれだけ国保に補てんをしとるのかというのは、市民にとって僕は関心のあるところで、そのほかのことは、これは義務的に出さないかんわけですから、ある意味では判断のしようがないというようなことになるのではないかと。わかりました。どうもありがとうございました。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） ちょっとお尋ねをしておきたいんですが、55ページの財産区繰入金です。これでなぜ1億1,180万4,000円なのかですね。このことについては、助役の説明がなかったので、きちっと説明をしておいていただきたい。

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） 御説明をいたします。

平成3年に樽井地区財産区財産の一部を大阪府りんくうタウン整備事務所及び大阪府土地開発公社に道路用地として売却をいたしました。その金額が2億5,372万1,965円でございます。それと、平成3年以降6年度までのその金額に対する預金利子、これが2,188万5,485円でございます。合計2億7,560万7,450円、こういう金額になります。その中から、この海浜地につきましては、昭和5年、樽井村がこの海浜地を国より払い下げを受ける条件としまして、漁業組合に永久無償貸し付けを行いました。その後、この用地買収ということが発生したということでございます。

このような中で、この際この漁組と取り交わしてある永久無償にて使用し得る権利というのを含めまして解決しようということで、解決金が5,200万円ということで決定されました。その2億7,560万7,450円が

らこの解決金5,200万円を差し引きまして、残り2億2,360万7,450円、これの2分の1を一般会計に繰り入れるというものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） そういういきさつがあって、樽井財産区特別会計から一般会計への繰り入れだということですが、その前に財産区財産の会計の補正予算というんですか、その解決——ここへ、一般会計への繰り出しのための補正予算というのは、どこで決めたんですか。それは出てこないんですか。金額が1億1,180万4,000円でしょう。その財産区財産特別会計の方でまずそのことを出してええかどうかの論議が、僕はあってしるべきではないかなと。その後一般会計として受けるというふうにするべきではないのかなと。まず、そのことを思うんですが。

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） お答え申し上げます。

事務的経費と当初見込まれてる額については、繰出金も含めて財産区会計の中の当初予算に計上いたしております。そのほか、通常財産区会計につきましては、市歳出の部分では、負担金補助及び交付金というところに地元公共事業補助金として一括に計上いたしております。その中で、一般会計の繰出金に変更が生じた場合や新しく発生した場合には、科目内の流用ということで処置して支払いをしているわけでございます。また、一般会計の繰り入れについては、款、項等の部分でございますので、補正を行う必要がありますので、その都度お諮りしているという状態でございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 一般会計は受ける側の提案なんですけども、あなたのおっしゃってるのは、平成7年度の当初予算で、そこでは款、項だけがここへ諮ることであって、あとの節区分は関係ないような、そういう趣旨のことを言われてるわけですが、これは平成7年度ですけども、一般会計の繰出金の節区分28繰出金ということで1,187万2,000円というふうにしてるんですよ。確かにあなたの言う負担金補助及び交付金は、地元公共事業補助金として7億4,000万から——約7億5,000万ありますから、これを流用したということをおっしゃいますけども、繰出金のごとはここで当初に決めておるわけですから、これが1点です。

この点はやはり事前に議会に、この問題の——先ほどあなたが私の質問してないことも全部答えてくれたんですが、お答えになったああいう内容を含めて、議会の側にきちっとまず報告をすべきことなんですよ。そして、金額が特別会計という1つの独立した会計から一般会計へ移すわけでしょう。そら、同じ向井市長が管理者であるとかいわゆる責任者であるにしたって、会計上は違うわけですから、一億一千万何がしのお金を移すわけですから、そのことの会計処理上のまず補正予算等は、当然事前に議会に示すべきではないんですか。そのことを聞いてるんですよ。もちろんそのことについての法的な措置もありますけども。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 議員御質問の樽井財産区会計の補正がなぜしてないかということですが、これにつきましては、先ほど課長からも御説明申し上げましたように、本来一般会計とかでしたら歳入と歳出、年度で全部ほとんど予算を処理するわけですが、財産区会計につきましては、一部を執行して、残りはほとんど不用額で繰り越していくという経過をたどっておるわけですが、その中でこの財産区の会計の部分につきましては、款、項につきましては1つのもんしかございません。

そういう絡みでございまして、歳入につきましてはほとんどが繰越金になってきてるという関係で、これはたしか7年度の当初予算の中でだったと思いますが、予算委員会の中で、これは繰越金を次の年度の当初予算に全部組み込む方が適当であるという御指摘もありまして、我々といましては、そういう関係で7年度につきましては6月の議会の中で、歳出を予定をし、財源として残しておった部分を全部繰入金として計上した関係で、その年度の歳入につきましては、その7年度の分につきましては、全額入ってしもてるという関係で、当然予算は歳入と歳出を均衡の予算でございますので、歳出につきましても負担金補助及び交付金という部分にその分を計上いたしている関係上、今回の支払いの関係につきましては、款、項の動きはなしに、目も動かないで、節の中での動きになっておりますので、この分につきましては流用という形で処置させていただくということでございますので、御理解いただきたいと存じます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番(林 治君) 総務部長、いろいろあなたおっしゃいますけどね、この節区分の中での流用だと。幾ら流用だと言うても、議会で承認してもらってるのは款、項だというふうに言われても、金額が一般会計繰出金ということで、当初予算ではちゃんと1,182万と書いてるわけですよ。そこへ19の負担のところから28の繰出金のところへ、これ1億何ぼ出して、そしてさらに例えば5,200万先ほど支払うということになりましたけども、それはどの区分から出すんですか、そしたら。そんなもんみんなどんぶり勘定でとにかくやろうと、財産区の財産については。そういうことですか。

そういうことが市民からの疑惑につながってくるんですよ。議会ですら知らんことを勝手にやってるんですから。何で補正予算でちゃんと明快にして、議論を積極的にしてもらって、議会でしてもらって、処理をしていくという方法をとらないんですか。なぜそういう不明朗なことをなさるんですか。そういう点ではきちっとしたものを、口頭でここで言わんと、ちゃんと書類で出さないよ、ここへ、議会に。全然わからんじゃないですか。

議長(島原正嗣君) 辻総務部長。

理事兼総務部長(辻 勇作君) 先ほど議員御指摘のように、7年度の当初におきましては、確かに負担金補助及び交付金の方で7億4,955万4,000円でございます。そして、繰出金といたしましては、一般会計の繰出金ということで1,187万2,000円ということで計上いたしております。これは先ほども申し上げましたように6月の補正におきまして、一部この部分については繰越金の分につきまして補正をいたしまして、負担金補助及び交付金の方へ計上いたしております。それで、今回の支出につきましては、その負担金補助及び交付金の方から5,200万円を補償及び補填金という形で措置し、支払いをしていくことにしております。

以上でございます。

議長(島原正嗣君) 林君。

23番(林 治君) これ、予算上の大事な問題を、例えばあなた方は予算の編成方針の中でも、節区分については、きちっと明快に歳出予算に係る節の区分ということでやってるわけですよ。総務部長がみずから一番直轄の仕事をそういう区分のことも明快にせずに、負担金補助の方から補て

ん云々と言うけど、補償補填及び賠償金のところは22という項目を設けてやってるわけですよ、これ、きちっと。その程度のことは財産区財産として議会にきちっと予算を編成して、これで補償するんだとか、解決するんだとか、何もなしに全部そこは中は自由だと言うてやれるんだということとやられておいたら、我々何もわかりませんよ、議会の側では。この本会議上でそこを質問して初めて説明で、あ、そういうことをやってきてるのかなとわかるけども、それではぐあい悪いですよ。ちゃんと文書で出しなさい、これは。そんな不明朗なことはだめですよ。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） この関係につきましては、7年度の当初予算を組む段階で、まだこの支払いが決定していなかったということで予算計上はいたしてなかったわけでございまして、ただ、この分につきましては、この7年度の中でいろいろ話し合いの中で決定をしたということで、予算上は流用という形で執行さしていただくということでございまして、またこの部分につきましてはの議会への報告につきましては、大変遅くなったんですが、一応十分ではなかったにせよ、総務常任委員協議会、この間の中では一部説明さしていただいたということもございしますので、その点よろしく願いいたします。

〔成田政彦君「そんなもんしてないぞ。何を言っとるんだ。ええかげんなこと言うな。説明したか、常任委員会で。いいかげんなことを言うなよ。この間はしてないわ。何を言うてんねや。」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 総務常任委員会で説明したというんですが、今福田助役が冒頭で、そのときにも説明してないんですよ。質問して初めて説明してるんですよ。本会議でこの補正予算を提案されてるんですからね。それに必要な資料等も含めて、紛らわしいようなことでなしに、きちっとした資料を出して、これこれしかじかですからこうやるんだということをもまず出しなさいよ。そうじゃないですか。最低限のことですよ、議会に対する。それが1点。

それと、今いろいろと出されましたけれど、言われましたけども、5,200万円について、なぜ5,200万円ということになったのか、その根拠

ですね。具体的なですね。例えば市役所には大きな金庫があるんで、今度辻さん収入役になるんで、ぱっとつかみ金で、金庫へ手突っ込んでパッとひっくり返してきたら5,200万やったんかいな。これはきちっと説明のできる根拠をここへ提示してもらいたい。

先ほど課長が言われました、足し算、割り算は何の根拠もないわけですから、売却した価格とか、これについては私、たしか平成4年の第2回定例会で質問をしておりますから、あのときに問題は言うてます。だから、その上に立って私はきょう質問をしてるつもりですから、あなた方もそのつもりで答弁をしていただきたいと思います。5,200万について言われましたから、根拠を示していただきたいと思いますというふうに思います。

その2点、議長、よろしくお願いします。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 予算上の問題につきましては、議員言われますように、7年度の当初予算、そして補正予算の関係につきましては、補正予算の書類というのが今ここに持ち合わせておりませんが、予算上の問題としてはそれが出てくると思います。ただ、流用につきましては、その中の流用でございますので、御理解いただきたいと思います。（林 治君「何て」と呼ぶ）流用は、先ほども申し上げましたように、補助及び負担金の方から補償の方に流用するということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

また、5,200万の関係につきましては、先ほど課長も説明申し上げましたように、昭和5年に樽井区がその浜地の関係を国の方から払い下げを受ける段階で、漁業組合がそこを無償で使用するという条件のもとに同意をしたということで、その浜地一帯を漁業組合の方で無償で使用するという権利がございます。そのことにつきまして、今回——今回といいますか、平成の3年度ですね、4年の2月にこの土地の一部を売却するにつきまして、府の公社または企業局との関係で二億五千何がしの金額で売却をいたしておるわけですが、その中で樽井漁業組合の方から、ここについては使用权があるということで話がございまして、その中でいろいろ話し合いした中で、今までの昭和5年からの無償使用权につきまして、すべて白紙にするという形の中で5,200万円ということで決めたわけでございますので、これは今までの使っていた——売却した部分についてはな

しに、すべてのものについて、この権利をすべて白紙にするということで決めたものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 総務部長、あなた総務部長でしょう。すべての権利ですけども、まずあなたの報告してる、そこで答弁してる内容自身が非常に乱雑ですね、2つ。1つは、昭和5年の文書では、今あなたのおっしゃったような文書になってますか。そのままで一遍読み上げてごらんください。それが1つです。

もう1点は、あなたは2207番地全部という意味のことを言うてるんですよ。そうですか。2207番地全部ですか、それが1点ですね。

それから、もう1点は、結局5,200万というのがどういう計算の根拠でなったかということについて何の説明もしてない。ちゃんと根拠を出しなさい。あんたそこまで言うなら、根拠を出しなさい。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） その承諾の内容という御指摘でございます。御指摘がございましたので、これを読み上げさせていただきます。

承諾書。大阪府泉南郡樽井村2207番地。種目、海浜地。数量、1町1反24歩。右、海浜地払い下げの件は、当組合に払い下げを受くる資力なくにつき、漁業上必要の部分永久無償にて使用し得るにおいては、本村において払い下げを受くるも、支障なきことをもって承諾する。昭和5年1月13日。当時の組合の理事の名前で承諾書を出されております。

そして、5,200万の根拠ということでございますが、2207番地につきましては、ただ、今の状況からすればかなりの金額になってくということから、一定の判断の中で5,200万を決めさせていただいたということでございますので、よろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 私は、今この問題が昨年の特に3月以来、樽井区民総会なんかが開かれまして、いろいろと区民の中で問題になってるだけに、支出する——市長、あなた管理者の方からも、またそれを受ける側からも、やはり議会でもちゃんと論議をして明快にしておく方が、いずれにしたっていい問題だと思ってるんですよ。今のように、例えば財産区財産の会計についても、ちゃんと議会に何ぼですか、流用する金額は、内部で流用す

る金額は。そういう問題を、1億からの金額を議会に出した当初予算からは違った内容でやるわけでしょう。だから、それ自身が私は非常に不明瞭であるというふうに思います。

それから、そういう点で、きちっとそういうものを資料として出すということと、それから5,200万円を出すに当たって、これは議会の議決が必要なのかどうか。議会に諮らずに出していいのかどうか。議員全員にその資料を配ってるのかどうか、私は知りませんが、そういったことが1点ですね。

それと、今あなた読まれた中で、昭和4年の12月の20日付で大蔵大臣に当時の樽井の村長が出してる資料があるんですが、この中で本村において払い下げを受け、必要な部分を永久無償にて組合に貸与し、漁民の保護及び漁業の奨励をなすというふうに、かつまたここに公共の荷揚げ場等海運の便を図るところもあると。しかも、ここは明治の43年ごろから海水浴場として使ってるところなんですよ、一般市民が。だから、2207番地については、全部が漁業組合に無償貸与したわけではないんです。そのうちの中の漁業上必要な部分ですね。必要な部分——部分なんです——を永久無償にて組合に貸与した、これが1点です。

それをずんべらぼうに言われると、これはやっぱり語弊がある、そのところは。やっぱりそういう点も含めて、その5,200万円がどういう金額の根拠を持ってしたのかということをお示しいただきたいというふうに思います。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） この必要部分という、確かにこの承諾書の中にも漁業上必要部分ということになっております。ただ、その必要部分という部分についての位置づけというのがはっきりされてないということがあります。そういうことからすれば、あの中でのどの部分が必要であったかどうかということについては、漁業組合としてはあの海に面してるという部分については、ほとんどが必要であったんじゃないかというように我々は判断をいたしております。

また、5,200万につきましては、先ほども申し上げましたように、あの土地を例えば平成7年度の近傍地の評価額でいきますと、約九億数千万の金額になるということからすれば、それがあくまでも7年度の課税の評

価額でございますので、実際にそれが売買されるというような、仮にそういうことを考えれば、それよりも若干上がってくるということからすれば、やはり10億以上の財産であるというように考えておりますので、その中で5,200万という金額につきましては、べらぼうに高いものではないかというように我々は考えております。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 総務部長が海に面したところ全部やというふうに言われましたけども、必要な部分として、私もあこで生まれて育ったんですからね、波止場があったんですよ。その左部分に船だまりとしてあったんです。大体場所は皆わかっていますよ。あとは海水浴場です、大部分がね。荷揚げ場もまた東洋クロス等ありますから、棧橋なんかもあった。これは漁業施設じゃなかったんです。

だから、必要部分というのは、その船だまりのところを具体的には指しておいたわけですけども、この点については、私は今の全体が10億からなるからとかいうふうなことを言われて5,200万円——今変なことを言いましたけども、5,200万円では高くてついでというふうに逆に言われたようですけども、だからというて別に根拠としては、それがなぜそういう数字になるかということについては、それは何の根拠も感じられないんですがね。それはちゃんと出してください。わかりませんよ。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 今議員御指摘の荷揚げ場とか船揚げ場、網干し場というようなことがございますので、網干し場というのがかなり大きな部分を占めてるんじゃないかと、このように思います。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） だから、それをちゃんと具体的に示したらどうかと言うてなんです。そこで、余りあなたがまともな答弁できないので、私は質問していると平行線だのいろいろ言われたら困るので、ちょっと論点を変えますが、それじゃこれらについて、この補償について、埋め立て時において——埋め立ては泉南市がしたんじゃないでしょう。財産区がしたわけでもないでしょう。これははっきりしてる。したのは大阪府企業局ですね。企業局は埋め立てをして漁民の営業や暮らしを奪うことになるわけですけども、このときにどういう補償をされたんですか、現在どうなって

るんですか。これを1つお聞きしたい。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 我々の方は財産区の土地についての関係でございまして、海側の分については、我々としては関知しない問題でございまして。（林 治君「ちょっと聞こえない」と呼ぶ）あくまでも我々は財産区が管理する土地と漁業組合との関係のもんでございまして、海の中とかその部分につきましては、我々の関知できないところでございまして。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 海の中は関知しない。さっきあなた、海と言うた、補償してるところは。今度はそこは関知しないことや言うてるんですよ。それなら答弁してること矛盾してるじゃないですか。これはいわゆる漁業に必要なところということで、その船だまりのところの施設のことを言うてるわけですよ。あなた、そんな適当なことを言うたらいけませんよ。私はそれほど聞いてわからんようなことはないですよ。それはきちっと――私が今聞いているのは、大阪府が埋め立てするに当たっての補償は、ちゃんとしてなかったんですかということを知っているんです。それはもちろん、あなたは少なくともこの売却したところは、そういう船だまりのあったところも含めての売却ですから、大阪府が埋め立てするに当たって、これは漁業組合というよりも、本来市の側との話し合いもちゃんとできておらなければならぬと思うんですよ。そのことについて責任持って話し合いを府としたんですかどうかな。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 以前、昭和5年の時分の状況と、今現在の状況とはかなり変わっていると思います。ただ、今現在からすれば、防潮堤ができ、基本的には防潮堤のこちら側が財産区の土地になってきているのではないかと思います。当時はどこまでが財産区の土地であったかということにつきましては、ちょっとわかりかねるところがございまして、ただ防潮堤をつくる段階で、防潮堤と海側と陸側との間で一定の協議なりはされていると思いますが、私はその状況については状況を把握しておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 状況を把握しておらないということであれば、どう

いうふうにして解決金を決めたんですか。

それから、さっき答弁してないですよ。解決金についての支払いが、財産区財産の中からの支払いが、私は22という節区分をきちっと上げた上でやるべきだと思ってたんですが、あなたは流用でやると言うておりますけども、そこからの支払いが5,200万の場合、市の条例とのかかわりでそのことができるのかどうか。諮らずに勝手にできるのかどうかですよ。そういうことをお聞きしてるんですよ。それも2点あるんですよ。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） まず、予算書の関係でございますが、確かに22に補償及び賠償金ということで支払うということで、これにつきましては、流用という形でやらさせていただきます。これについては、法的に違反ではないというように考えております。

また、5,200万の関係で、我々といたしましてはその一帯を財産区の土地の関係で支払うわけでございますので、海の中との絡みがないということでございますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） そうすると、海の中は関係がないということですね。海の中は関係がないというふうに言われるんなら、これまで漁業組合が財産区財産の貸し付けを受けておったわけでしょう。それはどこにあったんですか。それが1点です。

それから、法上この解決金の支払いは問題がないと。じゃ、市に財産の契約、処分についての規定がありますね。ここに規定がありますね。2,000万ですか、2条と3条ありますからね。恐らく、言うたら3条かなと。入札や何かの契約と違いますからね、思うんですが、これは2,000万なんですが、それとの兼ね合いで一体どうなのか。いや、別な——とにかく市長が契約者なら、だれにでも個人、任意の団体に何ぼでも市民の金を払えるんだというふうになるのかですね。それをちょっと。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 確かに、予算上は賠償金につきましては、金額で議決をいただくということになってると思っております。ただ、今回は賠償金ではなしに、一定の今までの過去の使用权を抹消してもらおうという解決金ということでございますので、これはそれに当てはまらないんではな

いかと、このように思っています。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） もう1つ言うたことについて答弁してないんですが、名前を解決金という名前にしたから、規定がないからですか。規定がないから問題ないと言うんですか。

補償補填及び賠償金でしょう、22が。ここから出すんじゃないんですか、節区分でいえば。基本的にはそういう点でここを出すこれらの金について、議会でちゃんと報告してやるべきことになりませんか。言葉を変えたからそれでいいというような、これは話になれへんですよ。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 先ほども申し上げましたように、市の責任において賠償する。例えば大きな事故を起こすとか、それによって被害を及ぼすとかというような賠償金については、当然その必要があると思います。ただ、補償的なもんです。例えば道路に係る物件補償というようなことになると、当然それは当てはまりません。ただ、今回は特に1つの解決をするための金だということでございますので、その補償、補填及び賠償金の中での支出にはなりますが、それはあくまでも解決金と一定の今までの過去の権利を抹消するための解決金だということでございますので、この分につきましては、議会の方で議決をいただく必要はなかったのではないかとこのように思っております。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） それともう1点の問題は。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 場所の問題でございますが、場所は先ほども申し上げましたように、昭和5年のときにその場所を、一帯全部の1筆のものでございますので、その分の1筆の中での必要な部分ということでございます。ただ、その部分については、現在は防潮堤の中の位置になっておりますので、その中での位置だということでございますので、今現在残っている分につきましては、地図上の中にこの部分だという形では記入されておりませんし、当然あの文書の中での分しかございませんので、それは一帯の中での必要な部分ということでございますので、我々といましてはどの部分であったかということについては、この場でこの部分で

あったということについては御答弁できませんので、よろしく願いいたします。

〔堀口武視君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 堀口君。

1 1 番（堀口武視君） この問題、林議員の方から1問だけについて長々と論議をやられてるわけでございますけれども、我々が総務協議会の中で聞かされた話は、樽井財産区管理委員会と漁業組合との中で協定ができて解決がついたと。このことについては、もう長年議会の中でもいろんな論議をしてきて、またきょうの総務部長との論議の中で全容は明らかになったと思うんですね。だから、それが納得できないからといって長時間の論議は、僕はむだだと思いますので、あとは政治判断していただいて、採決の段階で正否を問うていただくと。それでいいんじゃないかと思いますけど、よろしく。

〔和気 豊君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） 財産区関係の取り扱いしたお金にしても、これはやはり公金です。議会でその収支の経過ですね、そういうことはやはり明らかにしてほしいと。先ほどから、平成7年の繰出金1,100万何がしですね、それがどういうふうに今回のこの補正予算の繰入金になったのか、その辺の収支の顛末がもう1つ定かではない。総務に席を置いておられる皆さんは詳しいかもわかりませんが、私はその辺の顛末については一切かわり知りません。今の論議の経過でも、なかなかついていけない部分が多い。

そういうことで、いわゆる繰入金7億何がしかですね、その中でどの部分が流用部分になったのかですね。そういうことについても資料的にわかる資料で——数字ですからね、これはやはり公金の取り扱いということで速やかにしていただきたい。議事を円滑に進めていくという点で、資料をお願いをしたい。

議長（島原正嗣君） 円滑には進んでますので、何もどうということはないと思うんです。ただ、質問者も十分そこらあたりわきまえて、議題の用に供してるわけですから、それぞれ皆さんお互い質問のできるような時間をつくりたいと思いますので、回数、時間はもう決められてますから、その

点認識をして質問してください。林君。

23番（林 治君） 私はね、今市が財政危機だということではいろんなことが言われてきてます。こういう中で、やはり公金の扱いは厳正にやっていくということも大事ですし、市民の納得が得られる論議を議会がやっていくということがまず大事なんですね。そのことが市民の負託にこたえる道でもあると。そういう点では、市当局自身がいろいろと声がありますが、市が真摯に、もっと具体的な資料を事前に出して、全部資料を出してもらうということが大事だと思うんです。

それともう1点は、不動産の、また動産の買い入れですら具体的に物件が特定されているものでも、2,000万円以上については議会の議決が要するというふうになってるわけですから、本来は解決金であっても、それに類するものとして、少なくとも議会にそういうことについて、そのこと自身の提案をされるべきが、私は本当の至当なことだというふうに思うんですが、その点どうですか、もう一度。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） この問題は、議員も御承知のようにかなり長い期間を費やしていただいておりますが、これにつきましては、過去にも監査委員の中から早く繰り入れをせよという御指摘もございました。そういうことも含めて、我々といたしましては、できるだけ早く解決したいということで、特に財政状況が厳しい中では、一般会計へ繰り入れるということについては、監査委員御指摘のとおりでございますので、我々も基本的には早くしたいということがあったんでございますが、ただ漁業組合との関係が遅延した関係でこういう状況になったということでございます。

ただ、このことにつきましては、先ほども申し上げましたように、議会の中には確かに御指摘のある部分につきましては、我々も反省、もっと早い時期に一定の中間的な報告をする必要があったのではないかと思います。結果的にはほんこの間の定例会の事前の協議会の中で簡単に御説明をさせていただいたという部分でございますので、今後はこういう財産区としての補償というのが出てくるとは考えにくい面がございますが、御指摘の状況につきましては、議会の議決に要するものではなくても、スムーズに行政を行う中では、できるだけ一定の委員会の中に事前に報告していきたいと、このように考えますので、その点お許しをいただきたいと思いま

す。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 議長の配慮で質問はさしていただいとるんですが、私は大体、今総務部長が認めたように、総務常任委員会の協議会でこの間説明したと。全然こちらからお尋ねしない限り、あなた方は言うてくれない。資料も示さない。そういうところでは、やっぱり私はこの本会議場で聞かざるを得ないんですよ、場がないんですから。当初にはこのことについてどうするか方針が出てなかったから、全部地元公共事業補助金ですか、に入れておいたというわけですから、それが一般会計への繰出金としたり、いわゆる賠償等の節区分で分けて、そこへ入れて——流用というたって、一たんそこへ入れて出すという形をとるでしょうから、そういうことをあなた方は業務上、本来きちっとやろうと思えば、やらなければならないところでしょう。やっぱりその時点で議会の側にきちっとした資料を提供して、論議をしてもらうという材料を出すべきですよ。結局きょうこれだけ論議してても、口頭で説明あったけれども、議会に対して資料も出そうとしない。

私はこれだけのものを、議会の議決、2,000万以上は要るものを5,200万も出すのに出さない。しかも、1億1,000万も一般会計、別会計へ入れるのにそれについての補正予算も出さない。私は、それでとにかく質疑を何遍もやってる、どうやこうやというような話だけで処理されることは、納得できませんよ、それは。たとえこれが仮に正当な理由のあるものであれ、やはりきちっとした手続はやるべきですよ。そして、ちゃんとこうした明快な理由があると言えるように当局がすべきですよ。それなしに、資料の提供もなしに、あなた方がこれをこのままでやろうということについて、私は承知できません。納得できません。私はあくまで資料要求を求めます。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） その資料ということですが、ただいま口頭でいろいろ申し上げました。その整理につきましては、整理をして後日議員に提出さしていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 資料の提出は認めたんですよ。後日というのは、今

論議してるわけですからね、やっぱりその資料は今出すべきです。そんな、後日なんてあるかいな。

議長（島原正嗣君） そしたら質問者、資料と言っても漠然としてわからない部分もあるから、どれとどれとどれということを書いてください。

23番（林 治君） 5,200万についての具体的に根拠を示すもの、計算の根拠を示すものです。これが1点です。

それから、私はできたらこれについて大阪府との協議がどうであったか、示すものがあれば出していただきたい。それが1点です。

それから、漁業組合との間で賃貸契約を結んでいる、賃料をもらってる分ですね、この土地はどこに当たるのか。これが1点です。

それから、今度覚書というのを交わされてるようですが、その覚書の中身について、これが私十分判然としませんので、一応正式に資料として出していただきたい。

以上です。

議長、すみません。財産区でいつ決められたのか、どういう格好で決められたのかわからないので、それもわかる資料を出してください。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 我々の方として、覚書とか府との土地についての売買契約書、それについては当然ございます。ただ、土地をどの位置で——漁業組合として必要な分とはどの位置かというのは、先ほども申し上げましたように地図上にあらわれておりませんので、その分については、資料としては提出を求められても提出することはできません。

また、5,200万の根拠でございますが、これは先ほどから答弁申し上げておりますように、過去の無償の使用権のその部分でございますので、これについても、明らかにこの部分についてはこう、この部分については何%の補償だというような形での部分では積算をいたしておりませんので、この部分についても根拠等を求められても、この分についての資料というのは御理解いただきたいと思えます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） ない、ない、ないと言われるんで非常に困るんですが、海の方のことについては大阪府の方でやって、市としては知らない。内陸部だと。じゃ、そしたら無償契約の補償だという補償の根拠がなくな

ってしまってるんですね、それではね、そういうふうに言われると。きちっと補償する限り、こういう根拠があってこう補償するんだと。あなた、大阪府の方がやってくれてるからもう根拠ないと言うてるんですよ。そんなこと言うたら、かえって問題起こるじゃないですか。ちゃんと公明正大にこうやからこう補償するんだということをはっきりしたら、あと問題ないわけなんでしょう。違うんですか。それ、できないんですか。だから、それを言っている。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 根拠がないと我々は全然言ってませんし、根拠はあくまでも昭和5年に無償で使用権を認めている。承諾書の中で必要な部分を使用するということについて、当時の樽井村が認めた中で払い下げを受けているということからすれば、それは一定の使用権というのが依然として続いているというように考えての、我々といたしましてはその解決金としての支払いということでございますので、数字的に面積により何%とか、これによって損害を何ぼこうむるとかというような積算というのは、当然状況の中ではできませんし、我々もいたしておりませんので、その点を資料として求められても、我々としては提出できないということでございますので、よろしくお願いします。

議長（島原正嗣君） 質疑の途中ですけれども、今質問者が四、五点についての資料請求があったわけですから、これから暫時休憩をしますので、その間に整えられる部分だけ整理をしておいてください。

暫時休憩します。

午後3時 2分 休憩

午後4時26分 再開

議長（島原正嗣君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

それでは、林議員から要求のありました資料の提出がありましたので、理事者の答弁を求めます。辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 休憩で皆さんに御迷惑かけまして申しわけございません。それでは、ただいまお手元に配付させていただきました資料について若干御説明を申し上げます。

1つは、管理会の開催の経過ということでございますので、この管理会

につきましては、ここにありますように平成3年の10月に樽井漁協の方から、この財産処分地に関する要望書というのが提出されまして、それを受けまして平成4年の2月、10月、平成5年の4月と12月、6年におきましては2月、また7月、8月、10月、11月、7年におきましては2月、3月、7月、8年につきましては1月、2月というように開催をいたしまして、この漁業組合との一連の問題につきまして協議をいたしたということでございます。

そして、その内容等につきましては、最後の8年の1月、2月につきましては、お手元に配付さしていただいております覚書ということで、結果的にはこの覚書によって財産区管理会の方で審議をしていただきまして、この覚書に決定したということでございます。

この覚書につきましては、ここにもありますように、1つとしては甲、これは樽井財産区の管理会でございますが、それがその解決金として5,200万円を乙——これは漁業組合でございます、乙に支払うものとするということで、そしてその次には、その払い下げを受けるについて樽井の漁業組合が永久無償にて使用する権利というのを放棄するということでございます。

そのほかに、ここにありますが、当然漁業組合として使っていた事務所または倉庫については明け渡してもらおう。また、もう1つは、漁業組合の組合員が居住しております建物がございまして、それにつきましては、甲の処理決定に従うことに漁業組合としては責任を持って解決を図ってもらうということを約しまして、ここに覚書を締結したものでございます。

そして、もう1つ資料といたしましては土地売買契約書、これは平成4年の2月の3日、2月の1日におのおのりんくうタウンの整備事務所に売却したもの、または大阪府の土地開発公社に売却したその契約書を配付させていただきます。

もう1つは、先ほどから申し上げております昭和5年にこの部分を樽井村として払い下げを受けるについて、樽井の漁業組合が承諾したという関係の一連の書類を配付させていただきましたので、よろしく願います。

議長（島原正嗣君） 質問者どうぞ。林君。

23番（林 治君） 今初めて目を通す書類もありますので、甚だ要領を

得ない部分もありますが、ここで私は今回が樽井財産区財産の補正予算を論議してるんなら非常にやりやすいんですが、一般会計で受ける側の予算の歳入の問題であなた方がこれを出してきてるんで、その点は非常にこの論議そのものが十分できない。残念に思ってるわけですが、今出されてきた資料との関係で、あと若干質問させていただきたい。

土地売買契約書、大阪府との契約書からいえば、第5条では完全な所有権の移転義務ということで、「登記があるときは」ですから、登記がない場合も含めて何らかの土地についての所有権の行使を妨げる権利があるときには云々と、こういうふうにありますから、その点が財産区としての責任の範囲ということになるかとは思いますが、この売買の時点ではもう既に船だまりは消滅してるわけですね。だから、ここでは何を言うことになるのかなというふうに思うわけです。

それからもう1点は——あと2点あるんですが、この覚書をいただいて、5,200万円について、これ先ほどから口頭で解決金というふうに言われておりましたけども、私は市が作成した予算編成についての歳出予算に係る節の区分という一覧表を見ておるんです。ここでは市が行う業務の中で、解決金というようないわゆる地方自治法上の処理の仕方、これは市のこの資料の中にもない。市はこういう問題の解決は、公明正大、明確にやるべきだというふうに思いますから、そういう点、余りここに載っておる文言で——これはわかりますね、そちらで発行された分ですから——でやるなら議会の議決が5,200万だから必要けども、載ってない解決金だから要らないんだというような、そんな、それじゃ地方自治法上、市長がやれば議会が認めたら何でもできるんかというふうなことではおかしいのではないかな。その点について、地方自治法に基づいてやるべきではないか。そういうふうにしてきちっとやればいい。

それから、ここで1、1、1とありますので、この順番で1の1、1の2というふうに考えて、1の5に当たる部分ですね。これは組合の施設として当然これを含めて使っていたものが、そのうち組合員の居住施設として恐らく財管が貸したのではないと思うんですが、この部分だけが文言が変わっておるんですね。これでは問題が残るのではないか。「その解決を図るものとする」ということですから、ほかのは「速やかに明け渡す」というのとで全然文言が違いますから、後々争うようなことが起こっ

てきたりすると大変です。

私は、全体としてりんくうタウンを展開していく上で、大阪府が補償しておれば補償する必要はないし、泉南市もまた二重の補償をしてもいけないし、また今度はこの覚書で一たんこれで解決しながら、また後で補償せないかんことが起こっても、これもいかんわけですから、そういうことを含めてやはり明快にしておくことが大事ではないかなというふうに思っている質問ですので、その点、市長を含めてきちっとお答えいただきたいというふうに思います。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） ただいま3点の御質問がございました。

1つは、この土地売買契約に基づく第5条の関係、権利がついている場合の抹消、登記がある場合はということでございますが、御承知のようにこの部分については登記がされておられません。ただ、こういう向こうに土地を売買するにつきましては、この5条の中でその行使を妨げるような場合は消滅させることというのが財産区の方に位置づけられておりますので、この部分につきましてはこういう形で5,200万を払うという形で、この部分だけではなく、すべてのこの土地の関係する無償の使用権を放棄してもらおうということをやっておるということでございます。

そして、補償補填及び賠償金との予算上の関係でございますが、これにつきましては解決金ということで支払うにつきまして、休憩前にも御答弁申し上げましたように、市が責任あるような賠償金を支払うということにつきましては、当然皆様方の議会の方で議決をしていただくということが義務づけられているわけでございますが、この場合は、先ほどから申し上げているように、解決金という1つの古いときからの無償使用の権利の部分を解決するための金ということでございますので、これにつきましては、ただ予算上の支払いの節区分からすれば、補償補填及び賠償金というところの項を使う形になりますが、これにつきましては解決金というような支払いの節区分がないということで、一番近いところということで、ここで処理するということでございますので、この点もよろしくお願いしたいと思っております。

そして、覚書の中での5つ目の項で、その財産区が持っております土地の上に、漁業組合としては権利との関係で、倉庫といたしますか、ノリの関

係の部分 が建物としてあったと。そこでその指導をされてこられた方がずうっと居住を長い間してると。そういうことからして、もう既にその方の一定の居住している権利というのが発生してるということで、これにつきましては、財産区管理会の中でもこれについて弁護士に相談し、どんなことになってるかということを書いてこいという指示もございましたので、我々といましては、市の顧問弁護士にこの関係について聞き合わせました。

その中で、弁護士の申しますのには、これは転貸しをしていたとしても、長い間そこに居住をしているということになれば、その居住をしている方が一定の権利を持つということで、それは現在この土地の上にほかの個人的な土地利用をされてる方というのが、これは98条委員会の中でも御指摘があります、それと同じような扱いをする必要があるということで、このことにつきましては、ただこの土地は漁業組合に貸したという経過もございまして、一定の漁業組合としての責任を明確にさせていただくということで、財産区といましてはこの個人地を整理するときその一定の整理をし、そのときに漁業組合におきまして、その解決をその方が妨げることのないように責任を持っていただくという形で覚書を結んだものでございまして、よろしくお願ひします。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 何か話がわからなくなってきたね、そうすると後の部分からいきますけれども、こうは書いておいても、結局解決にはならないということですね。そうはっきり言えますね。それが1点です。

それから、さっきから、私が作文してるんじゃないんです。あなた方がこういうふうにつくられたんです、予算の編成方針で。その中で節の区分があって、これは数字でいえば22、補償補填及び賠償金、ここで扱う。ここで扱うものは、後で解決金というふうに言葉をここで変えようが、地方自治体ですからね、この覚書の中に解決金というふうに書こうと何て書こうと、ここで扱うものとしてそれと同じ扱いを、地方自治法の扱いを、しかも市の条例上のこの議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、これを守った扱いを私は断じてするべきだというふうに思います。私はその点、ないからいいんだというような、そんなへ理屈というのは、そら民間の企業の場合はいいですよ。地方自治体としては、

それは通らないことだと思えます。

それともう1点、土地売買契約書を今見て改めて思ったことは、私、平成4年の3月の議会でも言いましたけども、大部分はいわゆる船だまりに使ってたところの土地のこともありますから——売買のときね。そこは当然のこと、売買時に大阪府との間でその補償について。当時きちっとしておけば、今ここで論議する必要ないわけですから、その点を含めて私は市の側の責任が大きいんではないか、そういうふうに思います。

再度その点について、私は最後の1の5、もう一度言いますが、1の5のこれは、何か解決するようなこと書いてますけど、實際上今の総務部長の答弁では解決しないと言うてるんと一緒ですから、それはちょっと疑問に思います。その点について明快に処理できるのかできないのか——この場合にですね。はっきりもう一度答弁をお願いしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 覚書の5つ目といいますか、「乙は、乙の組合員が居住する建物部分については、当該組合員が甲の処理決定に従うことに責任をもち、その解決を図るものとする」ということで、先ほども御答弁申し上げましたように、組合員の方がこの建物の部分を使われて居住をされているわけございまして、その居住の部分については、その組合員の方に当然居住権というのが存在してるという、これは弁護士もそのように申しております。

そういうことからすれば、当然この問題は、その組合員と財産区との間で解決すべき問題にもう既になってしまってるということございしますが、ただ、この部分につきましては、漁業組合の方としてもやはり組合員という形からすれば、組合員のことについても漁業組合の方で一定の責任を持っていただくということで規定さしていただいたということございします。

また、再度の補償補填及び賠償金との予算処理上の問題でございますが、これは何遍も申し上げておりますように、一定の古い無償使用という形の権利について放棄してもらおうためのものございしますので、これにつきましては適当な言葉が見当たらなかったもので、解決金という形にさしていただいております。そういうことからすれば、解決金を支払うについてはどこかの節区分の中で支払う必要がございます。ただ、ほかの需用費とか

役務費という形のここでは支払われないということからすれば、一番近いところがこの節区分であるということで、予算を処理させていただくということでございます。

そして、土地の関係につきましては、この売買契約の関係につきましては、船だまりということにつきましては、当然その当時の無償貸与の中では船だまりということになっておりますが、それはあくまでも昭和5年の中でのごさいますして、今現在はその船だまりはどないなってるんかということでございますが、現在は防潮堤の中が財産区の管理地になっていると。そういうことで、今回の部分については、財産区が管理している防潮堤の中側の部分での無償貸与の部分についての放棄ということでは支払わさせていただきます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） できるだけ簡潔に、もう終わりたいと思いますが、総務部長、それでは話にはならない。あなたは、結局みずから決めてることを総務部長として——これは市長もそうですよ。じいっと黙り込んでるけども、さっきから何度も言わざるを得ないですが、地方自治法で定められたところを逸脱して解決を図ろうと。僕はそれはやっぱり正しくないと言うてるんです、問題は。やはりきちっと地方自治法に基づいた財政措置も含めてやるべきだと。いわゆる処分についてのですね。

そういう点で樽井財産区財産の補正予算、これを提出してこの問題の解決を図るといふうにやる気はないのか。一般会計の繰り入れのところ、何かこれを認めたらこのことも全部一緒に認めたことになるんだというふうな言い分をしておられるようですけども、それ自身がいびつな形ではないか。その点について一体どうかというふうに思います。

それから、契約の時点では、全体のことを含めてそこで本来的に解決すべき問題ですよ、あなたが何と言っても。そのことをやってこなかった責任を私は問いたい。その点について最後、ひとつ市長も一遍どういう考えか、明快に示しなさい。何で市長は答弁せえへんの。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま林議員から、こういう予算の形の中でやはり自治法に定めた形できっちり処理すべきではないかというお話がございま

したが、これは先ほどから総務部長が何度も申し上げておりますように、あくまで項目といたしまして、ほかに入るところがないので、そういう項目のところに入っておりますが、性格といたしましては、永久に使用する権利を解消するための解決金という性格のものでございますので、自治法に基づきましても特段議決を得るという必要のないものというふうに理解をしております。

それから、樽井財産区の補正予算についてでございますが、これも総務部長が先ほどから申し上げておりますように、節の流用という内容でございますので、自治法に照らしましてもこれを新たに補正予算として計上する必要はないというふうに認識しております。

〔林 治君「それは議会無視ですよ」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の解決は、平成3年の用地売却のときから非常に長い間かけましていろいろ検討してきた中で、樽井漁業組合と、そして樽井地区財産区と円満な形で解決をして、そして長い間歴史のあるこの昭和5年の覚書というものをやはりこの際きちっと整理をしたいと。あわせてここにありますような旧来からの組合事務所あるいは倉庫等、これらもきちっと明け渡していただくというような中で、やはりこの際1つの線を引くということが、樽井財産区にとりましても、また市にとりましても、将来的にプラスになるという判断のもとに円満解決を図ってきたところでございます。幸い今回、その最終的な解決に至ったということでございますので、ぜひとも御理解をいただいて、そして今後に余りそういうことを引きずらないように一定の整理をしたいということで行ったものでございますので、ひとつ御理解を賜りたいというふうに存じます。

議長（島原正嗣君） ほかに。———和気君。

2番（和気 豊君） ちょっと二、三お伺いしたいと思います。簡単にやりたいと思います。

1つは、先ほど質問もあったかと思いますが、国民健康保険特別会計への繰出金ですね。これはちょっと質疑のやりとりを聞いてますますわからなくなりました。それは私だけかもわかりませんが、結局補正前の額が3億6,200万、それに新たに最終的な処理ができて1億9,800万が上積みされた。合計5億6,000万何がし、こういうことになったわけですね。

問題は、市からの政策的な繰り入れ、これが1,300万に、それから同和減免の分が3,500万何がしと、それ以外は当然国の施策の一環として、交付税措置なりという形で一般財源に国の方から、従来の補助金、措置費としてではなくて、交付税方式といいますか、そういう形で、4億前後の金が入ってきた、こういうことなんですね。それをひとつ確認をしたい。余り難しいことを言ってませんので、その点よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それからもう1つ、和泉砂川の駅前地区再開発等調査費1,680万6,000円、これの位置づけなんです、これは単年度どうしても支出しにくい要因ができた、あくまでも単年度処理だ、そういうことに会計上なってるわけですが、しかし将来を展望したとき、これは単に単年度だけではなくて、これからの砂川駅前再開発を見越して、その入り口になる。そういう調査を今後継続していくというよりも、今後むしろ調査については慎重を期していくと、そういうことも含んで今回これを減額補正をしていく。将来いたずらにこれにかかわる調査は、今の土地価格は、この間も出ましたが、公示価格が泉南では全国平均よりもマイナス分が多いんですね。商業地域は10%以上、全国的には9%ちょっとですが、泉南市では10%以上、それから住居地域では全国的には2%強ですが、泉南では5%前後、こういうふうに比較的高いわけですね。そういうことを見越して、新たな問題が惹起するまでは当分調査等にかかわっては凍結していく、そのはしりなんだ、こういうふうに理解していいのかどうかですね。

それから、農業公園の関係です。ちょっとさかのぼってごめんなさい。農業公園の関係で今回6,500万が進入路の買収、全額大阪府から受ける。この事業については非常に広域的な性格を持っているという点で、もっと大阪府から協力を仰ぐべきだと、こういうことで、その一環だというふうに理解をしたいわけですが、今後その点でのいわゆる大阪府との折衝ですね。むしろこれを跳躍台にして、さらに大阪府にこの事業への援助ですね、単に農業構造改善事業の府の適用、それを若干上増しした府の援助を受けるだけではなくて、もっと別な意味での位置づけを明確にした支出を大阪府に求めていく、こういう立場での大阪府との折衝、何か具体的にあればお示しをいただきたい。

以上3点です。

議長（島原正嗣君） 岩本国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（岩本正美君） 和気議員の御指摘のとおり、旧来は国庫負担がされていたものが交付税措置に振りかえられ、市町村の負担がふえたところであります。その負担のふえた部分につきましては、市長会等で今後も増額されるように求めてまいります。

議長（島原正嗣君） 澤村都市計画課参事。

事業部都市計画課参事（澤村晋介君） 和気議員お尋ねの和泉砂川駅前地区再開発等調査費の減額に関して御答弁申し上げます。

当初、平成6年度実施の再構築業務に基づく方針を受けまして、具体的な施設構成案の作成作業等を実施する予定となっておりましたが、6年度調査の中で当地区の再開発事業を取り巻きます事業環境が非常に厳しいことから、当初の予定を変更いたしまして、今年度は当地区を含めた駅周辺の基本方針等の検討を実施することとしたものでございます。それにより減額を計上させていただいたところでございます。

今後の和泉砂川の取り組みといたしましては、調査等慎重を期しつつも必要な取り組みを実施いたしまして、将来につなげていくことが重要であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（島原正嗣君） 松川産業経済課参事。

事業部産業経済課参事（松川哲也君） 農業公園の府からの補助をもっといただけないかという御質問でございますけれども、6,500万ここに上がってますけれども、進入路につき平成7年度において府の負担率にしまして約80%の協力を得ております。今後とも引き続き農村総合整備事業等の新しい事業制度ができておりますので、そういう事業について今後とも検討していきたいと、府の方に働きかけていきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 国保会計への繰出金なんですが、これは私今申し上げましたように、4億ほどのお金が交付税算定で入ってきている。それが国保会計へ繰り出されている。総額でね。そういうことで理解をさせていただきます。

それで、私、これも含めて泉南市が国保会計にかなり大きな繰り出しを

しているというふうに、いろんな機会に御答弁いただきますと、そういうふうに聞こえるわけですが、例えばそのうちの大きな保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、こういうのはあくまでも政令軽減の実績をもとに、それにかかわって算定された額ですよね。うちの場合にはこの政令軽減の部分がなぜこれくらい膨れ上がっているかといいますと、阪南市なんかは非常にこの部分が少ないんですね。というのは、均等割、平等割が両方合わしても2万5,000円ぐらいでいける。ところが、うちの場合は7万円を超える。4万900円と3万1,470円ですか、そういうことで、その4割軽減になってくるわけですから、当然額も多いわけですね。その対象人口はほとんど変わらんわけですが、ところが、その額が大きいから額がようけ入ってくるわけで、この額が少なかったらもっと少ないんです。

そして、これは国から入ってくるわけで、政策的な繰入金というのは1億6,500万なんです。それも福祉施策的な、弱者救済的な額というのは1億3,000万と、こういうふうにみなさざるを得ない。これでは余りにも病院会計への繰り出し等がない泉南市のそういう特殊事情の中で、保健衛生費が他市より非常に大きく低い、こういう中で、当然やっぱり市民の健康と命を守っていく、こういう国保会計へもう少し政策的繰り出しをできないのか、こういうふうに私は当市のこの繰り出しの5億6,000万の中身を見るにつけて思うわけですが、その点お示しをいただきたい、もう一遍にやります。

それから、和泉砂川駅前の整備、B調査が終わってから、その見直しにかかった財源、一体どれくらいあるのかですね。相当出てると思うんですよ、何回かやってますからね。この間、何か最終的に今の駅勢人口ではもっと規模を縮小していく必要があるんじゃないか。岩出の方もひっくるめた大きな網を打った場合には何とか今の計画でやっていけるけれども、今の駅勢人口の現状ではもっと規模縮小が必要ではないかというふうな、これは3回目の見直しだったんですか、そういう結果が出ているように思うんですが、何回かやっておられる、その総額は一体どれくらいになるのか。そして、その総額は、最終的にこの駅前整備事業がうまくいかなかった場合、よそでは途中で投げ出して中止になってるなんていうところもあるわけですけど、その額は一体どこがどういう形で負担しなければならない

のかですね、その辺もお示しをいただきたいなど、こういうふうに思います。

それから、先ほど言われた、せつかく80%近くのお金を取ってこられた、これは了としたいんですが、今後新たな農村基盤整備事業ですか、何かそういう名前の事業を展開していく上で、大阪府からどれくらい補助が入ってくるのかですね。構造改善事業、これを中心の計画しか私ども知らされていないわけですよ。土地代なんかも入れますと、今度公社でかなりの土地の先行取得やられるわけですが、二十数億の大変な事業になってくる。この事業費だけでも15億になる、そういうことで今後の財政、起債の発行をすりゃそれに借金ついてくる。大変なことになってくると思うんですが、その辺で二十数億の額のうちのどの程度のメリットが具体に入ってくるのかですね、その辺もちょっと数字的にお示しいただきたい。せつかく補正予算やってるわけですから。

議長（島原正嗣君） 松川産経課参事。

事業部産業経済課参事（松川哲也君） 先ほど申し上げました農村総合整備事業につきましては、府下ではまだ実施例がございませんので、府の補助率等は決まっておりません。国費については50%つきます。この事業は、単に農業公園だけじゃなくて、農村総合整備という名前にありますように、農村を総合的に整備していこうと。単なる基盤整備だけじゃなくて生活基盤、集落排水とか集落道、それと農村公園とか親水施設、そこらの整備を総合的に実施していこうというものでございます。

農村整備事業の中で3個のタイプがありまして、市町村全域を巻くタイプと、集落ごとにやるタイプと、数市町村にまたがるタイプと、3つありまして、その個々の事業費については、今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（島原正嗣君） 澤村都市計画課参事。

事業部都市計画課参事（澤村晋介君） 和気議員お尋ねの和泉砂川駅前に關しますB調査以降の見直しにかかった費用ということでのまず1点目の御質問でございますが、昭和63年度にB調査を実施して以降、見直しにかかった調査ということていきますと、詳細は非常に難しいんですが、発注いたしました推進業務の中には、準備組合に対するコンサルタントの派遣とかそういった費用も含まれますので、一概には申し上げられませんが、

それらを含めて委託料を63年度のB調査以降関連するところを合計いたしますと、平成7年度まで約5,300万円程度になってございます。

2点目の今後のそういった調査にかかる調査費に関して、最終事業化がならなかったときの負担はどうなるかという点でございますが、市の委託料等に関しましては、これまで一般会計等で予算化し、支出してきておるものでございます。

もう1つ、推進業務ということで、63年度の調査以降、平成4年度まで推進業務として市が支出してございますが、平成5年度並びに6年度につきましても、準備組合の方が平成5年2月に協定して以降、5年度、6年度については協力ディベロッパーからの借入金を入れて実施してきております。協力ディベロッパーからの借入金につきましても、事業化がなされた折に事業全体の中で精算されることとなるかと思っております。

ただ、仮に事業化がならなかったときのそういった費用の扱いに関しましては、準備組合そのものに帰しますが、組合員そのものにはその費用負担の責任は帰属しないという形での、間組の協力体制での一定のリスクを背負った形での協力をいただいているところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） 岩本国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（岩本正美君） 和気議員御指摘の施策的な繰り出しにつきましては、原課としては財政当局にこれからも御相談申し上げていく所存でございます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） 駅前整備なんですけど、既にB調査以降、見直し、見直しで、本当に63年からですから約7年間見直しがやられている。ますます見直しの幅が狭くなり、しんどい状況になってきて、丸々この平成7年については870万5,500円だけの支出で、あとは1,600万何がしかが、倍以上のお金が減額補正と、こういうことでますますしんどくなってくる。慎重にやりたい、やりたいという気持ちはわかります。ここまでやってきたんですからね。その辺できっちりとした見通しを今立てることが、まさに必要になってきているんじゃないかということになります。

ディベロッパーとの契約でディベロッパー負担で準備組合員にはこの負担はかかってこない、こういうふうなお話ですけど、しかし市が一枚か

かわっている以上、やっぱりこの事業を推進していくという市の責任も——実際、主体者は準備組合であっても、その準備組合の構成員にもなっている。そして、大きくはそういうものを包み込んでいる行政としての責任は、免れ得ないだろうというふうに思うんです。その点で、この辺の見通しはきっちりと処理していかなければならないというふうに思うんです。

それと、もういろいろ出ておりますけれど、既にここへの進入アクセスの購入でも19億を超える大変ないわゆる先行投資もやられている。これはまだ債務負担行為で泉南市は引き取っていないわけですから、これにも大変な利息が付与されてくる。引き取るときには公債費に大きくしわ寄せをもたらしてくるというふうになってくるわけですから、その辺の見通しを今きっちりと立てていくことが必要ではないか。むしろそのための要因を調査すべきではないかなというふうに思うんですが、その点はひとつこの担当の助役さんの——政治的な判断も極めて重要ですから、政治的な判断のできる立場の方から、御答弁を、技術的な問題ではなくて、事務的な問題ではなくて、そういう判断をひとつお聞かせをいただきたいな、こういうふうに思います。

それから、先ほどお金は試算されていないということで、大変な、我々当初からかかわってる人間にすれば7億5,000万でいけるといようなことが、今度は実施段階、実施計画になればバーンと倍にはね上がると。そして、さらに購入については7億数千万の土地の購入やらなあかんと、こういうふうな大変な事業になってきているわけですね。しかし、事業の性格は広域的だと。大阪府は構造改善事業ではほとんど財政的な手を汚さないと、こういう大阪府にとっては非常にうまみのある、逆に言えば泉南市にとってしんどい事業だと。こういう点で、もう少しこの新しくやられる事業が大阪府にどの程度責任を持っていただけるのか、財政的な補てんをしていただけるのか、こういうことをやっぱりきっちり見きわめた上で新しい手法をむしろ提起していただきたいなと、こういうふうに思うんですよ。財政幾らになるかわからんというような泥縄みたいな答弁では、やっぱり困ります。非常に金食い事業ですから、いい悪いは別にしましてね。

それから、国保の問題についても、ひとつ財政当局の明確な御答弁をいただきたい。せめて他市でもやっているような弱者救済のための減免規定、そして減免の規定を設けて、その裏づけになる政策的財源補てん、こうい

うものは当然あってしかるべきではないか。それでなくても大変な、応益割が阪南市の3倍近くになってるわけですから、この辺はきっちりと弱者救済、ほんとに冷たい弱者を切り捨てる施策ではなくて、むしろ弱者救済のための施策を望みたいと思うんですが、その点でお示しをいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） それでは、私の方から和泉砂川駅前の件でお答えをいたしたいと思います。

この和泉砂川につきましては、平成6年度より事業化方針の再構築に取り組んでいるところでございますが、先ほども議論になっておりますとおり、非常に事業環境が厳しい中で、事業化の案の確立は、今現在できないような状態になっているところでございます。そういう観点で、その調査等も今の時期は慎重に取り組む必要が多々あるということもありまして、我々といたしましても、これからは事業環境の把握、そして適切な事業の手法、やり方等を非常に検討していくことが必要であると、現在そう考えているところでございます。

質問者がおっしゃるとおり、これについては、先ほども課長の方から答弁いたしましたとおり、今まで調査費を既に相当投入をしているところでありますが、やはり市も一応これには参画している以上は、十分責任があると感じております。そういうこともありまして、これからは特に事業環境の把握、そして手法等を十分に検討していきたいと。特に慎重を期してそういう調査等も入っていききたいと、かように思っているところでございます。

これに伴う先行取得をやった土地の件ですけれども、やはりこれにつきましても、一応暫定利用ができる分につきましては、やはりそういう面も考えていきたいと、事業化までに利用できる分は考えていきたいと。これの検討というんですか、こういう形も入っていかなくてはいけないと、かように思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 農業公園の再度の御質問でございますけれども、先ほど参事の方からも申し上げましたように、もともと当初は進入路650メートルにしても市単独でという話でございましたけれども、府との折

衝の中で補助金をいただくという形に、国庫補助を採択していただいたという形になっております。

それ以外の市の公園整備の関係でございますけれども、現段階では構造改善事業のみの補助採択でございますけれども、今後例として農村総合整備事業という例を挙げさせていただいたわけでございますけれども、できる限り大阪府並びに国の方に協力いただくという形で、今後十分その辺の事業の補助の採択の要請等をやっていくつもりでございます。

それとあわせて、今後事業に着手していくわけでございますけれども、1期工事と2期工事に分けて、財政的な面もございますので、急がないものについては2期工事に回すという形の努力もした中で、財政的にも負担のないような形の事業進捗、その辺を考えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長（大田 宏君） 和気議員の質問の減免要綱のことでございますが、平成6年に減免要綱を改正をいたしておるわけでございますが、低所得者層が被保険者の約7割というような中で、減免ということになるわけでございますが、それによりまして国保財政に相当負担がかかってくるということもございますので、減免要綱につきましては今後検討の課題とさせていただきたいなと思うわけでございますが、先ほど岩本課長の方からも御答弁申し上げましたとおり、一般会計からの繰り入れ等につきましても財政当局の方に我々も要望してまいりたいと思いますし、また国の方にも制度改正というんですか、その点につきましても市長会等を通じまして働きかけてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

〔和気 豊君「もう1点だけ簡単に」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 先ほどの農業公園の関係ですね、新しい手法を提起されましたので、その手法のうまみといたしますか、どの程度あるのかですね。これはまだ金額的な泉南市が初めてとる施策だということで、その辺のメリット、うまみがどの程度のものなのか、我々よくわかりませんので、早急に勉強していただいて、資料も取り寄せていただいて、我々の前に、議会の前に提起をしていただきたいというふうに思います。

それから、国保問題では財政当局のひとつ腹づもりですね。財政がないからそんなもんはしにも棒にもかからんというのか、一定原課からそういう要請を受けているわけですから、積極的に対応していきたいと、こういうことなのかですね、その辺もあわせてお示しをいただきたい。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 国保の一般からの繰り入れでございますが、国保会計を担当するところとしては、やはりそれについて積極的に考えられるということは当然だと思います。我々といたしましても、ただ一般会計からの繰り入れということになりますと、一般会計そのものの財政状況というのがございますので、その財政状況の中で政策的な判断をするという形になってこようと思いますので、よろしく願いいたします。

〔和気 豊君「資料を出せるかどうか」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） そういう制度があるということでございますので、我々としても十分調査した中でまた御報告させていただきたいと思います。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

2 2 番（和気 豊君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———林君。

2 3 番（林 治君） 日本共産党泉南市会議員団を代表して、平成7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）について、反対の立場から討論をいたします。

我が党は、関西国際空港の計画決定や建設のその過程においても、特に沿岸の漁業の振興と漁民の暮らしと営業を守る立場から、さまざまな提案や、また国や大阪府、関空会社への要望、交渉等も行っていました。

さて、今回補正予算に歳入のところで論議を余儀なくされたために十分な質疑を行えないことについて、私は大変不満に思っているところであります。しかしながら、既に質疑の中で明らかにいたしました、本来樽井海岸等の埋め立て事業を行った大阪府企業局が、これらの問題についての基本的な解決を図るべきものであるというふうに私は思っております。特に昭和61年11月埋め立て時や、また今回の平成4年2月のこの財産区財産の売却時に、その解決をきちんと行うべきものであったのではないかとこのように思っております。

大阪府は、これまでりんくうタウンでの漁港の整備を展開し、また平成元年には漁業振興補助金8,000万円を市を通して樽井漁業組合に支出していることは、既に御承知のとおりであります。私は、こうした過程の中で、本来この埋め立ては市やまた樽井財産区が行ったものではなくて、大阪府企業局が行って、この樽井の船だまりをつぶしてしまったわけありますから、原因者としてのその解決を要求するものであります。

そうした立場を基本にしながらも、しかし今回この問題の処理に当たって市が樽井財産区財産の補正予算の提案を拒否し、そのもとでの論議を保証しないことは、議会を軽視するものとして私は許されない。また、覚書での今回の解決金のその処理は、当然地方自治法とそれから市条例、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例によるべきものであります。これを拒否することは、本来市政が明朗・公正なものであるべきことから外れているものと言わざるを得ません。

そういったことから、本補正予算について、補正予算の中でその対応を求められたために、以上の理由をもって反対の討論といたします。

以上です。

議長（島原正嗣君） ほかにございませんか。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立多数であります。よって議案第11号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第12号 平成7年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第12号、平成7年度大

阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、簡単に説明申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本予算について変更を加える必要が生じたため、補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容について説明をいたします。議案書67ページをお開き願います。歳入歳出でそれぞれ1,106万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ46億7,842万6,000円とするものでございます。

その具体的内容でございますが、71ページの歳入予算につきましては、一般会計からの繰入金2,754万円を増額しております。これは繰入金の確定による増額でございます。それから、雑入につきまして3,860万5,000円の減額をいたしております。

次に、72ページの歳出予算でございますが、総務管理費1,106万5,000円を減額しております。これは人事異動に伴います人件費の減額でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第8、議案第13号 平成7年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福

田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第13号、平成7年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、簡単に説明を申し上げます。

本予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額に増減はございませんが、歳入科目の支払基金交付金で266万6,000円の減額、一般会計繰入金で266万6,000円の増額が生じ、補正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。よろしく御了承いただきますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第9、議案第14号 平成7年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第14号、平成7年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

本予算について変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条

第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

その補正内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,097万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億8,369万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出について簡単に御説明申し上げます。88ページをお開き願います。下水道建設費の負担金補助及び交付金1億8,097万7,000円でございますが、これは南大阪湾岸中部流域下水道事業及び南大阪湾岸南部流域下水道事業につきまして、国の2次補正により処理場用地の買い戻し等の事業費が増大したため、本市の負担金につきまして補正をさせていただくものでございます。

次に、お手数でございますが、85ページにお戻り願います。繰越明許費でございますが、下水道建設事業として3億850万円の繰り越しをお願いいたしております。

以上、まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） 繰越明許ですから、今年度やるつもりが、やれなかったから来年度にということだと思うんですが、ちょっとこの事業内容を御説明いただきたい。

それから、南部の1億8,000万円の負担金支出でございますが、これは地元負担金だと思うんですが、総事業費はどれぐらいになっておるのか。

それから、南大阪の下水道事業の予算があると思うんですが、その総額というのは今どれぐらいで執行しておられるのか、御説明をいただきたい。

それから、起債が大変短期間でもう100億を超えて、今102億7,000万という説明があるんですが、果たして財政的にいけるのかどうかです。とても使用料という——特別会計ですから使用料で基本的にはやっていかないといけないと思うんですが、かなり使用料も少ないのでございますが、この辺の起債の伸びていく状況をどういうように考えていらっしゃるのか。歯どめはどこにあるのかですね。財政がもたなかったら、一時

工事もストップしないといけなくなってくるのではないかと思うんですが、その辺のお考えをお示しをいただきたい。

議長（島原正嗣君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、南部流域下水道の建設負担金の件で、南部の全体事業費はいかほどかという質問であったと思いますが、現計画では約630億円の計画になってございます。

次に、議案書85ページの繰越明許費の内容はいかかなものかということでございますが、工事件数といたしましては6件が残っております。これにつきましては、私ども会計年度独立の原則に基づき鋭意頑張ってきたわけでございますが、いろいろな関係で年度内完成ができなくなったため、繰越明許費としてお願いしておるものでございます。

次に、地方債の現在高、約100億程度になっておるわけでございますが、このままの現状で今後どうなるのかという問いでございますが、基本的には面整備を拡大いたしまして下水道使用料を上げるのが一番でございますが、現在私どものように建設途上の市におきましては、起債に頼るのもある程度仕方がなかるうかと考えております。

ただ、地方債の発行につきましては、将来における償還能力を考慮せず財源に充てるということは、後年度の財政運営に支障を来す原因となるものでありますから、十分慎重を期して運営に当たってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 南部の事業全体、630億という御説明をいただきました。この金額聞くだけでも大変すごいお金がかかるんだなということを感じるんですが、繰越明許で6件が残っておるという、できなかったというだけの説明ですが、どういう原因でできなかったのかですね。その辺を説明をいただきたい。

それから、地方債に関しては、地方債に頼らざるを得ないというような御説明でしたんですが、短期間で100億を超えて、一般会計が200億ほどでしょう。それから見てもいかに膨大な事業かと思うんですが、一体こういうことをまじめに市の収入——義務的経費も大変多いという中で、

果たしてこういう事業を続けていけるのかどうかというのは、我々素人ながら大変心配なんです。義務的経費の中でもこの下水道事業への繰り出しという形で義務的経費にカウントするわけですから、実際的には市は、市全体で見ればこの下水道事業をやっとるわけですね、ある意味で投資的事业を。

そういうことでこの下水道事業が今後市民生活にどういう影響を持ってくるのかということが我々よくわからないんですが、感覚としては、ほとんどこの下水道事業だけをやることになっていくんじゃないかな。下水道事業をやるということは、投資的事业としては金額的にはかなりやっとるわけですね。しかし、それが義務的経費にカウントされて、そういう将来の投資的基盤整備に回せないということで、今のいろんな財政問題、経費の節減みたいなことが出てきとるんですが、一体この下水道事業というのはどういうふうに位置づけとるんかですね、市民生活全体の中で。

確かに、市長は、基盤整備の目立たない、私は箱物よりもこういうものに力を入れていきたいというように言い切とるわけですが、市長はなぜそういうようにこの事業が必要なのかどうかですね。従来これは全部——従来というより、現在人々はこの設備を持って生活しとるわけですね。果たしてこれが大優先する泉南の事業なのかというのは、僕ちょっと疑問なんです。確かに、やらないといけないのはやらないといけないと思えますよ。しかし、入ってくるお金と相談をせずに理想を追っかけてもだめなわけなんで、これだけの膨大な資金を投入する事業というのは、もう少し明確になぜこれをやるんだというようなことが示せたら、きちっと示しておいていただきたい。

以上です。

議長（島原正嗣君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 小山議員の再度の御質問でございますが、繰越明許費の事業のおくれた内容につき御説明申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、6件が残っておりまして、それぞれ要因が異なる部分も若干あるわけでございますが、主な要因といたしましては、関係機関、いわゆる岸和田土木、泉南警察等との連絡調整、また地元の人たちへの調整に当初予定いたしておりました以上の時間を要したためおくれたというものが、主な要因でございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 人間が、市民が都市で生活していくためのいわゆる最低条件、シビルミニマムとっておりますけども、これは1つは道路であり、あるいは電気であり上水道でありガスであり、あるいはこういう下水道ですね。そういうものがやはり快適な都市生活を営む上での必須条件といたしますか、最低条件というふうに言われてるわけでございます。そういう意味では、下水道の果たす役割というのは非常に大きいというふうに思っております。

ただ、下水道には2つございまして、1つは雨水排除ですね。これは浸水防除あるいは洪水対策、防災という面が1つございます。これは基本的には公費でやると。それから、汚水の方は生活環境の改善と、それから公共用水域の保全といたしますか改善、そういう目的でやってるわけでございますが、これについては受益者負担の原則を取り入れた形での私費負担といたしますか、そういう形でやっているわけでございます。

本市の場合、投資が非常に大きいのは、両方を同時に今やっているわけですね。特に樽井、岡田、男里浜等の低地帯の浸水対策を一方ではやっておる。もう一方では、汚水の方の幹線あるいは面整備、そして処理場という形でやっておりますので、非常に投資が大きいわけでございますけれども、いずれにいたしましても、これはやはり積極的にやっていく必要があるものというふうに考えておりました、今後ともこれら下水道事業については非常に前向きな形で取り組んでいきたいと思っております。

ただ、御指摘いただいたように、起債の償還ということもかかわってまいりますので、やはりこれらを長期的に見て、その起債残高を1つ念頭に置いてやっていく必要があるということはもちろんでございますので、そういうことを勘案しながらの中ではございますが、その中で積極的に対応していきたいというのが私の考え方でございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 部長の御説明では、この理由だったら仕方ないかなという理由なんですね。そうじゃなしに、やっぱり批判を受けるような理由もあるんじゃないかなと思うんですが、一切それは説明ないので、そうい

うものはないと理解してもいいのかどうか。後であれば大変ですので、ちゃんとしといていただきたい。

それから、市長はもちろん必要論を説かれたわけなんですけど、やっぱりお金があつてのね、何でもお金がなかったらできないわけですから、空港が来るまでは一切そういう事業に取り組みなかって、空港が来て取り組んでおられて、それだけに空港の方が予定どおりに進まないから、むしろお金が要って財政危機をもたらしとると思うんですけどね。

何ぼ市長がやりたくても、やっぱり財政、お金がなければやれないわけですから、これは下水道事業は僕はかなり無理な事業の導入の仕方じゃないかなと。もっと市でやれることはいろいろあるわけですから、もっと市民の皆さんにも理解を得ながらやる方法は僕はいっぱいあると思うんですよ。だから、今やってるような方法が果たしてベターなのか、市の状況を見たときにですね。そういう点で、やっぱりもう少し財政問題に心配ないんではないかというようなことをきちっと資料として示してもらいたいんです。

それから、雨水と污水が一緒になつとるといふんであれば、それは分けて説明していただきたいと思いますね。全然性格違いますからね。だからやっぱり基本的には受益者が100%負担をする原則を持つてる污水についてはこうだと。雨水は市の仕事として市がやらないかんであれば、やっぱりそれは分けないと、一緒に値段出てきますからね。分けるにしてもやっぱりお金がなかったらできないわけですから、泉南なんかずっと海までなだらかな地形を持つとるわけですから、普通は、昔はそんな浸水があるようなことはなかったと思うんですけど、そういう点ではもう少し総合的な浸水対策をやらないと、今水たまるからそこを強制的にポンプで排除するようなのはどうかなと私は思うのでね。

そういうことで、必要とか願いはわかるんですけど、今財政が一番大変な状態ですから、財政も絡めて御説明をしていただきたいなと。私はこのやり方は、恐らく財政破綻の一番大きな原因だろうと。いいのはわかっておりますけどね、いいのはわかっておつても財政が破綻すればできないわけですから、このことはもっとほかの方法を今からでも追求すべきだと、そういうような意見を申し上げておきます。

議長（島原正嗣君） ほかに。———以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異義なし」「異議あり」の声あり〕

議長（島原正嗣君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立多数であります。よって議案第14号は、原案のとおり可とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午後5時52分 休憩

午後6時51分 再開

議長（島原正嗣君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第10、議案第15号 平成8年度大阪府泉南市一般会計予算から、日程第25、議案第30号 平成8年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの以上16件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成8年度泉南市各会計予算16件に関し、委員長の報告を求めます。小井委員長。

予算審査特別委員長（小井安男君） ただいま議長から報告の旨の指名を受けましたので、これより過日の本会議において本特別委員会に付託を受けました平成8年度大阪府泉南市一般会計予算を初めとする新年度予算各会計16件につきまして、その審査の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

なお、議決の結果につきましては、皆様方のお手元に配付申し上げております委員会の審査報告書のとおりでございます。

また、質疑の細かい部分なり、別冊の主要施策等の説明資料で、内容の説明が付されていることの内容の質疑につきましては、本報告から省略させていただきますので、御了承ください。

それでは、これより順次報告いたします。

本特別委員会は、去る3月18日から3月22日までにあつて、4日間にわたり委員及び関係理事者の出席のもとに開催し、予算の各般にわたり慎重なる審査を行いました。

それではまず初めに、一般会計予算の歳入部門から審査の概要を報告いたします。

まず、近年本市財政にあつては、景気の長期低迷の中にあつて、事業推進にかかる人件費、公債費等の義務的経費が急増したことにより、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が本年度は100%を超えるという非常に厳しい状況にあると聞かすが、財政運営上、最たる根幹をなす市税の本年度における現状と、あわせてその徴収に対する考え方を示せ、との問いに、市税については対前年度8億7,993万1,000円増となつており、比率としては9.0%の増であり、そのうち空港関連税収では約5億6,000万円の増である、とのことでした。また、徴収率については、現年度課税分で98.2%、滞納繰越分で31.3%を見込んだ上での予算計上である。

これに対し、徴収率を98.2%見込んでいるとのことであるが、平成6年度決算では86.3%と当初の見込みとかなりの開きがあり、平成7年度において何か抜本的な対策を講じなかつたのか、との問いに、徴収率のアップについては、臨戸徴収をする以外には強力な徴収方法はないと考えており、最終的には滞納者に対し、その納税方を強力に督促し、徴収に鋭意努力すると考えている、とのことであり、平成7年度においては、部長級の協力のもと臨戸徴収を行い、5,000万円程度の徴収実績の向上を見た、とのことでした。

次に、滞納繰越金については約3億円程度あるが、これは5年を経過すると不納欠損として処理されるが、この措置が極力少なくなるための手段については、どのような方策をとっているのか、との問いに、一般的には差し押さえができる財産があれば差し押さえ処分を施し、資産がない場合については、残念だが、不納欠損の処理をしている、とのことでした。

これに対し、差し押さえすべき財産があるのにもかかわらず、不納欠損の処理をしている例があると聞かすが、税は公平であるという観点に立つて、市民から不満の出ない滞納繰り越しの処理をすべきである、との意見がありました。

次に、航空機燃料譲与税にあつて、これについては関西国際空港が開港

したことによる新たな税収入と思うが、その内容を示せ、との問いに、航空機燃料税については、国内線のみが対象であり、収入額の13分の11が国へ、そして13分の2が関係市町村と都道府県に交付され、13分の2のうちの5分の4が関係市町村に、5分の1が空港関連都道府県であり、関係市町村分については、泉佐野市、泉南市、田尻町で面積等の案分により配分され、本年度については、本市はその結果、4,600万円を計上している、とのことでした。

また、これに関連して空港関連の税収で直近の財政アセスでは、りんくうタウンからの税収で700万円とあるが、実際には収入がない現状からかんがみ、直近のアセスでも見込み違いとなっているが、との問いに、財政アセスの際にはレンタルニッケンの所有権移転が平成7年3月に予定されていたが、この実施がおくれておりこのような形となったが、平成9年度からは当初の見込みどおりになると考えている、とのことでした。

次に、土木使用料のうち、市営住宅使用料で住宅家賃の滞納状況について示せ、との問いに、平成6年度決算で58万円程度の滞納があったが、鋭意徴収に努力した結果、過年度分で約6万円徴収ができた、とのことでした。また、住宅の家賃、つまり使用料については、何に基づいて徴収をしているのか、との問いに、泉南市住宅管理条例の中で「市長が定める額」となっており、それに基づき使用料を設定し、徴収を行っている、とのことでした。

次に、国庫支出金、府支出金が減額されている状況にあって、本市の財政状況は、平成6年度の財政力指数を見ると0.731と府下でも下位に甘んじている昨今、地方交付税についても減額されているが、なぜこのような状況になったのか示せ、との問いに、本市の財政状況にあって、財政危機を引き起こした主たる要因としては、1つは、おぐれていた事業を急ピッチで進めたため、そのしわ寄せが来ている関係と、職員が増による人件費の割合が増大したためであるが、財政の健全化に努めるべく、現在、抜本的な対策を模索しているのが現状である、とのことでした。

次に、基金繰入金で公共施設整備基金、公債費管理基金、ふるさと創生事業推進基金については、おのおの前年度と比較して大幅に減額されている状況であり、さらに基金についてもその元金までが取り崩されているが、このような状況を見るとき、この際基金のあり方についても考え直す必要

があるのではないのか、との意見がありました。

以上が歳入部門における質疑の主たる概要でございます。

続いて、歳出部門について御報告を申し上げます。

まず、議会費のうち、負担金補助及び交付金で、今回大阪府市議会議長会特別負担金とあるが、その内容を示せ、との問いに、これについては33年に1回、大阪府市議会議長会の会長が輪番制で受けることの申し合わせにより、今回、平成8年度は本市がその会長市を務める関係上、その総会、理事会、監事会等の開催に伴うもろもろの経費であり、過去の会長市の実績等を参考に算出している、とのことでした。

なお、このほかには食糧費、市政調査研究費補助金についても、その節減の必要性、見直しに関し、若干の質疑がございました。

次に、総務費について申し上げます。

まず、アルバイトと嘱託職員について、現在、本市では何人雇用しているのか、との問いに、アルバイトで78名、嘱託職員で57名を雇用している、とのことでした。

また、その中でアルバイト及び嘱託職員を行政改革の一環として人員縮減の対象としているが、市としてはどのように考えているのか、との問いに、アルバイト及び嘱託職員は、一般事務的要素の強い職種についている者について人員縮減の対象と考えている、とのことでした。

また、嘱託職員については市としてどのような位置づけをしているのか、という問いに、嘱託職員の位置づけとして、地方公務員法で言う非常勤職員に該当し、この点から見れば特別職に当たり、採用については特殊技能などを有し、その一定期間を定めて雇用している、とのことでした。

また、今回のアルバイト及び嘱託職員の人員縮減について、採用に当たっては、業務内容について検討を加えた中で、現在の職員だけで業務の遂行が可能かどうかを判断し、市民ニーズにこたえられない状況であれば、アルバイト、嘱託で対応していくという考え方が配置の基本であると思われるが、市としてはどう考えているのか、という問いに、アルバイト・嘱託職員の配置については、全庁的な事務需要の見直しの中で検討する必要があると思う、とのことでした。

次に、互礼会会場設営委託料について、互礼会の開催についてであるが、近年大阪府でも互礼会の廃止を打ち出しているが、本市としても見直し時

期が到来しているように思うが、その考えを示せ、との問いに、互礼会の開催目的としては、市民、議員、市役所職員が新年を祝いながら交流を深める場となることを目的として開催しており、新年の互礼会は8年ほど前から開催され、市の恒例行事となっているので、廃止は考えていない、とのことでした。

次に、つばさのまちフェスタの開催目的とその負担金の増加の理由について示せ、との問いに、開催目的としては泉南地域の活性化を図るために、りんくうタウンの存在を広くアピールすることを目的とし、平成7年度に2市1町でもって開催した催しが好評を得たことから、事業内容を検討し、さらなるグレードアップをするために負担金を見直したものである、とのことでした。

次に、企画広報費について投資及び出資金の具体的な内容を示せ、との問いに、これはケーブルテレビ事業の第3セクターである株式会社テレコムりんくうに出資するものであり、そのケーブルテレビ事業を4市2町で開業するに当たり26億円の経費が必要であり、その10%を4市2町で負担することとなり、国勢調査による世帯数、ケーブル施設可能面積などをもとに算出された費用4,660万円を出資するものである、との答弁がございました。

次に、泉南・阪南・岬伝承文化地域フォーラムの開催目的について示せ、との問いに、泉南市、阪南市、岬町の同和地区に伝わる伝承文化、また同和地区外に伝わる伝承文化などを取り上げて、伝承文化によってはぐくまれた人間の尊厳を学習することによって、人権啓発が推進されることを目的として開催しているものである、との答弁がございました。

次に、市の広報について、地区によっては配布が遅くなる地区があるが、広報の配布方法と地区により配布が遅いところがあるが、その対応についてはどのようにしているのか、との問いに対し、配布方法は各区の区長にお願いして配布してもらっているが、配布が遅いという連絡を受けた場合には、広報を直接届けたり、また区長に連絡をして早く配布してもらえようようにお願いするなどの方法で対応している、との答弁がございました。

次に、ふるさと創生事業について事業内容を示せ、という問いに対し、「ふるさと散策ラインプラン」に基づき施設案内表示板などを4基設置予定である、との答弁がございました。

次に、同和行政について、平成9年の3月末で国の法律は時限切れとなるが、泉南市の同和事業については、今後どのように行うのか考えを示せ、との問いに、個人給付や固定資産税の減免などについては、市長会での協議を踏まえつつ、平成8年度においてはより具体的な検討を加えて、今後の対応に努めたい、との答弁がございました。

次に、日本女性会議とはどのようなものなのか、という問いに対し、1975年の国際婦人年を契機として、各都市で開催されている研修会であり、昨年は新潟で開催された、との答弁がございました。

次に、民生費について申し上げます。

まず、老人集会場について、現在市内において設置されていないのが砂川地区だけであるが、今後老人集会場を建設していく考えはあるのか、との問いに、砂川地区老人集会場の建設については、地域との調整が進まず大変迷惑をかけているが、今後も区の協力を得て一日も早く実現に向け努力していく、とのことでした。

これに対し、種々の問題があるが、使用する老人の利便性等を考慮し、用地の確保等十分配慮して対応してほしい旨の要望がありました。

また、老人集会場に関連して、西信達地区において高齢者70歳以上が400名強の中で、現老人集会場施設は他地区に比べ狭隘であり、十分な活動ができない状況であるので、最低限の増築等を施し、もっとゆとりのある施設にしていきたい、との要望がなされました。

次に、民生児童委員費に関連して、民生委員が地域により偏っている嫌いがあるやに思うが、その選任方法を示せ、との問いに民生委員の任期は3年であり、選任については推薦協議会委員及び地元区長と地区委員が協議し、区長の推薦により推薦協議会に諮られ、府に進達するとのことであり、泉南市における民生委員の定数は108名で、現在3名の欠員であり、増員が可能であるのが、指摘のとおり地域的に偏りがあると認識する中で、でき得る限り地域及び職業等に偏らないよう配慮しつつ、遺憾なきよう努めたい、とのことでした。

次に、高齢者向け住宅建設に伴い、計画の過程において福祉の専門としてその計画にどのように参画し、意見を反映されたのか、との問いに、市営住宅マスタープラン立案時に関係主管課とともに今後の高齢化社会に向け種々の意見交換を行い、また府の福祉のまちづくりの建築について配慮す

べき点等の勉強会に出席したが、今回の指摘の点については不十分であったと考えている、とのことでした。

そのことについて老人向け住宅の建築については、福祉の主管課は、場合によりもっと主導権を持つべきであるとする意見がありました。

次に、福祉の相談業務について個人のプライバシーにかかわる相談を通路のところで実施しているが、相談者のプライバシーの保護を考えると好ましくないが、その点どのように考えているのか。また、あわせて対応する職員にどのように指導をしているのか、との問いに、御指摘の相談業務は、相談者のプライバシー等十分配慮しなければならないと考えており、今後健康福祉部の奥の部屋を使っていきたい、とのことでした。しかし、相談室及び事務所自体も狭隘で、今後も職員の増員が予想される中、相談室の確保を含め、庁舎管理の担当である総務課と協議していきたい、とのことでした。

また、相談窓口担当職員に対しては、再度相談者等のプライバシー保護について周知徹底を図っていく、とのことでした。

これについては、庁舎の狭いことは理解するが、担当課としてこの対策はどのように考えているのか、との問いに、庁舎が狭隘で限られた庁舎内のスペースの中でどのような工夫ができるか、所管部局と協議し対応していく、とのことでした。

次に、老人福祉費の扶助費が特に減額されていると思うが、泉南市における老人保健福祉計画との関連をどのように考えているのか、との問いに、福祉計画では平成12年の特別養護老人ホームの整備目標値は132床であり、特別養護老人ホームを建設しない限り入所措置ができないのが実態であり、今後施設整備に向け鋭意取り組んでいきたい、とのことでした。

また、関連して、泉南の特別養護老人ホームに入所できないときは、他市または民間の特別老人ホームに入所する際、その措置費はどのようにするのか、との問いに、特別老人ホームの入所は本人の希望により入所依頼をしているが、他市の施設に入所するときは、入所依頼をしてもその市の入所者が優先され、入所が困難であるのが現状である、とのことでした。ただし、措置費については、他市の施設であっても泉南市が費用負担する、とのことでした。

本年度の予算計上については、平成6年度の実績をもとに予算計上した

もので、必要に応じ処置していきたい、とのことでした。

次に、老人訪問看護については進捗していないが、今後の施策方法について、との問いに、ゴールドプランでは訪問看護ステーションを1カ所設置し、看護婦11名の配置を考えている、とのことであり、その運営について原課の考え方として、済生会泉南病院に運営を委託したい、とのことでした。

次に、国における障害者基本計画が策定され、障害者のための5つの基本計画が市町村に義務づけられるが、本市としてどのように対応するのか、との問いに、当該基本計画は平成5年に制定され、機能に伴い基本プランを市町村において策定し、その実施に向け努力しており、担当として平成9年度において予算要求を考えている、とのことであり、基本計画の中にグループホーム問題、精神障害者問題、在宅障害者問題等を含めたい、とのことでした。

その他、民生費に関して、ホームヘルパーの24時間体制問題、独居老人等の食事サービス問題、国保会計への繰出金問題、防犯問題、施設入浴サービス等の問題にあって、その対策なり施策の向上について各委員から活発な質疑がなされました。

次に、衛生費について申し上げます。

まず、本市においては、空港関連事業の一環として公共下水道の整備が進められているが、将来的な見通しとして、市内全域での供用開始が可能となるまでに、あと30年から40年の年数が必要と思慮するが、その中において、平成7年度より合併処理浄化槽を設置する場合に補助金制度が新設されているが、その趣旨と実績を示せ、との問いに、本補助金制度については、し尿と生活雑排水をあわせて処理できる合併処理浄化槽を設置することにより、河川の水質改善と生活環境の保全を図ることを目的としたものであり、平成7年度の実績としては10件の申し込みがあった、とのことでした。

また、今後は市民の方々にこの施策について周知していただくため、PRに努めていきたい、とのことでした。

これに対し、市長のスローガンでもある「水、緑、夢あふれる生活創造都市」の中の「水」に関する部分であり、これが積極的に取り組むとともに、市内山手地区での設置に努力していただきたい、との意見がありました。

た。

次に、泉南市墓地公園基本計画策定業務委託料とあるが、墓地公園についてはいつごろ供用開始できるのか、との問いに、平成7年度中に候補地を絞っていく考えであり、候補地が決まり次第、関係住民に対し説明会を行うとともに、都市計画決定、用地買収等々の手順を踏む必要があるため、あと4年から5年程度はかかる見込みである、とのことでした。

また、関連事項として市営葬儀を今後行っていく考えはあるのか、との問いに、過去よりいろいろな意見なり要望がある中で、並行して他市の現状等を調査し、データの収集に努めており、今後は財源的な面も加味した上で検討していきたい、とのことでした。

次に、塵芥処理費の中で、職員手当等のうち超勤手当が昨年比べて20%カットされているが、このことにより年末年始、ゴールデンウィーク等の対応など、市民に対してのサービスの低下につながらないのか、との問いに、年末年始、ゴールデンウィーク等の対応については、何らかの形で対応してくれると聞いており、また今回の減額により収集形態への影響はない、とのことでした。

これに対し、金が足らなければ補正予算を組めばいいというような考えは考え直すべきであり、もっと実態に即した予算編成を組むべし、との意見がありました。

次に、予防接種法が改正されたことにより、従来からの集団接種から個人接種に移行したと聞くが、本市における現状を示せ、との問いに、本市においては平成7年4月より個人接種を実施しているところであり、小学生については父兄同伴で保健センターへ来ていただき実施している、とのことでした。

これに対し、個人接種に移行したことにより、休日に実施することにはならないのか、との問いに、現状は春休み、夏休みを利用して実施している、とのことでした。また、この個人接種への移行によって、接種人口の低下につながらないようPR等鋭意努力していただきたい、とのことでした。

次に、公害対策費にあって、市民生活に直接関係のある予算を前年度と比較して大幅に減額しているが、その理由を示せ、との問いに、公害対策事業については、大気汚染防止対策、光化学スモッグ対策、水質汚濁対策、

騒音振動対策等を実施しているところであり、対策費用の減ではなく、今回の減額についての主たるものは人件費である、とのことでした。

次に、本市にとって長年の懸案事項である済生会泉南病院の高度医療化については、埋め立て同意の際の1つの約束事であるが、いまだ守られていない現状にあって、平成8年度において大阪府の方で予算が計上されていると聞くが、ただ予算ばかり机上の空論的に計上するのではなく、本市からもっと具体的な要望をしていくべきではないのか、との問いに、大阪府の方では平成6年、平成7年と予算計上を見る中にあって、今年度においては過去2年間の調査内容を生かしつつ、本市にとって、また本市住民が何を求めているのかを検討した上で、平成8年度の調査においては、基本計画に結びつくための調査である、とのことでした。

これに対し、本市行政のあり方として府の調査を待ってから市としての対策を考えるとこのような消極的な政策でなく、もっと積極性を示すとともに、病院問題については泉南市医療実態調査等をもとにして前向きに行っていただきたい、とのことでした。

次に、農林水産、商工、土木費を一括して申し上げます。

まず、農林水産業費の中で、仮称農業公園整備事業についてその進捗状況を示せ、との問いに、農業公園への進入路650メートルについては、昨年12月20日に大阪府と協定を交わしたところであり、道路幅9メートルのうち幅5.5メートルについては農地開発公社でやっていただき、残りの3.5メートルについては、市と農地開発公社で2分の1ずつの負担で実施していく、とのことでした。

また、今後は全体の事業費が約15億8,000万円ある中で、1期、2期と段階的に事業を展開していく予定であり、1期についてはエントランス部分、農園部分、駐車場部分等を整備していく考えであり、2期分については、利用者のニーズ並びに財政事情に応じて順次整備に努力していきたい、とのことでした。

次に、林業振興費で松くい虫被害対策委託料73万6,000円が計上されているが、毎年この程度の予算であり、まことに微々たる額であるが、果たしてこれで抜本的な対策が講じられるのか、との問いに、本委託料については府から2分の1の補助をいただき行っているものであり、現状としては枯れた松を伐採するだけであり、余り効果としては認められるもの

ではない、とのことでした。

これに対し、もっと本腰を入れて施策としてやっていくべきではないのか、との指摘があり、その対策としては、信達郷林野組合と本市が共同で大阪府から講師を招いて勉強会を開催するなど鋭意努力しているところであり、今後は松くい虫対策の先進地より資料を取り寄せ、より充実した施策を行っていききたい、とのことでした。

次に、水産振興費のうち、負担金補助及び交付金のところで漁業組合育成事業補助金とあるが、その内容を示せ、との問いに、本補助金については、漁業の生産能率を高め、組合員の経済的・社会的地位を高めることを目的として、漁業後継者育成研修会、先進地漁港の視察研修等の講習会、研修会の参加費や資料収集等に対するものであり、樽井漁業組合へ15万円、岡田浦漁業組合へ25万円、計40万円の補助を行っている、とのことでした。

次に、農林水産業費全体にかかわる問題として、水路改修事業費、ため池改修事業費等が前年度と比較して大幅に減額されているが、農業振興という観点からすれば今からでも予算をふやすべきではないのか、との問いに、平成8年度予算については、何分財政難ということで減額を余儀なくされたが、たとえ財政難といえども緊急性があるものについては、必要性に応じそれに取り組むとともに、関係住民の方々からの要望にはこたえられるよう努力していききたい、とのことでした。

これに対し、このような脆弱な予算編成では市民ニーズには十分対応はできないのではないのか、との意見がありました。

次に、商工費について申し上げます。

まず、商工振興費の中で、樽井海水浴場運営補助金500万円が本年度も計上されているが、樽井海水浴場の運営については、ここ数年いろいろと論議のあるところであり、その運営については平成8年度は管理協会的なものを設置するとのことであったが、その点どうなのか、との問いに、本年度設置をめどとして鋭意努力してきたのであるが、現在ある海水浴場運営協議会からの移行をスムーズに行いたいという観点から先送りしたが、従来は海水浴場を閉鎖すれば運営協議会も解散していたが、平成7年度については存続しており、その中で十分協議をしていただくとともに、平成9年には設置できるように努力していききたい、とのことでした。

次に、消費者行政対策費のうち、消費者相談員謝礼でその事業の内容を示せ、との問いに、これについては消費者からの苦情等の相談に対応している相談員に対しての謝礼であり、社団法人「全国消費生活相談員協会」より消費者専門相談員を派遣していただき相談に対応しているところであり、毎週火曜、金曜の午後1時から4時の時間帯で円満解決するまで協力を行っている、とのことでした。ちなみに平成7年度の相談件数は40件である、とのことでした。

次に、商店街振興補助金としてわずか34万円程度しか計上されていないが、これで何ができるのか、との問いに、本補助金については、泉南市商業振興補助金交付要綱に基づき樽井駅前商店街に設置されている「スズラン灯」の電気料金の50%を補助しているものである、とのことでした。

これに対し、電気料金を補助しているとのことであるが、振興補助という名目からすれば、これではおかしいのでは、との問いに、今後はもっと具体的にその補助金の趣旨に応じた名称にしていきたい、とのことでした。

次に、華やいで大阪・泉州観光キャンペーン推進協議会負担金の内容を示せ、との問いに、これについては関西国際空港の開港を契機に、泉州を中心とする大阪の観光の魅力のPRを行うとともに、観光客の受け入れ体制の充実と観光客の招致を促進することを目的とした負担金であり、会員については、大阪府、(株)大阪府観光連盟、(財)大阪21世紀協会、岸和田以南の5市3町である、とのことでした。

次に、商工会補助金についてその内容を示せ、との問いに、これについては地域商工業の総合的な改善、発達と地域社会一般の福祉の増進に向けて、小規模事業対策として補助事業である経営改善普及事業を初め、地域振興に係る幅広い活動を草の根的に展開し、地域経済の活性化に、ひいては地域社会の振興のための一助とすることを目的とした補助金である、とのことでした。

次に、土木費について申し上げます。

まず、土木費総額で前年度と比較して約12億円の減額であるが、その減額した主たる内容を示せ、との問いに、都市計画費で約10億6,000万円の減額となり、その内容は空港関連事業である市場岡田線が平成7年度で完了することで約5億7,000万円減額しており、また砂川樫井線では大規模工場の補償補てんということで予算を組んでいたが、交渉中のた

めにおける約2億7,500万円の減額であり、また新家上村公園で平成8年度用地買収の面積が少なくなったことでの約1億8,100万円減額分との計10億円程度の減額が主なるものである、とのことでした。

なお、市場、岡田線については完成しており、減額になるのは当然であり、また砂川樫井線については、単年度で直接予算をとって大規模工場の補償をすると補助対象の額がかなり少なくなるので、平成8年度は債務負担行為でまず工場の移転についての交渉を行っていく考えである、とのことでした。

また、信達樽井線及び市場岡田線の山側についても、用地のストックを先にするために債務負担で約23億円程度、道路、都市基盤整備で予算計上しているので、都市基盤整備については昨年度同様に事業は行えると考えている、とのことでした。

次に、中小路岡田樽井線の進捗状況を示せ、との問いに、当初の買収と違うということで岡田の駅付近の交差部分で権利者との見解が若干異なるため協議中であるが、今後解決に向けて進行していくものと考えており、この部分を除くと平成8年度にはすべて工事は完成し、供用開始できる予定である、とのことでした。

続いて、交通安全対策費の中で、市内4駅前自転車利用者指導監視業務委託料が前年度と比較して4分の3に減額された理由と、工事請負費の中で道路反射鏡及び安全さく等の予算はどうか、との問いに、委託料については市内4地域の駐輪場の配車業務をシルバー人材センターに委託しているための委託料であり、主な減額原因については、新家駅で第4駐輪場が昨年度新設されたためである、とのことでした。

また、道路反射鏡及び安全さく等の1,460万円は、歳入の方で交通安全対策交付金で同額を計上しており、これについては、交付金のもととなる罰金等において交付金額の変更があれば補正で対応する、とのことでした。

また、公共下水道費の繰出金で、雨水については市民の生活に直接的関係があり、一般会計から繰り出すべきであるが、汚水については特別会計で処理すべきではないのか、との問いに、建設省が定めている第7次下水道整備5カ年計画の重点目標としては、旧市街地の浸水常習地の解消との観点から、下水道事業については、国の補助金は雨水、汚水一体になって

の補助金であり、雨水は一般会計から、汚水は特別会計となると事務が大変煩雑になる、とのことでした。

続いて、住居表示整備費で3,000万円の減額であるが、今後住居表示は実施していかないのか、との問いに、今回は予算を計上していないが、平成3年度から平成7年度までに西信達、鳴滝、樽井、雄信達地区と実施している現状の中で、平成8年度については牧野、岡中地区を予定していたところ、非常に幅広いエリアであるため、スムーズに実施を行うには十分に関係地区の自治会及び地区住民との協議調整を行う必要があるため、平成9年度で実施していく考えである、とのことでした。

また、住宅建設事業費の中の工事請負費で老人向け住宅は、高齢者、障害者の住む住宅であるが、設計の段階で福祉の方とは中身の検討を行ったのか、との問いに、何分建設省所管の住宅補助金であり、福祉の厚生省所管分とは異なる関係上、福祉とは若干の協議しか行っていない、とのことでした。しかし、老人向け住宅と位置づけされており、住宅の中身については親切設計ということで、手すり、段差、車いすの常用タイプ、エレベーター、並びに危険もあるのでオール電化の設計である、とのことでした。

続いて、公共施設の防災対策についての考え方を示せ、との問いに、阪神・淡路大震災以後、大阪府では建築基準法の改正等検討しており、橋梁関係についても一部補強等の指導が出ているところであり、今後建設する施設等については、防災に強いまちづくりをしていきたい、とのことでした。

次に、消防費について申し上げます。

現在、計画中の耐震性貯水槽設置計画を示せ、との問いに、平成8年度において新家下村に1基、信達岡中で現在ある防火水槽が漏水で使用不能のため、それを耐震性貯水槽に切りかえる関係上、計2基を予定している、とのことでした。今後は設置場所等の問題もあるが、年次的に設置していく考えである、とのことでした。

また、貯水槽に関連して、消防水利として河川水を利用する関係上、河川の付近には貯水槽の設置数が少なく、今後貯水槽を計画するときは、設置場所を十分考慮して計画してほしい。また、消火栓の設置について、従来海岸筋は火災時には海水により消火を行ったが、埋め立てにより消防水利が変化しているので、消火栓の設置等何らかの対策をお願いしたい旨の

要望があわせてありました。

また、関連して、消防水利について、耐震貯水槽は多額であり、本市にはため池が数多くあり、それをうまく連動し、ため池、プール等を多目的に利用する等を含め、水利の確保を考えてはどうか、との意見がありました。

次に、マンション等の老朽化した施設の消火器等の消防施設についてどのような指導を行っているのか、との問いに、マンション等の消火器等の消防施設については、消防法において管理者が消防設備の維持管理義務があるので、消防署の方で定期的に立入検査を実施している、とのことでした。

次に、教育費について申し上げます。

プール施設費について、平成8年度については約1,700万円の大幅減額となっているが、その理由を示せ、との問いに、夏に開放される学校プールの数を従来の11プールから10プールに減らし、7月21日から8月末日まで開放していたのを7月21日から8月11日までと期間を短縮して開放したことにより、プールの監視員の費用が減額されるためによるものである、との答弁がございました。

また、8月17日から8月31日までにかけて学校プールの利用者は延べ6,494名、1日平均432名の人が利用している状況にもかかわらず、なぜ学校プールを閉鎖するのか、考えを示せ、との問いに、学校プールについては学校の教育施設であることから、一般開放するかどうかは市独自の判断に任されているものであり、限られた財源の中で事業を効率的に運営するということから、利用者数が少なくなる8月17日から8月31日の間、学校プールを閉鎖するということによって、事務の効率的運営のために工夫を凝らした結果である、との答弁がございました。

また、この学校プールの閉鎖については、夏の間、子供たちに我慢を強いるものであり、削減した予算を復活させる考えはないのか、という問いに対して、今のところ予算を組むという考えはない、との答弁がございました。

次に、図書館事業について、図書購入費が大幅に減額されているが、市民の希望図書の購入については今後も継続していくつもりなのか、考えを示せ、との問いに、1,000万円という限られた予算の中で効率的な予算

執行をしていくことにより、今後ともできる限り希望図書の購入を続けていきたい、との答弁がございました。

また、図書購入費の削減により購入冊数が減ることから、市民が図書館を利用するに当たり非常に不便なことになるが、これは図書館行政の後退につながるものではないのか、という問いに、本市の図書館行政については、近隣市に比べて蔵書数も大幅にふえており、先進的な蔵書の蓄蔵をしているが、本年度においてはその先進的な取り組みのスピードを若干遅くするもので、図書館行政の後退につながるものではなく、また市民の方々に図書館を利用する際に不便を与えないよう、できる限り努力していく考えである、との答弁がございました。

また、泉南市の図書館は大阪府立図書館のコンピューターネットワークに入っているのか、という問いに対し、ネットワークに入っておらず、図書の照会などについては、コンピューターではなくファックスや電話で行っているために、図書の照会については後回しになっている状況である、との答弁がございました。また、今後、コンピューターのネットワーク化をするには、どのくらいの費用が必要なのか、という問いに対し、今あるコンピューターを使った上で1カ月約5万円程度のリース料で行うことができる、との答弁がございました。

次に、小・中学校の大規模改修について、今までの実施状況とこれからの実施予定について示せ、との問いに、過去においては3億円の範囲内で国費補助を受けて、毎年欠かさず1校ないし2校のペースで大規模改修を実施してきたが、昨年1月の阪神・淡路大震災により国費補助の対象の事業内容が変わり、大規模改修をする際には必ず耐震強度のテストが義務づけられたことにより、本年度においては調査の実施をしたいと考えていたが、財政的な事情により耐震調査の費用に多額の費用が必要となるので、来年度において、順次1校ないし2校の耐震強化実施のための予算要求と大規模改修のための予算要求をセットにして行っていきたい、との答弁がございました。

次に、同和教育費について、同和教育における課題と取り組みについて示せ、との問いに、課題については大阪府下の小・中・高等学校において33件の差別事象が発生しており、今なお根強く差別意識が存在しており、本市の行った意識調査においてもはっきりとあらわれており、このような

差別をなくすために、本市においては、各学校現場において児童や地域の実態に応じて各学校ごとに目標を立て、1年間ごとに実践し取り組んでいる、との答弁がございました。

次に、青少年の森にかかわる問題としてオープン時からの要望の高い水道の早期整備について、行政としてどのように考えているのか、との問いに、特に水道整備については、現在、水道部の方で協議中であり、次年度で予算編成を行い、鋭意整備に努力していきたい、とのことでした。

また、青少年の森までのアクセスについて、どのように考えているのか、との問いに、青少年の森については市道から1.4キロメートルと距離が離れており、アクセスについては、教育委員会だけでなく事業部と連携をとり、全庁的に行っていきたい、とのことでした。

続いて、公債費について申し上げます。

公債費の来年以降の見通しはどうか、また収入とあわせ債務負担行為も含め、その見通しをどのように考えているか、との問いに、公債費の償還はそのときの収入でもって充当することが本来の姿であり、一時的なものについては公債費管理基金でもって充当する、とのことでした。また、今後の公債費の見通しについては、平成8年度に福祉センター関係の借入れを行い、その後二、三年よりその償還が始まり、その結果として償還金について総枠で増加し、公債費率についても多少上昇する、とのことでした。

また、これに関連して、今後の事業の見通しは極めて厳しく、事業の全般的な見直しが必要となるのでは、との問いに、確かに事務的経費を含め、事業も当然見直さなければならない。それで平成8年の早い時期にその財政運営を含め、一定の計画をつくっていきたい、とのことでした。

また、人件費等の義務的経費の見直しも検討し、施策についても優先度等を明確にし、今後行政改革本部及び議会の委員会とも十分協議していく、とのことでした。

その他、公債費管理基金等について若干の質疑がありました。

以上が一般会計歳出部門における主な質疑の概要でございます。

続いて、樽井財産区会計から水道事業会計まで各会計15件について順次審査に入りました。このうち質疑のあった会計に限り、順次御報告いたします。

樽井地区財産区会計において、特別委員会の調査経過の概要について若干の質疑がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計では、国保税についての徴収率及び滞納繰越分の収納率15%の根拠を示せ、との問いに、国保税の徴収率については、平成6年度実績の現年度としては92.35%であり、滞納繰越分としては10.29%で、その徴収率の目標達成が可能として計上した、とのことでした。

また、平成6年度及び平成7年度の同和減免の状況と、同和減免の場合は所得制限を受けていないか、との問いに、平成6年度の同和減免は388件、約3,500万円、平成7年度において401件、これも約3,500万円である、とのことでした。

また、同和減免については平成8年度に所得制限が検討されると聞いている、とのことでした。なお、関連して国保税の滞納繰越分の分納等について質疑がありました。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

下水道事業の全体計画として建設費1,000億円、計画年限30年と聞かれますが、現在、下水道事業はどのような進捗状況にあるのか、との問いに、下水道事業として計画予定区域1,174ヘクタールであり、下水道法に基づく事業認可区域は553ヘクタールで許可を受け、事業費650億円と試算している。本年末をもって220億円の事業の完了を予定している、とのことでした。また、650億円の内訳として、流域下水道に対する負担金は含まず、市内の汚水、雨水に関する事業費である、とのことでした。

なお、下水道事業について、その他若干の関連する質疑がありました。

次に、汚水処理施設管理特別会計について申し上げます。市内の新興団地における汚水処理施設の引き取りの現況について示せ、との問いに、和泉台、サングリーンについては自治会と開発業者で協議しており、楠台、樽井みずほ、八幡山、砂川公園団地の4カ所については自治会で管理している、とのことでした。

また、関連して汚水処理施設の引き取りの対応について基本的に推進すべきである、との意見がありました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

まず、水道における自己水と府営水道の割合及び自己水の開発について

の考えを示せ、との問いに、平成6年度決算において湧水が原因であるが、割合として自己水40%、府営水道60%であり、また自己水の確保となると地下水が主となるが、独自の自己水の確保となると非常に難しいと考える、とのことでした。

なお、関連して、種々の問題を提起し、自己水の比率を高めるよう政策を行っていくよう要望がありました。また、水道事業における福祉料金の導入について若干の質疑がありました。

以上で各会計予算16件に対する質疑を終了し、その後、市長の出席を求め、総括質問を行いました。

ここではまず、平成8年度の予算編成に当たっては、大変厳しい財政状況の中でのことと聞いているが、直近で示したりんくうタウンからの財政アセスですら見込み違いであり、公債費率についても高い現状であり、再度の財政アセスの見直しの時期に来ているのではないのか、との問いに、本市財政状況については、経常収支比率が高いということは認識しており、投資的事業の見直しを考えているところであり、その中で以前行った財政アセスについても、もう一度フィードバックして中長期的な視野に立って行っていく考えである、とのことでした。

次に、空港が開港すれば地元は潤い、発展すると聞いていたが、しかし現実はそのようではなく、また市長は2期事業推進の立場をとっておられるが、確かにハブ空港として滑走路が3本必要であるというのもわかるが、特に南ルートについては、もう無理ではないのか、との問いに、関西国際空港については1期工事が完成したばかりであるが、その中で地域整備ができたのが1つの成果であり、また雇用についても人口の約1%が確保されており、まちづくりについては長期的なスパン、約10年ぐらいかかるのではないかと考えており、また南ルートについては、府のバイエリア計画の中に盛り込まれており、そこで積極的に調査がなされていくと考えている、とのことでした。

次に、同和事業として平成8年度で住宅の改修と高齢者向け住宅の改修の予算が計上されているが、国の方では平成9年度に同和事業は終結されることになっている関係上、本市においても財政状況も厳しいおり、終結すべきではないのか、また住宅の家賃についても現状のままでいいのか、との問いに、同和向け住宅については、平成8年度、平成9年度において

1 部屋増築、高層化を計画しており、ハード面については終了し、今後は人権問題にかかわる就労、教育への対応を考えている、とのことでした。

また、住宅家賃については、一般向け、同和向け、双方含んだ中で見直しを考えている、とのことでした。

次に、医療問題について、平成8年度において府の方で500万円の調査費が計上されていると聞くが、毎年調査、調査であるが、もう既に調査の時期は終わったと思うが、どうか、との問いに、済生会泉南病院については、病床の増床と高度診断機能で特に循環器系への充実をお願いしているところであり、今回の調査で一定の方向を見出していただけると考えている、とのことでした。

次に、清掃行政全般にかかわる問題で、ごみの収集については直営で行い、し尿処理については委託であるが、このことにより市民サービスの低下にはつながっていないのか、との問いに、ごみの収集については、最近では分別収集も定着しつつあり、さらに細分化していく考えである、とのことでした。また、し尿処理については、市民サービスの低下につながらないよう業者指導を徹底していく考えである、とのことでした。

次に、市長は「水、緑、夢あふれる生活創造都市」というキャッチフレーズを提唱されているが、今年度予算の全体を見ると、「水」に対する予算が小さいように思うが、公共下水道が整備されるまであと30年から40年かかる中で、合併処理浄化槽の設置を促進していくべきではないのか、との問いに、合併処理浄化槽については、下水道に比べ維持管理費がかかる上、処理能力についても劣るため、公共下水道の区域外は別にして、鋭意公共下水道の普及に努めていきたい、とのことでした。

次に、教育行政にかかわる問題として、夏休みにおいて市内11カ所でのプールの開放が益以後は今年度は中止されるとのことであるが、幾ら財政難といえども、一番弱い立場の子供たちにツケを回すのはどうかと思うが、その点どう考えているのか、との問いに、プールについては何分心苦しいが、かなり経費がかかる関係上、地域的に絞るのではなく、期間で辛抱をお願いしている、とのことでした。

次に、埋蔵文化財センターについては、10億近い金をかけて建設した建物であり、図書館に次ぐものであると考えるが、職員配置の面で、市民の方々に遺物を見ていただくための展示室もオープンするとのことである

が、常駐の職員を配置しないとのことであるが、果たしてそれでいいのか、また隣接しているパチンコ店の広告塔については好ましくないと考えるが、どのように考えているのか、との問いに、埋蔵文化財センターについては本年7月のオープンを予定しているところであり、当面はガイダンス機能のみを考えており、常駐職員については段階的に整備していく中で検討していきたい、とのことでした。

また、パチンコ店については、指導を行っている中で、外壁については埋蔵文化財センターになじむ色にさせていただいており、広告塔の鉄塔についても、高さを3メートルカットしていただけたと考えている、とのことでした。

次に、学校給食について、現在、小学校のみでの実施であるが、現在社会では女性の社会参加が目まぐるしい昨今、中学校での導入は考えていないのか、との問いに、中学校における学校給食の実施については、今のところ考えていない、とのことでした。

次に、水道行政にかかわる問題で、福祉施策の一貫として減免規定をつくっていく考えはないのか、との問いに、現在、部と福祉が合同で検討しているところであり、まだ導入には至っていないのが現実である、とのことでした。

以上で各会計予算16件に対する質疑をすべて終了し、順次討論、採決に入りました。

それでは、討論のあった会計に限り御報告申し上げます。

一般会計予算にあっては、依然として借金財政が進んでいる中であって、総合福祉センターの将来性が危惧される、同和行政を終結しようとしないう姿勢、道路維持管理費、水路改修費等、市民に直結した予算を切り刻んでいる、プールの開放を中止する姿勢は納得できない等、賛同しがたい、との反対討論があり、片や関西国際空港の開港後、国際都市として非常に厳しい財政状況の中であるが、市民に開かれた市政実現のため、随所にその積極性が示され、市民のニーズのくみ上げられた予算であり評価するものである。さらに、市民福祉の向上ということで、新家上村地区及びりんくう南浜における公園整備と、身近な憩いの場としてのポケットパークの設置など、多分野にわたりきめ細かな施策をしていることをさらに評価し、より一層住みよい泉南市の推進に努力されるとともに、平成8年度におい

ては、自主財源の見直し、経費の削減に努力されることを要望し、本予算に賛成する旨の討論があった中で、採決の結果、賛成多数でもって原案どおり可決するとの決定がなされました。

次に、その他の会計15件のうち、樽井地区財産区会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、下水道事業特別会計予算については、賛成多数でもって原案どおり可決されました。なお、このほかの12件の各会計予算につきましては、討論はなく全会一致でもって、いずれも原案のとおり可決することの決定がなされました。

以上申し述べた点が、本特別委員会に付託を受けました平成8年度大阪府泉南市各会計予算16件に対する委員会の審査及び結果であります。

議員各位におかれましては、本特別委員会同様よろしくお願いを申し上げ、甚だ簡単でございますが、私の報告といたします。

議長（島原正嗣君） ただいまの委員長長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。———質疑なしと認めます。

これより順次、討論、採決を行います。

まず初めに、議案第15号、一般会計予算について討論を行います。討論はありますか。———成田君。

21番（成田政彦君） 付託議案第15号、一般会計予算に対する反対討論を行います。

3月24日投票が行われた岐阜の参議院議員補選では、与党3党は勝利をしたとはいえ、昨年夏の3党合計得票を12万票減らしたのに対して、日本共産党候補は逆に3倍の得票、11万票ふやすなど、京都市長選挙と同じく岐阜の有権者は、全国の有権者になりかわって住専税金導入ノーの意思表示をしたと言っても過言ではないでしょう。

このような中で日本共産党が3月11日に与党3党、新進党に提案した5項目の緊急提案、住専処理に6,850億円使わない、採決を前提とした日程を白紙に戻す、一方的に与党は審議を進めないなどが生かされたものとなって、25日国会は、予算の審議は各党の意見を尊重し、十分な審議を行い、強引な採決は行わないとして与野党は合意し、3週間ぶりに正常化しました。このことは、いかに与党3党の提案した予算案は、国民の声に一切耳をかさず、予算案を一方的に通そうとしたこと、さらに座り込みという話し合いによる解決を無視した無展望な新進党の態度が、日増しに

大きくなる国民の住専に対する怒りに対して、全くこたえていなかったことが明らかになったのではないのでしょうか。

また、26日の福岡高等裁判所那覇支部の不当な判決に対して、今沖縄県民の大きな怒りが沸き起こっています。大田知事は米軍基地の強制使用を拒否し、このことで国が大田知事に職務執行命令をするよう訴えたことに対し、裁判所は国の主張に従い、安保条約の都合に合わせて基地固定化に手をかす不当な判決を下しました。50年間米軍基地のもとで苦しんできた沖縄県民の心を踏みにじった判決として、今沖縄では怒りが沸き上がり、県民と国民の世論が決してこの不当な判決を許さない闘いが今後も続くことでしょう。

さて、私は住民こそ主人公という立場に立って、96年度予算案に対する問題点を述べたいと思います。

その第1は、96年度予算案の特徴であります。

誤った財政見通しを修正せず、夢があるごとく空港関連事業を87年度から9年間続け、さらに特定団体言いなりの不公正な同和行政から来る失政のツケを、今財政赤字のもとに夏暑いとき学校プールを閉鎖するという、直接抗議もできない弱い子供たちに負担を押しつけ、さらに直接市民生活にかかわりのある道路補修・維持、交通安全対策、公園管理費など大幅に削減する住民要求にこたえない態度、また職員、嘱託、アルバイトの首切りを強行し、職員の管理手当、超勤カットなど、市役所で働く労働者に対する思いやりのない態度、その反面、異常とも言える同和行政に対する肩入れ、もはや特権的行政とも言ってしまう言い過ぎではない、部落差別解消とは言いがたい同和事業の推進など、市民にとって理解しがたい市民無視の予算となっています。

さて、96年度予算の問題点を項目別に述べたいと思います。

その第1は、財政です。

87年度に市が作成した空港財政計画によれば、93年度からは毎年20億円から30億円収入があり、りんくうタウンからも99年までに72億円の収入があるという計画のもとで、既に空港関連事業には400億円つぎ込んできました。その結果、市債は93年度で231億円、債務負担行為で140億円、計371億円、市民1人当たり、赤ちゃんから大人まで借金59万円、4人家族で240万円となっています。空港関連事業

でふえた借金は、この9年間で200億円となります。96年度の公債費は19億円、過去最高、公共整備基金は95年末残高は10億9,000万、公債費管理基金2億円と、もはや10年前50億円近くあった基金も食いつぶしてしまっています。

そればかりか空港島よりの収入は、95年度から99年度まで毎年1億2,000万の減収、りんくうタウンに至っては五十数億円と減収になる見込みが明らかになっています。当初の宝の山は、泥船になりつつあります。それにもかかわらず空港関連事業は、当初の計画どおり実行してきました。その結果どのようなことが起こってきたのか。96年度は既に4億円以上もつぎ込んだ市民の里の計画は、とうとう国・府の補助の見通しが立たなくて、もはや事業ができなくなってきました。

また、相次ぐ大型スーパーの出店で、再開発の見通しの展望のないまま用地を含めて24億以上注ぎ込んできた和泉砂川開発など、このままこのような事業を進めると、取り返しのつかない大変なことになります。

96年度予算では、財政難を理由に人件費の削減を目玉としてますが、真の財政難の理由は本当にそうでしょうか。人件費は87年度から96年度までの9年間で34億から61億円の27億円の増に対し、借金である市債と債務負担行為は171億から371億に膨れ上がり、200億円もふえ、公債費も1.5倍とふえています。同和事業を見ても92年度から96年度まで、事業として53億円使い、そのうち借金、一般財源は31億円、さらに国保と固定資産の減免を合わせて3億9,000万となっております。まさに泉南市は不公正な同和行政と借金体制に依存し、何ら反省しないまま今日の財政難に陥ったのであります。やるべきことは、空港関連事業の見直し、縮小・廃止、そして同和事業の終結こそ財政難解消の道であります。市長は、今こそ勇気ある裁断を下すべきであります。

その2は、空港関連事業と称するものであります。

ことしの予算ではテレコムりんくう4,660万円、つばさのまちフェスティバル2,000万円、南側ルート100万円とありますが、このような事業ほか調査は、今や市民にとって緊急かつ生活に必要なものでしょうか。空港、空港、りんくう、りんくうと言って全く当てのないところに貴重な市民の税金を使うことは、もういいかげんにやめてほしいものであります。職員の手当、嘱託、アルバイトの首切りを進める中で、何がフェスティバ

ルでしょうか。泉南市には市民の税金で祭りをするような余裕はありません。そんな金があれば、職員に対する手当カットをやめるべきであります。

その3は、同和事業であります。

ことしの予算では15億以上になっています。向井市長になって2年間、27億円という異常なペースで進んでいます。住宅改修事業に至っては94年から97年の計画で35億円以上となっています。しかも、同和住宅で改修が終了すれば1戸当たり50平米以上の居住水準となり、国民の平均居住水準を上回り、公団住宅と同水準になります。それでいて家賃1カ月1,050円、しかも、みずから使用する共用の光熱水費、浄化槽の清掃費まで税金で負担することが、果たしてどう部落差別解消につながるでしょうか。また、泉南老人保健福祉計画にもない高齢者住宅については、市民の理解は到底得られるものではありません。95年の国保税3,500万円と固定資産税4,600万円の減免についても、財政難であればこそまずこれについてもやめるべきではないでしょうか。

その4は、医療であります。

済生会泉南病院整備、特に高度医療化、循環器センターと休日夜間急患診療所の設置についてであります。ことしも向井市長になって2年連続医療施設整備基金の積み立てはしないままです。しかも、済生会の高度医療化については、大阪府の調査費を言うのみで、みずからの主体性は全くありません。市民の健康を守る姿勢はどこにあるのでしょうか。

その5は、福祉であります。

今予算では介護手当年間1万円の上積みと、保育所の平日前後30分の延長が実施される点は評価するにしても、総合福祉センターの人の体制、運営費の計画、そして備品の整備について見るなら、果たしてオープンできるのかどうか危惧するのは私だけでしょうか。

その6は、教育です。

ことしの予算では、学校プール一般開放予算が1,710万円削減されています。現在、市営プールは1カ所、学校プールは10カ所ありますが、毎年どのプールも夏休みはお盆を除いて一般開放してきました。これに対して96年度からは、昨年夏2,500人も利用していた一丘小プールの一般開放の廃止、そればかりか、そのほかの学校プールもお盆以降から8月31日まで閉鎖し、大苗代の市民プール1カ所のみ開放するとなっています。

す。お盆以後の利用者6,499人の子供たちは、ことしから金熊寺、岡中など遠方から大苗代の市民プールに通わなければなりません。あの暑い夏、交通安全など考えるときどのようにして子供たちは通ったらよいでしょうか。一番弱い立場にある者に対して、夏休みの楽しみを奪う権利はだれにもないはずです。

さらに、図書費の2,000万円削減についてであります。図書館がオープンしてからことしで12年経過しました。30万冊の蔵書を持つ図書館として、毎年3,000万円の図書を購入してきた実績は、泉南市の文化向上の上で大きな役割を果たしてきました。しかし、蔵書数が30万冊に近づいたからといって図書費を3分の1に減らすことは、市民の読む権利を奪うものでないでしょうか。新刊が入らないということは、新しい本を読みたいという気持ちで図書館に通っている市民の読書要求を踏みにじるものです。今や図書館の登録者は、泉南市民6万2,430人のうち96年2月末で3万5,730人、市民1.7人に1人が利用者です。今度の図書費3分の2削減は、このような多くの市民の願いを踏みにじる行為にほかなりません。ちなみに、95年度熊取町の町民1人当たりの図書費は1,047円です。泉南市の96年度の市民1人当たりの図書費は160円となり、図書館を運営するのに最低市民1人当たり500円かかると言われております。

さらに、ことしの予算では、学校施設整備、需用費が削減です。信達小などの老朽化した講堂などすぐ改修しなければならない施設も数多くありますが、ことしは改修計画がありません。阪神大震災のとき学校施設が避難所になった点から見ても、老朽化した施設は早急に改修すべきではないでしょうか。しかも、需用費、備品費は、幼・小・中軒並み削減で、平均10%カットとなり、足りない分は父母負担にせよというのでしょうか。楽器すら修理できないのではクラブ活動もできません。今日、いじめ問題が大きな問題となっておるとき、教育に対するこのような子供たちに配慮のない予算では、いじめが本当になくなるのでしょうか。

また、埋蔵文化財センターについて、建物は完成してもオープン後の運営にかかわる人件費の予算はなしです。展示室も市民に開放されません。一体何のための埋蔵文化財センターだったのでしょうか。パチンコ屋は隣に开店しても、埋蔵文化財センターは开店休業、市民にとって一日も早く

正常運営が求められます。

その反面、同和教育は、依然として特定イデオロギーの押しつけをするために至れり尽くせりです。ことしも職員を増員してますが、現在なお一般校にない同和主担、特別加配、市同研事務局も入れて合わせて22名市の単費を出して運営しています。人件費は2億円近くなっております。市財政に大きな負担を与えています。青少年センターは4つの公民館の配置人数より1名多い8名配置されており、今や部落差別は基本的に解決の方向に来ており、このような特別教育については我が党は終結を強く求めます。

なお、予算委員会で同和といじめが関係あるような不見識な答弁をした教育委員会に対しては、厳しく批判しておきます。

その8は、商工費であります。

この不況と相次ぐ倒産の中で、泉南市の繊維業は94年度で88軒あったのが、96年3月には66軒と減っています。それにもかかわらず今年度予算で市は、中小企業経営安定資金融資利子補給309万円と、それから退職金共済掛金補助金124万削減しています。市内地場産業の経営者とそれに働く労働者の対策が望まれるとき、このような仕打ちは許されません。

その9は、土木であります。

今、予算では市民生活に最もかかわりのある土木予算が大幅に削減されています。道路維持費3,310万円、道路新設改良費8,308万円、交通安全対策費716万円、河川維持改良費1,410万円、浸水対策費299万円、公園管理費1,068万円と、すべて削減となっています。市民の安全を守る交通安全対策費を削減する。また、街灯は123本から56本に減らすなど、私は夜暗い通りを歩く娘さんのことを考えると怒りを禁じ得ません。市民の安全と暮らしを守る立場はどこに行ったのでしょうか。

最後に、向井市長はこの1年間、市内各地を回って多くの住民から要望を聞いたことと思います。市自身がまとめているものだけでも8地区、80項目の要望が上がっています。あなたは地域に来て、あれもこれも考えていますと言ったのは、その場限りのことだったのでしょうか。一体何のために地域の懇談会があったのでしょうか。みずからのパフォーマンスのためにするような地域懇談会は、住民から強い批判を受けるものとなりま

す。そうでないというなら、市民要求 80 項目を実現するために予算をつくりかえるべきではないでしょうか。

さて、最後に一言、定数削減に対して触れたいと思います。今、財政難を理由に行政当局が市民に対してしわ寄せをしようとしているとき、まさにこういうときこそ市民の声を行政に届ける議員の役割は、大変重大であります。住民こそ主人公、地方自治を守る立場に立つ議員の活動は、市民から期待されております。議員削減は住民の声をつぶすことだ、と声を大にして何度言っても言い過ぎではないでしょう。

以上、反対討論を終わります。

議長（島原正嗣君） 嶋本君。

17番（嶋本五男君） ただいま議長にお許しを得ましたので、第1、第2、第3創成会、並びに市政会を代表いたしまして、付託議案15号、平成8年度大阪府泉南市一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

我が泉南市は、一昨年9月に開港した関西国際空港により新しい日本の玄関口として、国内はもとより世界各国との時間的距離を縮め、グローバル化する状況の中で国際都市としての形態を着実に整えていく必要があります。平成8年度当初予算については、経常収支比率が100%を超えるという近年にない逼迫した財政状況の中で編成され、従前にも増して経費の節減や合理化に取り組まれ、市民生活に密着した事業に財源を重点的に配分されていることがうかがわれます。

まず第一に評価すべきことは、都市基盤の整備についてであります。公共下水道の整備はもとより、本市の都市軸である信達樽井線の整備や、住民にゆとりや潤いを与えるりんくう南浜2号緑地の整備、りんくう南浜公園及び新家上村公園の整備、ポケットパークの設置など、投資的経費に約58億1,000万円の経費を導入し、配慮されていることが挙げられます。

次に、来るべき高齢化社会の到来に対応すべく、福祉社会の醸成に関する施策であります。地域福祉の中核施設である総合福祉センターの建設、高齢者のための住宅改造助成、ホームヘルパーの派遣やボランティアの育成などであります。また、8年度より新たに在日外国人高齢者に対する高齢者福祉金の支給に432万円や、すべての人々が自由に社会参加できるまちづくりを目指した福祉のまちづくりに、重点地区整備計画の策定に300万円が上げられております。

次に、今日の経済社会の国際化、高度情報化の進展に対応するための施策であります。昨年より泉州4市3町地域情報化推進協議会を設置し、申請していた本市を含む泉州4市3町広域行政圏が、去る3月12日に郵政省のテレトピア構想モデル地区に指定され、今後ケーブルテレビやパソコン、ファクス等による広域的な地域情報化の推進が図られていることや、インターネットによる情報の発信機能の強化に約4,700万円などが挙げられます。

以上のように、各分野にわたり逼迫した財政状況の中、きめ細かな施策が展開される予算となっております。8年度当初予算は、行財政改革推進本部の緊急対策措置として経費節減が図られておりますが、今後の財政の健全化に向けて、事務事業の見直し、実施計画の策定、行政組織や機構の改革、事務の効率化など抜本的な行政改革に加え、自主財源の根幹である市税については、課税客体の確実な捕捉等、収税体制の強化による税の収納率のアップを図り、その確保について早急に取り組まれることの意見を付して賛成するものであります。

議員各位におかれましては、よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議長（島原正嗣君） ほかに。———小山君。

8番（小山広明君） 96年度の一般会計、議案第15号に反対の立場で討論をさせていただきます。

財政問題は、住専問題として大きくクローズアップされております。国においても膨大な借金を抱えて、その解決策はほとんど見当たらない状態であり、私たちの未来を暗くしております。それを解消しようとしたのか、貿易黒字の問題から円高、財源破綻、そして内需拡大や民活導入という一連の流れの中で、関西新空港工事はその中心的な役割を果たしてきました。しかし、根が誤っていることから、経済性を無視した自然破壊以外の何物でもありません。その辺の反省の全くない96年度予算は、大いに問題があるところであります。

財政問題も、本質にメスを入れようとせず、巨大開発で自然の生命を踏みつぶしながら進められております。その手法が、今度は人間に向かってきたと言わざるを得ません。人間のためにあるべき社会が、人間を排除してどうなるのでしょうか。不安定な人たちの首を切ることをまず先に行ったことに、それはあらわれていると思います。雇用者の責任が見えません。

こんなときこそ人を大事にする市政を進めるべきであります。民間企業とは違うやり方を考えるべきであります。市民のためにあるかどうかを根本のところから問わなければならないと思います。市民からの税金をいただくすべてのものが、そのみずからが立つ原点に立って考える必要があります。1人の首も切らないのが当たり前の原則であります。今示された縮減規模を全員で担うべきであると思いますが、その縮減目標である全体の枠組みが、いまだ示されておられません。

重要なのは、やはり事業の見直しであると思います。その場合、最大の影響をもたらしている新空港を外すわけにはいかないでしょう。かつて前市長はこの場で、住民に被害をもたらすことになれば住民の先頭に立って反対すると公言されました。今、嘱託、アルバイト、職員が、仕事が無くなったわけではないのに、市の失政によって首が切られ、生活権が奪われようとしています。それは当然のごとく市民にも影響を与えることは、必至であります。これは、新空港建設によって地元がよくなると言ったその結果であることを踏まえるべきだと思います。これぞまさしく市長が先頭に立って反対する条件が、ある意味で私はそろったと思うわけでありませぬ。

財政問題は、単に泉南市だけのことではないことはわかります。かといってオールマイティーの泉南市長が、その責任を逃れることはできないことは当然であります。何も大阪府や国の言いなりになるという理由は全くありませんし、そのような判断をした市長にこそ責任があると思います。私は、誤りを認めることから出発して、問題の解決を市長みずからが示す必要があると思います。市民の立場に立ち返って市政運営をやっていただきたいと強く思います。

市民とは、具体的には私は一人一人違う顔を持ったその1人の立場に立たなければならないと思いますが、市長はひょっとしたら、実体のない何万人という抽象的なものの上に乗って市政を運営しておるのではないかという不安であります。こんなときこそ人々が目を覚ますような、未来に光を感じる生きた言葉が必要であります。問題のないときには、そう人間のやり方が問われないとは思いますが、こんなときこそ市独自の市政運営をするべきであります。

今、泉南市政がとっていることは、バブルのときもだれもがやったこと

と同じことを今行っているにすぎません。もしこんなとき議会も市長のこのような態度に同意を与えるなら市民は救われません。市民6万2,000人の一人一人を代表するのが市長の立場であります。市の運営を市長にやってもらうためにも、この予算をどうするかを真剣に議会としても考えていただきたいと思います。私はその方法は、未来に何の夢も感じさせないこの予算を否決することだと思っています。未来の人々に荷を負わせないものにすべきであります。

ないそでは振れないというのは、よく言われる言葉であります。いい格好をしてはなりません。現在の私たちが将来の人々の手を縛ってはならないと思います。未来の人々は、その人たちで考えられるようにすべきであります。そのためには、借金のない市政を目指すべきであります。

私たちは、何千年とこの地で生きてきました。今はきょう、あす、どうにかしないといけないというものは少ないと私は思います。大切なのは、きょうまでつくってきたものの有効利用を徹底的に知恵を出し、生かしていくべきではないでしょうか。しかし、維持管理費は大変少ない予算しか組まれておりません。つくりっ放しのこれまでのやり方を見直す必要があります。そのためには、縁あって市で働く人々をフルに活用する道こそ考えるべきであります。人間は一度採用したら、その人の都合でやめるときは別として、雇った側に首を切らない重大な責任があります。そのような覚悟がなくて、人間を雇うことなどはできません。民間企業においてすら首を切ることは、厳しい制限があるのであります。嘱託やアルバイトという雇う側の都合で、その人たちが市の都合で切られるなら、そのことで市は大きな信頼を失うことになります。憲法には、人間は働く権利と義務があると27条にあります。働く義務があるのです。それを役所が一方的に働かせないということが、許されるはずはありません。このような内容を含んだ96年度予算は、問題だらけであります。

働く者、その職場において差があってはならないのは、労働関係法の趣旨でもあります。労働者はその立場上、団結権が与えられています。しかし、公務員は団結権が奪われています。それだけに使用者である市長の配慮が必要であります。市側は予算委員会での答弁で、それらの人々への対応について理解を得ていると言いました。そんな言い方は全く成り立ちません。理解など成立するものではありません。それは告げたというにすぎ

ないのではないのでしょうか。責任を回避するようなことは、やめていただきたいと思います。労働基準法は、労使の協約、つまり約束事は対等な中で結ばれたものでなければならぬと明確に書いてあります。この面からも市の言う理解を得たは、成り立たない発言であります。

市長のもと働く者を通して市民にサービスを届けることからすれば、働く者の人権を最大限に守っていくことは、とりもなおさず市民の人権を守るということにも直結することです。財政の中身を十分に議論し、どのような財政目標を立て、そのために経費はどの程度にするのかという具体的なものを出した上で、市民にも職員にも協力を求めるという当たり前の手法が示されない今回の市の経費縮減方法は、だれの共感も得るものではありません。そのようなもとでの96年度予算は、認めることはできないと思います。

もう1つは、関西新空港についてであります。1期の結果がさきに示した市長ら特別職の給与のカットに代表される。しかし、実は最も弱い部分を切り捨てるためのものであるだけに問題であります。それにしても市の財政状況を市長の言葉をかりれば、このままでは予算が組めなくなる、かつて経験したことのない厳しいものであると言ったのは、1年前のこの3月議会でありました。こういう状態であることが、新空港が地元にとって何であったのかをはっきりと私は示しておると思うのであります。そのような状況認識をせざるを得ない中であっても、まだ2期を推進するというのはどういうことでしょうか。

1期のときも堺のコンビナートの例を出し、地元は豊かになると言いましたが、結果的には堺は大変税金の高い市になったことが言われました。しかし、1期のときは絶対反対し、百害あって一利なしと言って対応したわけですが、現在の市はどうでしょうか。これだけ問題がたくさん出た1期の中において、全体構想を推進するというのでありますから、あきれた話であります。1期のときのあの調査ということで、議会同意前に既に工事が始められておったわけでありまして。今日ある状況は、当然の帰結であると思います。

2期工事は、事業費も倍以上、しかし、需要が倍になることは絶対ないことは確実であります。これは採算的にも全く成り立つはずがないのであります。一体この問題をどうするのでしょうか。こんなことに市の財政や

市政を預けて、一体市に未来があるのでしょうか。現在の状況をまじめに考えていただきたいと思います。

土取り問題についても、泉南の山を取って空港に埋めるよう申し入れをしておりますが、とんでもないことであります。また、南ルートの問題についても、大阪府から最近回答があったことについても、全体構想でつかないことは全く明らかになりました。私はこの壇上で、本当に泉南市が関西新空港によって南ルートが絶対に必要だというのであれば、それを条件にできますかということを行いました。しかし、大阪府から示されたものは長期的には南ルートの必要性は認めるものの、全体構想でつけるということは絶望的な回答が来たではありませんか。

陸上飛行ルート問題にしても、昨日の夕刊で報じられたように、関西新空港の服部社長は、これ以上便をふやさなければならないとき、陸上を飛ぶのは大前提だということを公言してはばからないわけであり、議会や地元で議論しておくことを全く無視しておる状況であり、もういいかげんにだまされることはやめようではありませんか。

次に、市営住宅の払い下げ問題で、私は市が市民に約束してきた約束を守る、最低それぐらいのことは貫いていただきたいと思いますが、現在の向井市長は、そのようなことには耳をかそうとしておりません。私は、市政が市民の信頼の中にあるとき、市長という公職の方が約束したことはきちっと守っていただきたい。このことも議会で市民の立場に立って判断をしていただきたいと思います。

また、総合福祉センターの問題であります。これだけ膨大な大規模な予算を投入した施設を、私は泉南市には維持していけないと思います。これも早急な見直しをするために大きな予算が先送りをされておりますが、この機会に総合福祉センターはもう一度見直すべきであると思います。また、空港関連事業の凍結も行うべきであります。空港関連事業の大型道路が開通をしておりますけれども、これが現在の財政を大きく圧迫しておることだと思っております。

以上の理由で、一般会計に反対の討論にさせていただきます。ありがとうございました。

議長（島原正嗣君） ほかに。———以上で議案第15号に対する討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立多数であります。よって議案第15号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、ただいま議決いたしました一般会計予算を除く他の15件の各会計予算について、一括して討論を行います。討論はありませんか。———
—小山君。

8番（小山広明君） 議案第26号、国民健康保険特別会計に反対の立場で討論させていただきます。

国民健康保険の問題は、掛金が大変高いというところに大きな特徴があると思います。これは制度的な問題を持っておると思います。こういう中で、直接市民に接触しておる市政において、このことは正していかなければならないと思います。公務員の保険料に比べましても、大変高い掛金であります。当然、公務員の保険には公費、税金で補てんをしとるわけがありますから、このことは少なくとも公務員並みの掛金に私はすべきではないか、そんなことを思うわけであります。

次に、議案28号、下水道特別会計に反対の立場で討論させていただきます。

財政的にも、また環境の面からも、現在進めております大型方式は、要求には沿わないと私は思います。他の方法もあるわけではありますが、そのようなものを議会にも市民にも示して、いわゆる市民の判断を待ったという経過もこの事業にはないわけであります。小型合併処理浄化槽が国の方の理解もあって、全国で導入されておるわけではありますが、今後環境問題は一人一人の市民がみずから自覚をして、汚さない社会をつくろうということからすれば、現在の大型事業では、流せばだれかが処理をしてくれるという、そういうことで根本的にそのシステムが違うと思うわけがあります。

市長は、小型合併処理浄化槽であれば維持管理が大変だ、信頼できないということをよく言われるわけではありますが、そのこと自身がこの環境問

題を考えるとき、私はクリアをしていかなければならない、そういう問題だと思っわけであります。100億円をもう既に借金しておるといふ状態では、恐らくこれを進めることはできないと思ひますけれども、一切のほかの事業が実質的に私はできないのではないか、そんな心配をしとるわけでありすが、そういうようなことで現在の下水道事業には反対であります。下水道そのものに反対しとるわけではありませんで、小型合併処理浄化槽をやればいつからでもどこからでも整備ができるわけでありすが、なぜこういうものを採用しないのか、大変げんに思っわけであります。

以上でございますので、よろしく御賛同をお願いいたします。

議長（島原正嗣君） ほかに。———以上で本15件に対する討論を終結いたします。

これより予算特別委員会の結果をもとに採決いたします。

初めに、議案第16号 平成8年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立多数であります。よって議案第16号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、議案第26号 平成8年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立多数であります。よって議案第26号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、議案第28号 平成8年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立多数であります。よって議案第28号は、原案のとおり可とすることに決しました。

続いて、先ほど採決いたしました議案第15号及び議案第16号及び議案第26号及び議案第28号の4件を除く議案第15号から議案第30号までの以上12件の各会計予算について、一括採決いたします。

本12件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本12件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案を可決することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって本12件の各会計予算につきましては、いずれも委員長の報告のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第26、議案第31号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第31号、市道路線の認定及び廃止につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提案理由でございますが、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道市場岡田線の認定及び廃止を提案するものであります。

なお、この市道の認定及び廃止につきましては、平成8年4月に全路線が完成いたしますので、既認定部を廃止し、全路線の新規認定を行うものであります。

以上、簡単ではございますが、どうかよろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御
異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第31号は、原案
のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第27、議案第32号 平成7年度大阪府泉南市一般会計補
正予算（第8号）についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福
田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第32号、平成7年度大
阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

本予算につきまして変更を加える必要が生じたため、地方自治法第21
8条の1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定に
より議会の議決を求めます。

その補正の内容でございますが、歳入歳出の総額にそれぞれ6,532万
4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ235億4,040万3,0
00円とするものでございます。

内容につきまして簡単に御説明申し上げます。10ページをお開き願
います。人事管理費の職員手当等の6,532万4,000円の増額でございま
すが、平成7年度末退職予定者が新たに3名見込まれるため、退職手当を
予算措置するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御
承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——
——奥和田君。

7 番（奥和田好吉君） ちょっと確認だけしておきたいと思います。

まず、特別職の4人ですね。この中で調整手当というのが375万9,000円、それからその他の手当の内訳として通勤費が55万1,000円と出ております。ここのところはどうか、ちょっと内容をお聞かせ願いたいと思うんですけども、給料の約10%ほど、調整手当というのが370万出てますけども、これはどういう内訳になってるのか、お願いしたいと思います。

それから、職員手当の超勤手当が、平成7年度の当初予算が1億1,173万4,000円になってますね。それから、これには1億1,937万4,000円ですか、それから平成8年度が1億1,366万6,000円ほど出てくるんですけども、この間的时候には平成7年度よりか20%ほどこの超勤手当についてはカットするという話があったんですけども、ちょっと計算が合わんように思うんですけど、こころはどうなんでしょうか。

それから、管理職手当が7,548万3,000円ほど出ておりますけども、この管理職というのは課長補佐はつかないのか、課長以上であれば何人ぐらいいてはるのかですね、こころのともちょっと確認しておきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） お答えいたします。

給与明細の調整手当とその他の手当ということですが、これにつきましては特別職4名の手当でございまして、その他の手当の中身としましては、備考に書いておりますとおり、通勤手当と退職手当ということになっております。

また、超勤20%カットという御指摘ございましたけども、この予算につきましては7年度予算ということでございますので、一切反映されておられませんので、よろしく申し上げます。

それと、管理職手当の関係で、なぜ課長代理がもらわれないのかということでございますけども、本市の場合には管理職としましては課長級以上ということによって位置づけしてございますので、当然課長代理につきましては管理職手当がつかないということによって御理解をお願いいたします。

それと、管理職の人数ですけども、ちょっと手元にきちっとした数字を持っておらないんですけども、課長以上ということになりますので、約1

10名ないし120名、課長級、次長級、部長級ということでおるんじゃないかなということ考えています。

議長（島原正嗣君） 奥和田君。

7番（奥和田好吉君） 調整手当ですけども、現在、調整手当が市長が9万1,000円ですね。それから助役が7万8,000円、収入役が7万1,000円ですけども、いわゆる給料とは別の問題ですね。これは条例の中に出てくる15条の2のことをおっしゃっておられるんか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、例えば四役の中でも、例えば自転車で通える方もいらっしゃると思うんですけども、これらの通勤手当が出るのかどうか、ここらもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（島原正嗣君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） まず、調整手当の条文の15条の2ということで、ちょっと今確認してますので、もう少し待っていただきたいと思います。

それと、通勤手当については、当然条例に基づいて三役につきましてもお支払いしてるということでございます。

〔 審 議 中 断 〕

議長（島原正嗣君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 基本的には一般職の例によるということで、第4条で規定されておりますけども、調整手当の中身ですけども、条例に基づく一定の率で計算されてますので、その点よろしくお願ひします。

〔奥和田好吉君「答えになってへん」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） それでは、暫時休憩をしたいと思います。

午後8時45分 休憩

午後9時25分 再開

議長（島原正嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの奥和田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 貴重な時間をいただきまして、おわび申し上げます。御質問の特別職の通勤手当並びに調整手当の関係につ

いてお答えいたします。

額につきましては、特別職の職員の給与に関する条例の第4条に規定されておりまして、この内容につきましては、一般職の職員の例による額とすることになっております。これに基づきまして通勤手当につきましては、特別職につきましても、例えば家から通勤距離が2キロメートル未満の場合、2,050円が支給されるという形になります。

また、調整手当につきましては、趣旨としまして民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に支給される手当となっております。算定につきましては、調整手当の場合は、特別職の場合は給料掛ける10%の割合となっております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 奥和田君。

7番（奥和田好吉君） まず、通勤手当ですけれども、2キロ未満については、国の方は自転車を通えるところについてはこの通勤手当は出ておりませんが、泉南市については2,050円出てるわけなんですね。例えば、10メートル先から歩いて通えるところでも2キロ未満であればその2,050円が出るのかどうか。これは私は一般職の方に言っているわけではないんです。これは助役、市長、収入役が自転車を通えるところでも通勤手当が4,200円出ておりますので、これでもいいんですかということ言ってるんですね。

それから、15条の2、これは一般職員に準ずるものというところで、読み上げていただいておりますけれども、読み上げます。第15条の2に、調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費の事情により支給される国及び他の地方公共団体の職員との権衡を考慮し、当分の間職員に対して支給する云々と書いておりますけれども、各市町村では現在見直しの方向に向かってるところがあちこち見受けられますけれども、我が市においては、この問題については見直してくださいとは言いません。けれども、これでもよろしいんですかということだけ言っておきます。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） ただいまの奥和田議員の御質問でございますが、特別職に対します通勤手当と調整手当に対する見解だと思うのですが、先ほど次長が答弁いたしましたように、本市の場合に

は条例に基づきまして、それに準じて対応しているというのが現状でございます。ただ、通勤手当等につきまして、特別職につきましても、近郊の他市の状況なりを調査した上で、今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第32号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第28、議案第33号 工事請負契約の締結について（市営前畑住宅A棟建設工事）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第33号、工事請負契約の締結について（市営前畑住宅A棟建設工事）について御説明申し上げます。議案書は追加議案書の1ページから11ページまででございます。

提案理由の御説明を申し上げます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、市営前畑住宅A棟の建設工事でございます。工事請負者は泉南市信達牧野1228、株式会社道才組でございます。

請負金額は2億8,840万円でございます。

仮契約日は平成8年3月1日で、入札方法は指名競争入札でございます。

なお、工事の概要、工事期間、入札事項並びに工事発注につきましては、参考資料に添付をいたしております。

よろしく御審議のほどをお願いし、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——林君。

23番（林 治君） 今回の工事請負契約が締結されて建設されますと、
同和地区の住宅ですね、これで何戸になりますか。

議長（島原正嗣君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 今回、A棟が16戸ございます。トータル
しますと360戸になります。

以上です。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） この契約で出ておるのはA棟の分だけですから、後
でまたB棟の方も予定しているということですから、それも含めてお答え
をいただきたいと思うんですが、そのことが1つと、工事請負契約ですか
ら、契約の期間、完成予定はどういうふうになるのか。

そのことと同時に、たしか私、去年の議会でお尋ねをしたときに、この
3月の定例会までに住宅の家賃問題ですね、この3月の議会までには整備
して提案するというふうに言われておったんですが、新たにこうして住宅
が具体的に契約まで入ってきた段階で、その方の条例整備ですね、家賃問
題等についてはどのように去年の約束を守っていただけるのか。ちょっと
そのこともひとつあわせてお尋ねしておきたい。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 今回、A棟につきまして議決をいただきますと、
平成8年の12月末工期で工事を完成させたいというふうに考えておりま
す。

それと、家賃の関係でございますけれども、去年の12月に林議員の方
からも御質問がございました。現在、私どもの方でその家賃の改正につい
て作業いたしております。過日の予算委員会でも御答弁をさしていただい
ておりますけれども、もう少し詰めをしなきゃならない問題がございます
ので、それを詰めが終わった段階で所管の委員会等へ御報告をさしてい
たきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔林 治君「まだある。もう1つ言うたこと」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 将来予定さしていただいておりますB棟につきましても16棟でございます、将来的に最終的なトータルが376戸になります。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 今でも大体市営住宅の現時点の総数434ですから、79.3%に達してるわけですね。さらに、今ここで376になるんですか。そうなりますと80%ぐらいになりますか、80%超えるんですね。市営住宅の建設が一般的には行われていない中で、こういうふうに同和地区の住宅をさらにこうしてやっていくと。私は、この点は非常に問題だと思うんです。こういうことで果たして差別の解消にむしろつながるかどうか、このことには大きな疑問を感じます。

それと、契約が12月25日までということですが、こうして建設されるに当たって、例えばほかの分も広くして新たにそこで生活ができておるのに、いまだその問題も解決しない。これもたしかもっと早い時期だったと思うんですが、そういう約束がなぜ守られないのか。家賃問題について当然市民からの批判の声が出てるわけですが、約束したことについてきちんと、ましてや今度のこの契約に当たるまでに、本来約束どおりその点を——詰めがまだできてないということですが、そんな詰めができていないというのは、そしたらいつまでに詰められるんかですね。去年の約束はこの3月の議会までですから、私はそのことをまず確認しておきたい。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 従来の家賃の考え方でございますけれども、1戸当たり幾らということでもございましたけど、現在我々考えておりますのは、面積によって若干差をつけなきゃならないというふうな考え方でございますので、その辺の作業が現在行われております。データの集まっておりますのでございますけれども、一応3月1カ月間、議会等がございまして作業がとまってたわけでもございますので、大変遅くなっておりますので、申しわけなく思っておりますけれども、新年度に入りましたらその辺を含めて精力的に詰めを行って、6月議会の前までには所管の常任委員会の方へ御報告させていただくという考え方で現在進めておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） これは昨年この住宅問題について、私この本会議場で約束いただいたことですから一応ただしておきました。議会のたびごとに次の議会、次の議会ということについては納得できません。

それから、この契約の内容で言いますと、今回の工事請負契約をやるに当たって参加業者が7業者ありますね。この契約についてのこれと同等のレベルの業者数——もちろん市内業者ですけども——はどの程度業者数があるのかですね、まずそのことをお尋ねしたい。

議長、こういう時間ですから、できるだけ簡潔にするようにいろいろ考えもってやってるんですけども、ひとつ理事者の方も答弁を明確に簡潔にお願いしたいというふうに思います。

議長（島原正嗣君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） これと同等のランクの業者といたしますのは、あと10社ございます。

以上です。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） ここに今7社出てるけれども、同じレベルの業者はこれ以外に10社いると、こういう御答弁ですか——はい。

それじゃ、それに基づいて、ここに入札参加されている業者で、直近で市の公共事業の請負をやってる業者はおるんでしょうか。そして、その他の10社の中で、今ここに参加した以外の10社の業者は、全部市の公共事業について請負、今仕事に入っておるんかどうかですね、その辺できたらわかるように説明していただきたい。

議長（島原正嗣君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） あとの10社の受注状況等につきまして御説明させていただきます。

業者名はちょっと控えさせていただきたいんですけども、1つの業者につきましては、現在下水の雨水管渠の築造工事の受注を受けております。もう1社につきましては……（林 治君「わかるように言ってください」と呼ぶ）1社につきましては——これはA、Bでいきましょうか。

A社につきましては、現在公共下水道の雨水管渠の築造工事、これを受注されております。B社につきましては、現在は受注はございませんけれ

ども、平成7年度におきまして1億以上の工事の受注をされております。それと、C社につきましては、現在土木工事で受注中でございます。D社につきましては、公共下水道雨水管渠の築造工事を現在受注中でございます。E社につきましては、現在公共下水道雨水管渠築造工事、同じく市場岡田線の舗装工事ですね、これを受注されております。F社につきましては、現在建築工事につきまして4件、そして土木工事1件、これは公共下水道雨水管渠の築造工事でございます。G社につきましては、本年度、平成7年度におきまして、指名には再三参入はしていただいておりますけれども、受注しておらないという実態がございます。H社につきましては、受注済みでございますが、1億円近い公共下水のこれは污水管渠の築造工事でございますけれども、受注されております。これは進捗も100%完了しております。I社につきましては、今現在土木工事の受注をされております。J社につきましては、土木工事で現在受注中でございます。

この中で平成7年度におきまして受注されておらない業者といたしますのは1社のみでございます。あとはすべて今現在受注されて工事施工中であるとか、工事を受注された経緯がございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 私の質問の中には、一番最初には、この入札参加業者の中に現在市の公共事業を請け負うた業者はおりますかということと一緒に尋ねてるんですけど。

議長（島原正嗣君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 今御審議いただいております契約の業者につきまして、受注状況等につきまして御答弁させていただきます。

これは実名でさせていただきます。株式会社稲葉組、受注は平成7年度なしでございます。株式会社上喜建設、これは2月末現在の状況をお話しさせていただきますので、その点御理解いただきたいと思います。上喜建設につきましては、公営住宅前畑7号棟の改善工事を受注されております。道才組につきましては、公共下水道雨水管渠築造工事、これはもう完成しております。徳和目建設につきましては、受注はございません。渡守建設につきましても、2月末時点では受注はございません。松和建設につきましては、公共下水道污水管渠の築造工事、今現在施工中でございます。

株式会社南野組につきましては、昭和橋のかけかえに伴う安全対策工事、これは現在もう完了しております。俵池公園の整備工事、これはフェンスの関係なんですけれども、これがほとんど95%ほど進捗率がございます。以上でございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 資料として明確に出してもらえない分があるんでわかりにくい点があるんですが、おおよそ同じレベルの業者がこれ以外に10社あると。その中でここに参加してる業者で、例えばもう今100%終わってるけれどもということであれば、しかし今はないということにしますと、間違ってたら間違ってると言ってほしいんですが、先ほどのお話ではB社とG社とH社ですね。この3社はさきに言われた道才組と同じところですね。

それともう1つは、AからJまで言われたのが、現在請け負っている金額は、最低幾らで最高幾らなのか、お示しをいただいたらありがたいんですが、そういうことも含めて見た場合に、市の方でお名前を言われましたから、上喜建設の場合、たしか2億8,000万ぐらいの仕事を昨年12月に請け負ったばかりだというふうに思うんですが、入札ですから、入札のことであるけれども、どこの業者が落札するか事前にわかっていて入札をしたら、そら別に今回落札した業者以外にどんな業者入れても同じことですけれども、そんなことは全く僕はないと信じてますのでね。

そうになると、いわゆるフェアな入札が行われているとすれば、去年の12月に請け負った業者がまた取るということも起こってくると。これは、ここに入った限り必ずそのことがあり得るということを前提の入札であると思うんで、そうなるこれ以外の——私はどこの業者も特別に懇意なこともないし、ひいきも何もないんですよ。問題は地元の業者に仕事をやらせよう。そのときに重なるようなことを市みずからがやるということは、大体間違いだと思います。基準があれば基準を示してもいただきたいと思えますけどね。

今言われた範囲で見ても、B社とG社とH社と、これらがなぜこの入札に参加できなかったのか。昨年取ったばかりのところが入れたのか。こちらですね。それと金額があると思うんですね。今現在やってる仕事の金額との関係もあると思いますが、今そのことはちょっと抜きで見てもそう

いう問題がある。その辺がちょっと理解できないんです。ここに参加した人は、必ずみんな取るぞということで入ってるわけですから、そういうことになるとう仕事は、市の公共事業が重なって特定の業者に行くようなことがあってはいかんわけですから、それは事前に配慮ができるはずです。私はそこを明快にさせていただきたい。

それともう1点、昨年12月の議会では私の質問に答えていろいろと、地域性と言ったんですか、何かややこしいことを福田助役がいろいろ言われたんですけども、今回そういうことはどうでもいいわけですか。もうあの問題は解決、私の質問で今後は改めるということで改めることになったのかですね。ひとつその辺も含めてお答えをいただきたい。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 林議員からの御質問の要点としましては、1点はいわゆる持ち工事の件であろうかと思われませんが、当然我々が指名する場合に、持ち工事、泉南市の発注してるほかの工事が現在どのような状況になっているかというのは、指名をする非常に大きな検討の要素にはなっております。ただ、一律何%できていなくてはだめだとかいうような基準ではなくて、ほかの条件が同じであればやはり持ち工事を持っておられるところは御遠慮願うというような形で運用してるところでございます。したがって、ほかの条件で非常にすぐれているとか、ほかに適当な指名業者がないといった場合は、施工能力との勘案の中で十分できるということであれば指名に入れているということでございます。

それから、地域事情云々ということで、前回の議会でもあったわけですが、前回いろいろ議論を踏まえまして、今回市内の業者ということで一応絞らしていただきまして、今回特にその中で考慮した事情というのは、先ほどからいろいろ金額なり件数が出ておりますが、今年度における受注の状況でございますね。それともう1つは地域事情、その辺の地域での実績というところもやはりあわせて検討いたしまして、今回の指名を行ってるということでございます。

〔林 治君「質問に具体的に答えてくれますか」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 高い方からお答えさせていただきます。

これはちょっと会社名は差し控えさせていただきますけれども、建築工事

で2億3,978万4,000円の額をもって受注されてる業者がございます。それと最低でいきますと、これは土木工事でございますが、916万7,000円でございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） そうすると、先ほど今工事、作事中だと言われている業者の中にも、916万程度の仕事をしている業者が入っていると、こういうことですね。そういうことですね、先ほど今仕事やってる、仕事やってると言われたけども。

そうすると、なぜこういうような業者の選び方になるんですか。去年は地域に精通してるということで、地元で精通してる。今度は、福田助役は何か地域での実績やという言い方しましたね、今。例えば、この7社はそういう地域で実績があって、あとの10社はそういうことがないという意味のことなんですか。そういうふうにとれるんですよ、あなたのおっしゃり方がね。だから、もうもう一度答弁をちゃんとしてください。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 7社のうち特に1社につきましては、手持ち工事もありまして、金額的にも大きな工事を当然持っておられるわけですが、この業者につきましては、従前からの実績等も踏まえて非常に地域に精通されておられると。地域精通性が非常に高い業者であるという判断をしております、手持ち工事がありますけれども、それはほかの業者とやはり同列ではない。非常に工事適性といいますか、この工事についてはふさわしい業者であるという判断をいたしまして、指名をしておることでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 今の助役のその答弁、何ですか、それ。地域に特別に精通してるし、すばらしい業者であると。そら、少し泉南市内の全体の業者を見る見方、おかしいんじゃないですか。ほかはそうじゃないということになりますよ。そうですがな。みんなすばらしい業者じゃないんですか。市の指名業者じゃないんですか。みんな能力持ってる業者じゃないんですか。同じレベルの業者やて言うたでしょう。それならなぜそういう特別扱いをするんですか。入札自身が問題ですよ、これでは。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 私の答弁に、すばらしいという言葉は使っておらないと思います。地域での実績、そして地域への精通度が高いということで、今回の工事に非常に適性を持たれた業者だという判断をしてるということでございます。それは優劣の問題じゃなくて、今回の工事における適性の問題というふうに理解をしております。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） ちょっとおかしいですよ、今回の事業に適正だというのはね。それじゃほかの、あとの10社で今仕事もしていない業者とか、それから実際仕事してても900万そこそこの仕事しかしていないと。しかし、能力はある、同じレベルですから。あなたはそこで同じレベルであるはずにかかわらず、その中でもまた区分けしてるじゃないですか。おかしいじゃないですか、それは。そんな、あなたの特別な目でのえこひいきというのはだめですよ。市の指名業者、同じレベルであれば同じように考えてやれば、今大きな請負額を持ってたら入れないという、あなたは一番最初は既に発注しているかどうか、そのことがあればそれはまあ言えば一応どいてもらうと。入札に参加してもらうかどうかの重要なポイントやと一番最初言うたんですよ。言うてるしりからそんなこと言うてたら、これは理解できないですよ。

私は、ここに名前が出てるし、そのことであなた方が具体的に言われてるからね、私は非常に論議がしにくいですよ。でも、しかし、特別に扱うようなことを言われると、これは非常にぐあい悪い。やっぱり同じように、この業者も仕事がないときには、やっぱりちゃんと入れてあげなあかんですよ。あるときは遠慮してもらうというふうにせないかんです。それが普通のことと違いますか。それが普通になってないですよ、この今度の入札は。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 林議員の先ほどから申されてるその能力というのは、あくまでいろんな審査点数による一定の、これ以上の工事を請け負えるという1つの能力を示すランク評価というものでございまして、それだけで指名をするのであれば、当然同じランクの者であれば常に指名をしなければならないというふうな状況になるわけございまして、あくまでそれぞ

れの各工事によりまして、その地域に非常に密着してるとか、あるいは非常に特殊な施工能力を持っておられるとか、そういったさまざまな判断をするために我々のこういう委員会がございまして、その中で、私1人の意見ではなしに、委員会の意見として決定をしたわけでございますので、よろしく御了解をひとつお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 全く納得できない、それは。ますますできない。私はね、私が業者をAからJまでの10社を勝手に挙げたんと違いますよ。あなた方の側でこの7社以外に同じレベルの——私の質問はここにメモしであるんですよ。同じレベルの業者はこの参加者以外に何社あるか、そして今仕事の受注状況はどうか。この入札に参加した業者の中での受注状況は今どうかということから見てやってるんですからね。それならそれで最初から、このあとの10社について、そういう能力がないんやったらないと言いなさいよ、そしたら。私はちゃんと聞いたことをね——そしたらもう一遍さらから論議せなあかん。むだな時間を取らなさんな。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 先ほども申し上げましたように、能力があるかないかという問題じゃなくて、当然その請負工事、一定の金額以上はできるというレベルという意味では、先ほどから検査課長が申し上げておりますように、一定の17社でございますか、そういうレベルの業者があるというのは事実でございますので、そういう意味だという理解で先ほどから答弁をさせていただいておりますが、当然具体の工事に当たりましては、単にそういう工事のレベル、施工レベルだけではなしに、さまざまな観点から指名委員会として決定をしていかなきゃならんということでございますので、そういう今言いましたようないろんな点を考慮した上で今回指名させていただいたということでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 議長、私は押し問答するつもりはないので、ただ、質問は結局、私の方から資料を提供してない、向こうから資料を提供してもらったことで論議してるので、その他にある10社についての同等のレベルのもの、これは建築の話をしてるわけですから、能力があるということ的前提に御答弁なさったわけですから、それをまだそれ以外にさまざま

あるとか、私1人で決めたんと違うとか、大体委員長をしておいて、業者指名選考委員会の委員長をしておいて全く無責任な答弁ですよ、これは。それならそれで最初から10社の中から、10社全部言わずに、この仕事のできる、あなたがランクづけしているそのものだけを発表したらいいじゃないですか。そしたら、契約検査課長の答弁は間違ってることになりますよ。間違った答弁ここでされてたとしたら議会冒涇ですよ。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 先ほどから申し上げておりますように、できる、できないという議論ではなしに、より適正な業者を指名しようということで、我々の指名委員会の中で、私1人の判断じゃないというのは、指名委員会の協議の中でそういう形で決めたということでございますので、御理解のほどお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） それじゃ、あなた、適正で10社の中で、あとの10社は適正でないと言うてるんですね。全部でないというのなら、あとの10社の中で適正でないのを言うてください。適性があるから受注してても入れたと言うのやから、能力、レベルは一緒だけれども、適正でないというのは、AからJまででどの社とどの社ですか。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 先ほどから何度もお答え申し上げますように、適性がないということではなしに、今回その受注の実績と、それから過去の実績、地域への精通度という点から、より適正である、一番今の状態の中でこの7社が指名にふさわしいということで選ばしていただいたということでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） もう助役の答弁を聞いてると全く論議にならない。あなたは、ここに選んだのは適性があるからというて選んだと言う。それじゃ、あとの同じレベルの業者に適性がないんかというのと、いや、またそうでないと言う。何かというたら地元精通してると、また出てきたんです。ところが、地元精通してるということは、昨年のあるで論議を経て、今回はそういうことを改めて市内業者全体の中からと言いながら、また同じことを言ってるんです。全く論理がめちゃくちゃなんですね。ほんとな

らこれ全部、名前を具体的に挙げてもろて論議してみたら一番はっきりするんですよ、仕事の受注の実際の中身を全部出してもらって。その資料を出しなさい、そしたら。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 非常に御理解いただけないのが残念でございますけども、先ほどから申し上げておりますように、この業者ができないという消去法ではなしに、今対象になってる業者の中で、より適正、今回非常に適格を有するのはどういう業者なのかというのを、今回は受注量の状況と、それと1社については持ち工事を持っておられますけども、非常に地域に精通されておって、実績もあり、ふさわしい業者ということで、施工能力の面から見ましても、持ち工事があってもできるということ判断をいたしまして、この7社を選んだということで、よりベターな業者ということで判断をさせていただいたということでございます。

議長（島原正嗣君） 質問者……。

23番（林 治君） 質問はこれで終わります。ただ、今の答弁は全く納得できない、でたらめの答弁だと言わざるを得ません。でき得れば私はA社からJ社までの今の受注状況を全部資料として出していただきたい。

議長（島原正嗣君） ほかに。———小山君。

8番（小山広明君） 今、林議員が言ってることに僕も関連して、ちょっとわからないから整理して聞きたいんですがね、いわゆる17社がこの工事をやるについての資格者だと。これは説明があったんですね。そしたら、17社をだれを選ぶかは、1つの統一基準で選ぶということだと思うんですね。そこが、福田助役の答弁はちょっとずれとると思うんですね、僕から見れば。この工事をやるのには17社が対象業者、資格業者があると。これを選ぶときに統一基準で選ばないといけないですね。それが持ち工事であると。そこにもう1つ加わってあなたは、特に1つの業者はもう1つの基準をそこにはめられて説明されたように思って、これでは僕は納得できないと思うし、答弁に少し混乱があると思うんですね。

だから、そこはちょっと整理してきちっと答弁してもらわないと、初めは17社に対して1つの基準で選びましたと。もう1つ、1つの業者だけは特に地域に精通しておるといって、こういう説明されとるからね、そこが答弁に少し矛盾があるんじゃないかなと思うんで、そこはやっぱりきっち

り整理をしてもらわないといけないんじゃないかなと思うんですね。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 先ほどから17社と申し上げておりますのは、いわゆるランクづけといたしますか、要するに工事の請負金額によりましてランクを、このランク以上のところに発注するという一定の基準を決めておりますので、そういう意味からいきますと、17社その範疇に入ってくるということでございまして、それはその工事に適格を有するという意味ではなくて、その工事を実施するまず最低基準はクリアされておるといことなんでしょうね。

あと業者を選ぶのは、何もそのランクだけで選ぶのであれば、毎回同一のランクの人すべてを指名しなければならないわけですから、その中で当然どういところで工事をされるか、いわゆる地域性の問題とか、あるいは非常に特殊な施工能力を持っておられるかどうかとか、それから1つの要素として持ち工事とか、そういったのを総合して判断しておるわけです。

先ほどから2つの要素を言っておりますのは、大きな要素で分けますと、1つは今回は受注量の少ない業者を中心に、それからそういう意味では1社はそれには該当しませんが、地域から見て非常に過去にも実績があり地域に精通されておるといことと、この業者はぜひ入れた方がいいだろうという判断で入れさせていただいたということでございしますので、必ずしも1つの基準で、この基準ですべて割り切るといのが指名ではなくて、さまざまな角度から総合して判断してるのが指名のやり方なのでございしますので、御了解をお願いしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） やっぱり福田助役の説明は、僕は矛盾しとると思えますよ。だから、17社が今の対象の工事をやれるというように絞ることが大事なんです、絞るのがね。17社やれるんでしょう。それを訂正するんだったら別ですよ。17社が、ただ一般論として希望的にやれるのは17社だと。しかし、今回の対象の仕事に対してやれる業者は17社のうち何社だといっって、そういう議論をするんだったら僕はわかると思えますけどね。例えば、手持ち工事があって、なぜそれに出せないかといったら、やっぱり能力の問題があるわけでしょう。技術的には何ぼ可能でもね。そういう問題もあるので、やっぱり2つのスタンダードというんか基準がある

んですよ、あなたの答弁には。

初めの17社は、その仕事がやれるかどうかの説明ではなしに、仕事そのものに対する能力の問題ですね。当然あなたが言うように、その工事をやろうと思えば、その工事がやれる業者としての選定が要ると思うんですね。地域の精通も含めてですよ。それが2つ僕は分かれておると思うんです。あなたの説明に飛躍があると思うんですよ。いや、あなた、もう一遍説明しても同じ説明すると思いますけどね。

だから17社は、今の対象の工事には17社でないんだという説明がなされたら、あなたのことは物すごうびちっと合うんですよ。あくまでもそれを言いつっぱるんであれば、やっぱり答弁は矛盾してますよ。地域に精通した業者は、17社の中には全部は該当しないと思うんですね、僕の思いでは。そういうことではないんですか。

全部地域にも精通してると、17社全部ね。そして手持ち工事があるところをまず落とすと。手持ち仕事があるのを落とすと。そこでふるいが落とされるわね。そして、そこに残ったのが例えば12社としますわな。12社からどう選ぶかというときに、特にその業者は地域に精通しとるとなると、ちょっとそこはそういう説明になると困ると思うんです、それは。そうでしょう。初めからその条件は、17でも15でも選ぶときに示しておかないと、選ぶべき基準を。僕はそう思うんですけどね。ちょっと冷静になっ考えてください。やはり矛盾がありますよ。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 私ども非常に冷静に考えてるつもりでございますが、1つ、ランクとそれ以外の要素の若干違うのは、ランクはまさに客観的であって、先ほど言いましたように入り口の最低基準ですね。それをクリアできなかつたら本来全然指名はされないわけですね。それをクリアした一定の客観的な条件を持っている業者の中で、さまざまな角度から、先ほど言いましたように山の方の工事であればその山の方の地域のという地域性を考慮する場合もございますし、それから非常に特殊工法を必要とする場合は、そういう特殊工法のところもやっぱり入れた方がいいという判断をすることもございますし、さまざまな判断基準——そこから、客観的基準以降はある程度いろんな項目を総合的に検討するという範疇に入ってくるかと思うんです。

その意味では1つの基準で非常に客観的に区切れるものではありませんので、そのところをいわゆる合議制といいますか、何人かの指名委員がおるわけですので、その中でお話し合いをさしていただいて、今回であれば2つの要素が非常に強いわけですが、その辺を総合して最終的に指名をしてるとというのが、指名の状況かというふうに私は理解をしております。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） だから、山の工事をやる時には山の工事にふさわしい、できる人というのを選ぶの当然ですよ。ただ、それを初めに大きな、何人か対象になる、絞り込むまでの外の土俵ですね。そのときにその条件は全部示しておかなかったら、その17というのは意味ないじゃないですか。そうでしょう。17の中に、そこの工事をやれるのにはさまざまな条件があって、やれる業者とやれない業者あるわね、同じように。ただ、初めの17という数字の決め方が、それこそあなたが言う絞ったところとが結びつかないんですよ。初めから17社あるけども、到底ここには何ぼしても絞られない業者が中におったわけでしょう、あなたの基準からいえば。絶対おるわけでしょう、それは。だからその17社のベースが、今の工事をやれない業者が中におったんではないかなと僕は思うんですよ。基準ですよ。

基準というのは、初めから全部決めておかないと、みんなで合議して決めましたいうたって、わしはあいつ好きやから決めるということも、これは決めることであり得るわけやから、それを防ぐために今議論しとるわけやからね。どういう基準で決めたんですかということですから、そしたら初めに示されたのが、手持ち工事があるかどうかでまず落としますいうたら、あなたが言った残しましたという業者は、そこで落ちるはずですよ。そして、落ちてもお7社に絞れないときに3社をどう絞るかについては、みんなに対して当てはまる基準をそこでやらないと、やっぱり答弁に矛盾ありますよ。聞いてって僕は納得できませんわ。

だから、17社の基準が今の工事をやれる業者ではないんですよ。17社が全部今の特定、そこの目的の仕事が全部がやれる業者じゃないんですよ。やれるんだったら、例えば今手持ち工事がある業者がそこへ入るはずないじゃないですか。初めから精通した業者だけに絞らないと、僕はやっぱり基準にならないと思うんですけどね。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 御理解いただけないのは非常に残念なんですけども、17社というのは、まさに一定の請負金額以上の——予定価格ですね、予定の請負金額以上の工事ができるという施工能力の面でそういう一定のランク別にしておりますので、そういう基準なんですよ。ですから、それをクリアされてることは、これは最低当たり前ですね。それをクリアしなければ指名にはならないと。

ただ、その中から指名業者を選ぶのは、工事ごとのいろんな要素がありますので、そのときにどういう要素にポイントを置いてするかというのを議論して指名していくというのが指名委員会の役割でございます、その中にはそういう地域とか、あるいは専門性とか、あるいは持ち工事とか、いろんな要素が入っておるということでございますので、その辺をできるだけ明確化したいということで、今指名の基準というのを要綱をつくっておりますので、その中をまたごらんいただければわかるかと思うんですが、さまざまな要素から判断するということになっておりますので、そういう点を総合的に判断して今回は——これは今回じゃなしに毎回でございますけども、そういう指名をしてるということでございますので、御了解をいただきたいというふうに思います。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 理解してほしいと言って理解できるわけじゃないんで、だからさまざまな条件があって、能力があってというのは、今の工事に対してやれる業者と聞かれたときに答えたのが17社ですからね。ただ、17社の中にあなたの言うのであれば、その工事をやれるかどうかで絞った場合にはやれない業者もおるといふ答弁になるんですよ。

あなたの——いや、もう手挙げんでよろしいけどね。そして、ずっと絞ってきて、手持ち仕事がある業者は落としますと言っておったのに、その業者に限っては手持ち仕事があるけども、特に地元精通しておるから入れましたというんでは、僕はやっぱり17社との関係ではわかりませんよ、それは。それは初めから言うとかないかんですわ。どうしても地元精通した業者であれば、地元精通した業者だけを7社に絞る前にまず絞っておかないといけないですわ、それは。でないと、17社は単に名前を挙げただけで、絶対にその仕事がやれない業者としてしかあらわしておらない

というように思うのでね。

僕は全然納得できないですから、納得できないということでおきま
すけども、そんなんではほんとに納得できませんわ、だれも、ちゃんとし
といてもらわんと。

議長（島原正嗣君） ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いた
します。

討論に入ります。討論はありませんか。———林君。

23番（林 治君） 日本共産党を代表して議案第33号、工事請負契約
の締結について反対の立場から討論いたします。

質疑の中で明らかになりましたが、今回のこの市営前畑住宅A棟の建設
工事そのものは、特殊な工事であるというふうには認められません。なお
かつ、ここに入札に参加をさせた7社と同等レベルの業者は何社あるかと
いう私の質問に対して10社あることを言って、なおかつ、現在それらの
業者の中に実際仕事をしておっても1,000万円以下の現実仕事をしてい
る業者を含め、数社がこの入札に参加をしていないという点が1点。それ
から、この入札参加業者の中に、昨年既に3億近い仕事を取っている業者
が入っている点、これらについての当局の担当者の答弁は、まことに矛盾
をいたしております。既に手持ちがあるかどうか、そのことが重要なポイ
ントだということをみずから言いながら、結局は地元に通じてるかどう
かといったことを言い、よりベターだと言ってこういう業者の指名を行っ
たことは、まことに不適正であるというふうには言わざるを得ません。

また、この予算の審議のときにも申し上げましたが、今回のこの住宅の
建設自身は、質問の中でも明らかになったように、80%を超える同和住
宅の建設になります。これらについては、市民全般の今の現状からいえば、
それ自体格差を広げるものであり、不公正な市政の一端を示すものであり
ます。

そういった理由から我が党はこれについて反対をいたします。

議長（島原正嗣君） ほかに。———以上で本件に対する討論を終結いた
します。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立多数であります。よって議案第33号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第29、議員提出議案第2号「青少年健全育成条例」の改正・強化を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して堀口武視君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。堀口君。

11番（堀口武視君） 議長のお許しを得ましたので、議員提出議案第2号、「青少年健全育成条例」の改正・強化を求める意見書について、会議規則第14条の規定により提出をさせていただきたいと思いますが、その内容につきましては、皆様のお手元に配付している案文を朗読して趣旨説明とさせていただきます。

「青少年健全育成条例」の改正・強化を求める意見書（案）

明日の社会を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長することは、私たち大人の願いである。

しかし、今日、情報社会を迎え、青少年を取りまく生活環境は、必ずしも健全なものばかりではない。

特に最近、ポルノコミック誌やポルノ雑誌、またアダルトビデオやポルノパソコンソフト・アダルトCD-ROMのソフトなど、露骨な性描写を描いたものが増え、多くの書店やコンビニエンス・ストア、自動販売機など、子どもたちが簡単に目に触れられる所で販売されている。

また、テレホンクラブやデートクラブ等、子どもたちに有害な環境が増大し、その悪影響が大変心配される場所である。

今日、青少年の悪質な性犯罪のうち、少なくとも4割が、ヌード写真やポルノ雑誌・アダルトビデオ等の出版物を見たことがきっかけになったと言われている。

よって、大阪府は1日も早く子どもたちの前から、これらの有害図書類などの追放を実現するために、積極的な指導と対策を立てるべきであり、大阪府「青少年健全育成条例」の改正・強化を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年3月28日

泉南市議会

以上のとおりでございますので、議員の皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第2号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第30、議員提出議案第3号 阪神淡路大震災の被災者の生存権を保障し、個人補償の実現を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本君。

20番（松本雪美君） 議員提出議案第3号、阪神淡路大震災の被災者の生存権を保障し、個人補償の実現を求める意見書について、案文を朗読して提案にかえます。

阪神淡路大震災の被災者の生存権を保障し、
個人補償の実現を求める意見書（案）

阪神大震災から1年2カ月が経過した。

しかし、多くの被災者は生活と営業の再建の展望がもてないまま、今なお、苦しみ、人間としての生存の条件が脅かされ深刻な状況におかれている。

すきま風の吹き込む仮設住宅で「孤独死」した人は50人をこえ、絶望して自殺した被災者も30人をこえている。

ところが、政府は「救援対策は基本的に終わった」「生活の再建は自立自助で」と被災者に冷たい姿勢をとり、生活の再建に支援の手を差しのべようとせず、逆にささやかながらおこなわれてきた支援措置である国民健康保険や老人健康保健の一部負担金の免除、地方税の免除や雇用保険の給付期間の延長などを3月末で打ち切ろうとしている。

生存に不可欠な住宅の再建も、すべて個人の責任でおこなわざるを得なくしている。

被災者が自力で生活を再建する基盤を失っているとき、求められている必要な援助は国の最優先の課題である。

被災者を放置して真の復興はありえず、憲法25条に照らしても、また、20年も前から震度6以上の直下型地震の可能性を指摘しながら、それを無視して震度5想定の方針対策しかおこなってこなかった責任からも、国は個人補償を実現すべきである。

よって、政府におかれては、憲法の生存権確保を保障する見地から、速やかに震災でそこなわれた被災者の生活基盤の再建のために、被災者向けの減免や救援特別措置を継続するとともに、個人補償の実現をはかれるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年3月28日

泉南市議会

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。
———小山君。

8番（小山広明君） 提案者に若干お尋ねをしておきたいと思います。

一般に個人補償をしないというようなことがよく言われておるわけなんですけど、この阪神大震災の場合、これだけ大規模な災害をもたらして、個人で立ち上がっていくということは全く不可能な状況にあると思うんですね。特にお年寄りなんかの場合にはローンもききませんし、そういう個人で立ち上がろうにも立ち上がれないような現状の中で、やはりもう一遍この日本の個人を救済するというような問題をこの阪神大震災を通して私は真剣に考えないと、あすは我が身というような状態があると思うんですね。そういう点で、提案者が、今の現状に照らせば個人補償しないという厚い壁をなかなか破り切れないということも文書にも出ておると思うんですけど、憲法でも個人としてとうとばれるということで、組合をつくれれば補助金が出たりいろいろ出るわけなんですけども、個人には出ないというのは、何か欠陥ではないかなと思うんですね、ひとつ人間が生きていく上において。そういう点で、どのようにその辺は認識されておられるのか、御説明をいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 案文の中にも書いていますとおり、「被災者を放置して真の復興はありえず、憲法25条に照らしても」ということで、憲法の生存権を保障するという立場で、最低限の補償をしていくべきだと、このように考えております。

議長（島原正嗣君） ほかにございませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（島原正嗣君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立多数であります。よって議員提出議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第31、議員提出議案第4号 高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏出事故に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

22番（和気 豊君） 議員提出議案第4号、高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏出事故に関する意見書について、案文を朗読し提案にかえさせていただきます。

高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏出事故に関する意見書（案）

昨年12月発生した、高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏出事故は、あらためて原子炉の危険性を露呈し、国民全体に多大の不安をあたえた。

高速増殖炉については、かねてから、多くの科学者によりナトリウム火災の危険や猛毒のプルトニウムが使われている核反応の暴走の危険が指摘されてきたところである。

こうしたことから、すでに、ほとんどの先進諸国は、高速増殖炉の開発から撤退している。

しかし、政府と動力炉・核燃料開発事業団（動燃）は、「日本の技術は高いから」と安全神話をまきちらし、建設をすすめる運転を強行してきた。

今回の事故では、一步まちがえば放射能漏れという重大事故につながりかねない危険をはらんでいたが、事故後の対策は、地元自治体や住民への通報のおくれ、ナトリウムの漏出を撮影したビデオ隠しに見られるように、事故の重大性を緊急に知らせ、公開するという姿勢に立たず、逆に真相を隠す秘密主義の体質を浮き彫りにした。

よって、本市議会は、政府と動燃に対し次の事項について強く要望するものである。

1、ナトリウム漏れ事故をおこした「もんじゅ」の運転は永久に停止すること。

1、事故の原因と対応の問題点について、第三者機関による公正な調査を徹底しておこない、国民にそのすべてを公表すること。

1、高速増殖炉の建設と運転を押しすすめ、危険なプルトニウムの利用を拡大する「核燃料リサイクル」政策を抜本的に再検討すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年3月28日

泉南市議会

以上であります。

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（島原正嗣君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立少数であります。よって議員提出議案第4号は、
否決されました。

次に、日程第32、議員提出議案第5号 大田知事に対する職務執行命令訴訟について公正な裁判を求める決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して林 治君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。林 治君。

23番（林 治君） 議員提出議案第5号、大田知事に対する職務執行命令訴訟について公正な裁判を求める決議について。

さる25日、高裁那覇支部において判決が出されましたが、これを不服として大田知事が昨日、最高裁への上告を行うことを表明しました。そういう経過を含めて、この決議の案文を朗読して提案にかえさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大田知事に対する職務執行命令訴訟に
ついて公正な裁判を求める決議（案）

沖縄は、太平洋戦争において激戦により焦土と化し、戦後は米軍に占領され、米軍基地用地の接收は、まさに「銃剣とブルドーザーによって」奪われきわめて理不尽に行われたものである。

沖縄県の面積は日本全国の約0.6パーセントにすぎないが、全国の米軍用地の75パーセントが沖縄に集中し、沖縄本島の約20パーセントが米軍用地に占拠されている。本土復帰後も基地の返還は遅々として進まず、これらの基地から生ずる環境問題、事件事故、都市計画や民間航空路線への影響などが、沖縄県の発展振興を阻害し、あまりにも過重な負担を沖縄県民に強いているという現状である。

少女暴行事件に端を発した基地返還・地位協定見直しを求める大きな沖縄県民の声は、沖縄だけの問題ではなく、日本全体の問題でもある。

よって、本市議会は、憲法と地方自治の精神に則り、沖縄県民の奪われた基本的人権を回復することが、日本国民全体に求められている課題であると確信し、大田知事に対する職務執行命令訴訟について大田知事の主張を尊重し公正かつ十分な実態審理を尽くすことを求めるものである。

以上、決議する。

平成8年3月28日

以上でございます。どうか皆さんの御賛同をよろしく願いをいたします。

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 大田知事に対する職務執行命令訴訟について公正な裁判を求める決議（案）に、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

戦後、私たちは沖縄に日米安保条約に基づく米軍基地を多く押しつけて我々本土の人間は生きてきたわけでありましたが、今回の少女に対する事件を通して、沖縄の基地問題が今全国的な関心と呼ぶところになっております。せんだって大阪でも沖縄の人たちが主催をして開いた3月20日の集会は、あの中之島公会堂がもう立錐の余地もないような状態まで人が集まりました。大阪においてあのような市民が集まったことは、私はかつて経験したことのないほど人が集まったわけでありまして。全国でも沖縄のこの集会には、多くの若者や女性たちが多く集まっております。

アメリカに国籍を持つ女性がアピールをしておったわけでありましてけれども、今沖縄の大田知事や、またあの集会で発言した女子高校生の発言、そしてもちろん今示しました暴行を受けた少女の行動から、日本が、またアメリカや世界が動いているということを彼女は指摘されたわけでありまして、しかし、もう一方、我々本土にいる人間がこの問題になお十分な認識をしておらないのも実態であります。

しかし、この問題は今、日本や世界を大きく変える大きな位置を私は示しておると思えます。この泉南市議会でもこの問題に対して、自分の問題として沖縄のこの大田知事が提起をしている問題について真摯に受けとめ、自分の問題としてこの決議案に御賛同いただきますことをよろしく願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） ほかに。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御

異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（島原正嗣君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立少数であります。よって議員提出議案第5号は、否決されました。

次に、日程第33、議員提出議案第6号 公的介護保障の確立を国に求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

2番（和気 豊君） 議員提出議案第6号、公的介護保障の確立を国に求める意見書について、案文を朗読し提案にかえさせていただきます。

公的介護保障の確立を国に求める意見書（案）

高齢化社会が進む中、医療・福祉施策の充実を求める願いは、きわめて切実となっている。とりわけ、介護問題は、より多くの人々にとって身近な問題となっており、しかも重症化、長期化が進む中、その充実を図ることは、現に介護問題をかかえている人々だけでなく、多くの人々の切実な願いとなっている。

厚生省は、こうした介護に対する国民の切実な願いを解決するとして、平成9年度を目途に「介護保険」制度を導入するとして、来年の通常国会に法案を提出する準備を急ピッチで進めているが、国民の願いにこたえる制度をつくるためには、十分な検討と周知期間が必要である。

しかし、新たに重要な制度をつくると言いながら、具体的な内容はまだ明らかになっておらず、3月の法案提出期限を考えたとき、国民的な合意を獲るだけの時間はほとんどない。

しかも、厚生省・審議会の「中間報告」やマスコミの報道などでは、大切な給付内容などはなお不鮮明な部分が多い一方、重要な特別養護老人ホームなどを保障してきた現行の福祉・措置制度については「利用者が選択しにくい」などを理由として廃止の方向を示し、代わりに「社会保険方

式」による導入が言われている。

よって、本市議会は、国民の願いにこたえる公的介護保障の確立を求め
るため、下記の事項について国に要望する。

記

- 1、国の責任で介護保障を確立すること。
- 2、国民の期待にこたえる介護保障を確立するため、十分に時間をかけて国民的合意を図ること。
- 3、老人保健福祉計画（新ゴールドプラン）達成に必要な財政措置を講
じること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年3月28日

泉南市議会

以上であります。御賛同よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

———小山君。

8番（小山広明君） 提案者に若干お尋ねをしたいと思いますが、私もこの
介護問題というのは早急に制度的な整備をしないとイケないと、そのよう
に思うわけなんです、今のこの社会の状況をそのままにしておいて、新
たに介護保険というような制度を導入してまいりますと、国民にとっては
新たな負担ということを生じるのではないかと、そういう心配もしとるわけ
であります。

この記の2番の中に「十分に時間をかけて」というような表現があるん
ですが、この表現は何か早急にこういう制度をまとめていかないといけな
いという状況があると思うんですが、こういう表現は、何かかなりこうい
う制度を確立していくのをおくらしていくような意味にもちょっととれや
しないかなと思うんですが、その点、提案者はこの「十分に時間をかけて」
というのは、どういう意図で入れられたのかをお示しをいただきたいと思
います。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） お答えをいたします。

既に本市議会でも老人保健福祉計画、いわゆる10カ年戦略については
いろいろ論議が戦わされているところであります。しかしながら、現在の

この保健福祉計画は、例えば平成2000年に介護が必要と言われる高齢者が280万人、ところが、それに対するホームヘルパーは17万人、そのうち7割がパートという状況であります。2本目の柱であります特別養護老人ホームについては、29万人分、これは高齢者老人全体の1.3%にしかすぎません。この老人福祉計画の充実、これを太い柱にしながら、国の措置制度を原則にして、そしてその足らざる分を介護保障制度、新しい制度の確立で補っていく、こういうことであります。ですから、当然その保障については新たに十分時間をかける。

例えばドイツの例では、20年間介護充実のためにドイツ国民が悪戦苦闘された。そしてその結果、高齢者住宅の確保、日本におけるいわゆるゴールドプランの数倍の中身を持った老人保健福祉計画、いわゆる在宅老人を中心にした福祉計画ができ上がっています。そういう点で、老人保健福祉計画を太い柱にしながら、この不足分を拡充させていく、こういうことを中心にしながら、国の責任で介護保障を確立させていく、こういう提案趣旨でございます。

議長（島原正嗣君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（島原正嗣君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立少数であります。よって議員提出議案第6号は、否決されました。

ただいま可決されました意見書、決議につきましても、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては、議長に御一任を願いたいと思います。

この際、来る3月31日付をもって退任されます本市収入役の辻利彦

君から、退任に当たりあいさつのため発言を求めていますので、この際これを許可いたします。辻 利彦君。

収入役（辻 利彦君） ただいま議長さんより特別のお許しをいただきましたので、大変お疲れのところ一言御礼のごあいさつを申し上げます。

顧みますれば、昭和26年1月、信達町役場にお世話になりましたより、泉南町、そして泉南市へと、その間45年の長きにわたり議員の皆様方を初め市民の皆様方からいただきました温かい御厚情、御鞭撻を思い起こせば枚挙にいとまがございません。ここに謹んで深く感謝を申し上げます。

議員の皆様方には、今後とも御健勝で本市発展のため一層の御活躍を心から御祈念を申し上げまして、大変簡単粗辞ではございますけれども、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。どうも長い間ありがとうございました。（拍手）

議長（島原正嗣君） 辻 利彦収入役退任に当たり、私から一言お礼の言葉を申し述べます。

辻 利彦収入役におかれましては、多年にわたり本市職員並びに収入役の重職を歴任し、豊富な識見と卓越した手腕をもって本市行政の発展に専心努力され、その向上、達成のために熟誠を注がれ、市勢伸展にまことに多大な貢献をされ、このたび退任されることになりましたことは、まことに寂しい限りであります。しかし、あなたの今までの功績を顧みるとき、その御労苦に対し深甚なる感謝の意を表する次第であります。

今後は、健康に留意され、ますますの発展と御家族ともども御健康で幸多からんことを祈念いたしますとともに、本市発展のためになお一層の御指導、御鞭撻をお願いを申し上げ、感謝の言葉といたします。長い間まことに御苦労さまでございました。（拍手）

以上をもって本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

なお、私より一言理事者に対しお願いを申し上げます。今期定例会において可決を見ました新年度予算を初めとする各議案については、これが執行に当たっては、適正なる執行をなされんことをお願い申し上げます。

これをもちまして平成 8 年第 1 回泉南市議会定例会を閉会いたします。
御苦勞様でした。

午後 1 1 時 3 分 閉会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 島 原 正 嗣

大阪府泉南市議会議員 北 出 寧 啓

大阪府泉南市議会議員 奥和田 好 吉